

標準市議会会議規則、標準市議会委員会条例の改正について(概要)

今回の改正は、大別して下記3つの内容で構成されています。

【主な改正のポイント】

① 議会のデジタル化に関するもの

(1) 令和5年地方自治法改正に対応するもの(手続のオンライン化に関するもの)

(要旨) 議事日程の配布、議案の提出、発言通告書の提出など従来は文書で行われていた手続について、インターネット等を活用したオンラインによる手続で可能とする

(関係条文) 標準市議会会議規則第167条の2 等

(2) オンライン委員会に関する規定(参考条例として令和3年度に全市に示したものを一部修正)を標準の本則とするもの

(要旨) オンライン委員会の開催を可能とする

(関係条文) 標準市議会委員会条例 第15条の2 等

② 令和4年度検討会議での検討事項等を踏まえた全般的な見直しに基づくもの

(要旨) 常用漢字の変更に伴う字句及び現在の規定では運営上の支障となり得る条文を整理する 等

(関係条文) 標準市議会会議規則第159条 等

③ その他の改正について(都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会と協議のうえ「現在の社会情勢等に照らし改正が適当」と判断された事項)

(要旨) 携帯品を「外とう、えり巻、つえ、かさ」から「コート、マフラー、傘」に改める 等

(関係条文) 標準市議会会議規則第152条

【留意点】

※ 令和6年4月1日に改正地方自治法が施行されますが、施行に合わせて標準市議会会議規則、標準市議会委員会条例の改正が法的に求められているわけではありません。

※ 今回の改正は、従来の文書による手続にオンラインによる方法を加えたものです。

オンライン練習会（２回目）の実施について

１ 実施日時

定例会最終日 ９月２５日（水） 広報委員会終了後

※開始時間はアナウンス及びラインワークスで周知

２ 参加者 ８人 ※議席番号順

松野 英夫，平野 充，木下 安子，岸本 直子，内藤 美貴子，
井上 耕志（司会），宮本 和実，伊藤 学

３ 実施方法

①司会（議長）は第２委員会室から参加し，その他の議員については，自宅や会派控室等から貸与されたタブレット，スマホやＰＣで参加。議会事務局長は応接室から参加。

②開始時間になったら入室していないメンバーがいても開始する。（入室していないメンバーは事務局から電話等で状況確認する。）

③司会が進行。まず，議会事務局長より災対本部からの情報を報告。次に司会から各議員に安否状況及び被害状況の確認をして終了

災害時安否状況確認等訓練（10月11日）の実施について

災害時安否状況確認等訓練は前回までラインワークスのアンケート機能を用い実施してきたが、より市議会災害対策支援本部の実務に即し、内容の充実を図るため、災害時安否状況確認訓練はラインワークスのアンケート機能で行い、被害状況等の報告をオンライン（ZOOM）で行うこととする。

1 実施日時

10月11日（金） 午後2時から

※災害時安否状況確認についてはラインワークスのアンケートを午前9時に通知し、同日正午までに回答を求めるもの

2 参加者

全議員

※被害状況等の報告訓練（オンライン）は、議長、副議長は全員協議会室から参加、その他の議員は自宅や会派控室等から貸与されたタブレット、スマホやPCで参加。

3 実施方法

(1) 災害時安否状況確認訓練（ラインワークス）

①ラインワークスのアンケートを午前9時に通知し、同日の正午を回答締切とする。

(2) 被害状況等報告訓練（オンライン）

①司会（議長）及び副議長は全員協議会室から参加し、その他の議員については、自宅や会派控室等から貸与されたタブレット、スマホやPCで参加。議会事務局長は応接室から参加。

②開始時間になったら入室していないメンバーがいても開始する。（入室していないメンバーは事務局から電話等で状況確認する。）

③司会が進行。まず、議会事務局長より災対本部からの情報を報告。次に司会から各会派幹事長に被害状況等の確認をして終了。

※参加人数が多いため、報告者を各会派幹事長としています。

検証の振り返りと本日の協議内容

9月19日の協議

条文	項目
3・8条	広報・広聴に関するもの
	議会報告会の開催に関するもの
	陳情提出者説明に関するもの
5条	オンラインに関するもの
	議会運営に関するもの
12条	災害対策に関するもの
19条	地方自治法改正に関するもの
	政治倫理に関するもの

① 5条・12条
災害対策を含むオンラインについて
ア 例規の整備を含むオンライン会議について
**例規の整備を進めることを決定
議長が定める規程及び運用方法要綱の案を正副委員長が準備**

本日の協議

① 5条・12条
災害対策を含むオンラインについて
ア 災害に関する項目
a 大規模災害発生時応急対応及び緊急時の議会運営マニュアルについて
☞ **会派の意見・協議**
b 調布市議会災害対策支援本部要綱の一部改正について
☞ **会派の意見・協議**



検証の振り返りと本日の協議内容

条文	項目
3・8条	広報・広聴に関するもの
	議会報告会の開催に関するもの
	陳情提出者説明に関するもの
5条	オンラインに関するもの
	議会運営に関するもの
12条	災害対策に関するもの
19条	地方自治法改正に関するもの
	政治倫理に関するもの

10月28日の協議

① 5条・12条
災害対策を含むオンラインについて
ア 災害に関する項目
a 大規模災害発生時応急対応及び緊急時の議会運営マニュアルについて
**応急対応について、役員会の設置は見送り、継続協議。
議会運営については決定。**
b 調布市議会災害対策支援本部要綱の一部改正について
役員会の設置を見送り、継続協議

本日の協議

① 5条・12条
災害対策を含むオンラインについて
(ア) 例規の整備を含むオンライン会議について
a 調布市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程（案）及び調布市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程（案）について
☞ 会派の意見・協議
b 調布市議会オンラインによる方法を活用した委員会開催に関する要綱（案）について
☞ 会派の意見・協議

② 19条
政治倫理
(ア) 議員の請負に関する項目について
☞ 会派の意見・協議



会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程（案）及び 委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程（案）の概要

令和6年11月27日
議会運営委員会

規程等の制定理由	今回の地方自治法改正は、オンラインによる手続の具体的事項（署名に代わる本人確認の方法、議会への提出先など）を議会等が定めることになっていることから、会議規則及び委員会条例の改正に加え、具体的な事項を定めるために規程を設ける。
----------	--

【用語解説】	標準会議規則等では、法令等の用法に従った用語を使用しており、主な用語をわかりやすく言い換えると、概ね次のとおり。
電子計算機	コンピュータ、スマートフォン、タブレット等
電子情報処理組織	インターネット、LAN等
電子情報処理組織を使用する方法	オンライン（化）、メール、電子申請システム、クラウド型サービス（会議システム、チャットアプリ）等
電磁的記録	（デジタル）データ
情報通信（の）技術	デジタル技術
電子署名	電磁的記録に対して行われる電子的な署名
電子証明書	（紙であれば実印を押印し、印鑑証明書を添付するが、） 電子署名が真正なものかどうかを電子的に証明するもの
官職証明書・職責証明書	政府認証基盤を構成する政府共用認証局では通知等の作成者が処分権者であること及び、結果の通知等の内容が改ざんされていないことを証明するため処分権者である大臣等の官職証明書を発行され、地方公共団体組織認証基盤の認証局では、議長名義の職責証明書が発行される
磁気ディスク	フロッピーディスク、ハードディスク等
電磁的記録媒体、記録媒体	（磁気ディスクに加えて）USBメモリ、SDカード等

会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程（案）の概要

令和6年11月27日
議会運営委員会

第1条 趣旨

調布市議会会議規則に規定する通知，作成，保存等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法（メール，会議システム，チャットアプリ等）により行う場合について，必要な事項を定めるもの。

第2条 定義

電子署名

- (1) 電子署名及び認証業務に関する法律に規定する電子署名
- (2) 政府認証基盤の官職証明書に基づく電子署名
- (3) 地方公共団体組織認証基盤の職責証明書に基づく電子署名

電子証明書

- (1) 商業登記法の規定に基づき登記官が作成したもの
- (2) 電子署名及び認証業務に関する法律に規定する認定認証事業者が作成したもの
- (3) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に規定する署名用電子証明書

第3・4条 議会等に対する通知

議会等に対する通知を行う場合の電子情報処理組織，手続を規定。電子署名（電子証明書付）を求めるもの。議長の指定する方法による通知の場合は除外規定あり（議会内部の手続等を想定）。

第5・6条 議会等からの通知

議会等から行う通知に係る電子情報処理組織，手続を規定。

第7・8条 通知を受ける旨，記録された事項の表示方法

議会等から通知をオンラインで受ける旨の表示方法は，第5条で使用する識別符号（ID，パスワード）又は，議長が定める届出（メールアドレス等）とする。

記録された事項の表示方法は紙面又は映像面に表示するものとする。

第9条 配付に係る電子情報処理組織

日程の作成及び配付，会議録の配付，請願文書表等の作成及び配付等に係る電子情報処理組織を規定。

第10条 氏名又は名称を明らかにする措置

議会等に対して行う又は議会等が行う通知で，署名，連署，記名押印が規定されているものを，電子処理組織を使用する方法で行う場合の氏名又は名称を明らかにする措置は，電子署名（電子証明書付）又は第4条の議長の指定する方法とする。

第11条 電子情報処理組織を使用する方法によることが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合の通知

- ・対面により本人確認をするべき事情があると議長が認めた場合。
- ・議会に対して行われ，議会が行う通知のうちに原本を確認し，又は交付する必要があると議長が認めた場合。

第12条 電磁的記録による作成等

電磁的記録により作成等を行うときは，電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

第13条 準用等

地方自治法の規定による会議録の長への報告，欠席議員への招状等を電子情報処理組織を使用する場合は，第5条～第11条までを準用する。

会議規則に規定する通知，作成，保存等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する場合には，特段の定めがあるほか，会議規則及びこの規程の例による。

第14条 委任

この規程のほか，議会等に係る通知，作成，保存等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は，議長が定める。

委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程（案）の概要

令和6年11月27日
議会運営委員会

第1条 趣旨

調布市議会委員会条例に規定する作成等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法（メール、会議システム、チャットアプリ等）により行う場合について、必要な事項を定めるもの

第2条 定義

電子署名

- (1) 電子署名及び認証業務に関する法律に規定する電子署名
- (2) 政府認証基盤の官職証明書に基づく電子署名
- (3) 地方公共団体組織認証基盤の職責証明書に基づく電子署名

第3条 委員長による電磁的記録による記録の作成

- (1) 議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- (2) 電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成させるもの

第4条 氏名又は名称を明らかにする措置

委員会記録の作成を電磁的記録により行う場合の署名又は押印については電子署名とする。、

第5条 会議規則との関係

委員会条例に規定する通知、作成及び保存を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法による場合（委員会条例に特段の定めのある場合を除くほか）は、会議規則第126条の2（電子情報処理組織による通知等）、第126条の3（電磁的記録による作成等）の規定の例による。

第6条 委任

この規程のほか、委員会条例に規定する通知、作成及び保存を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、委員長が定める。

調布市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程（案）

資料 67

【参考】全国市議会議長会標準市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程（例）

議会運営委員会

調布市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程（案）	【参考】全国市議会議長会規程（例）
（趣旨） 第1条 この規程は、調布市議会市議会会議規則（昭和39年12月23日議会規則第1号。以下「会議規則」という。）に規定する通知、作成、保存等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第一条 この規程は、〇〇市議会会議規則（昭和〇年〇月〇日議会規則第〇号。以下「会議規則」という。）に規定する通知、作成、保存等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。
（定義） 第2条 この規程で使用する用語は、会議規則において使用する用語の例による。	（定義） 第二条 この規程で使用する用語は、会議規則において使用する用語の例による。
2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 電子署名 次に掲げるものをいう。	一 電子署名 次に掲げるものをいう。
ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名	イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名
イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名	ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名
ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用し	ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用し

て手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の職責 証明書に基づく電子署名	て手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の職責 証明書に基づく電子署名
(2) 電子証明書 議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」とい う。）に対して通知を行う者又は議会等が電子署名を行ったものであ ることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものである ことを証明するために作成する電磁的記録（議会等の使用に係る電 子計算機（会議規則第126条の2第1項に規定する電子計算機をい う。以下同じ。）において識別できるものに限る。）であって、次に 掲げるものをいう。	二 電子証明書 議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」とい う。）に対して通知を行う者又は議会等が電子署名を行ったものであ ることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものである ことを証明するために作成する電磁的記録（議会等の使用に係る電 子計算機（会議規則第百六十七条の二第一項に規定する電子計算機を いう。以下同じ。）において識別できるものに限る。）であって、次 に掲げるものをいう。
ア 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及 び第3項の規定に基づき登記官が作成したもの	イ 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一 項及び第三項の規定に基づき登記官が作成したもの
イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事 業者が作成したもの	ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事 業者が作成したもの
ウ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関 する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署 名用電子証明書	ハ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関 する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する 署名用電子証明書
エ その他議長が定めるもの	ニ その他議長が定めるもの
（議会等に対する通知に係る電子情報処理組織） 第3条 会議規則第126条の2第1項に規定する議長が定める電子情報 処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等に対して通知を 行う者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機 と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線 で接続した電子情報処理組織とする。	（議会等に対する通知に係る電子情報処理組織） 第三条 会議規則第百六十七条の二第一項に規定する議長が定める電子情 報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等に対して通知 を行う者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算 機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回 線で接続した電子情報処理組織とする。
（電子情報処理組織による議会等に対する通知）	（電子情報処理組織による議会等に対する通知）

第4条 会議規則第126条の2第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等（同項に規定する文書等をいう。第6条、第11条第2号及び第12条において同じ。）により行うときに記載すべきこととされている事項を、議会等に対して通知をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。	第四条 会議規則第百六十七条の二第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等（同項に規定する文書等をいう。第六条、第十一条第二号及び第十二条において同じ。）により行うときに記載すべきこととされている事項を、議会等に対して通知をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。
2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（通知を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。	2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（通知を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。
（議会等からの通知に係る電子情報処理組織） 第5条 会議規則第126条の2第2項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。	（議会等からの通知に係る電子情報処理組織） 第五条 会議規則第百六十七条の二第二項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。
（電子情報処理組織による議会等からの通知） 第6条 議会等は、会議規則第126条の2第2項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。	（電子情報処理組織による議会等からの通知） 第六条 議会等は、会議規則第百六十七条の二第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。
（議会等からの通知を受ける旨の表示の方式）	（議会等からの通知を受ける旨の表示の方式）

第7条 会議規則第126条の2第2項ただし書に規定する議長が定める方式は、次に掲げるいずれかの方式とする。 (1) 第5条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力 (2) 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議長の定めるところによる届出	第七条 会議規則第百六十七条の二第二項ただし書に規定する議長が定める方式は、次に掲げるいずれかの方式とする。 一 第五条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力 二 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議長の定めるところによる届出
(電磁的記録に記録された事項を表示する方法) 第8条 会議規則第126条の2第4項に規定する議長が定める方法は、同項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。	(電磁的記録に記録された事項を表示する方法) 第八条 会議規則第百六十七条の二第四項に規定する議長が定める方法は、同項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。
(配付に係る電子情報処理組織) 第9条 会議規則第126条の2第4項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。	(配布に係る電子情報処理組織) 第九条 会議規則第百六十七条の二第四項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。
(氏名又は名称を明らかにする措置) 第10条 会議規則第126条の2第5項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものは、電子署名（議会等に対して行われる通知（通知を行う者が議員であるものを除く。）に係るものにあつては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）又は第4条第2項ただし書に規定する措置とする。	(氏名又は名称を明らかにする措置) 第十条 会議規則第百六十七条の二第五項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものは、電子署名（議会等に対して行われる通知（通知を行う者が議員であるものを除く。）に係るものにあつては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）又は第四条第二項ただし書に規定する措置とする。
(通知のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合)	(通知のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合)

第11条 会議規則第126条の2第6項に規定する議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合 (2) 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがあると議長が認める場合	第十一条 会議規則第百六十七条の二第六項に規定する議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合 二 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがあると議長が認める場合
(電磁的記録による作成等) 第12条 議会等は、会議規則第126条の3第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。	(電磁的記録による作成等) 第十二条 議会等は、会議規則第百六十七条の三第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。
(準用等) 第13条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第118条第6項（同法第127条第3項の規定により準用される場合を含む。）、第123条第4項及び第137条の規定による通知を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、第5条から第11条までの規定を準用する。	(準用等) 第十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百十八条第六項（同法第百二十七条第三項の規定により準用される場合を含む。）、第百二十三条第四項及び第百三十七条の規定による通知を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、第五条（（議会等からの通知に係る電子情報処理組織））から第十一条（（通知のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合））までの規定を準用する。
2 会議規則に規定する通知、作成、保存等（会議規則第126条の2及び第126条の3の規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場	2 会議規則に規定する通知、作成、保存等（会議規則第百六十七条の二及び第百六十七の三の規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う

合については、会議規則に特段の定めのある場合を除くほか、会議規則第126条の2及び第126条の3の規定並びにこの規程の規定の例による。	場合については、会議規則に特段の定めのある場合を除くほか、会議規則第百六十七条の二及び第百六十七の三の規定並びにこの規程の規定の例による。
(委任) 第14条 この規程に定めるもののほか、議会等に係る通知、作成、保存等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議長が定める。	(委任) 第十四条 この規程に定めるもののほか、議会等に係る通知、作成、保存等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議長が定める。
附 則 この規程は、 年 月 日から施行する。	附 則 この規程は、 年 月 日から施行する。

調布市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程（案）

資料 68

【参考】全国市議会議長会標準委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程（例）

議会運営委員会

調布市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程（案）	【参考】全国市議会議長会規程(例)
（趣旨） 第1条 この規程は、調布市議会委員会条例（昭和31年10月1日条例第17号。以下「委員会条例」という。）に規定する作成等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第一条 この規程は、〇〇市議会委員会条例（昭和〇年〇月〇日〇〇市条例第〇号。以下「委員会条例」という。）に規定する作成等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。
（定義） 第2条 この規程で使用する用語は、委員会条例において使用する用語の例による。	（定義） 第二条 この規程で使用する用語は、委員会条例において使用する用語の例による。
2 この規程において、「電子署名」とは、次に掲げるものをいう。	2 この規程において、「電子署名」とは、次に掲げるものをいう。
(1) 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名	一 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名
(2) 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名	二 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名
(3) 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名	三 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名
（電磁的記録による記録の作成）	（電磁的記録による記録の作成）

第3条 委員長は、委員会条例第29条第3項の規定により記録を電磁的記録により作成させるときは、当該作成を文書等（会議規則第126条の2第1項に規定する文書等をいう。）により行うときに記載すべきこととされている事項を議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する方法により作成させるものとする。	第三条 委員長は、委員会条例第三十条第三項の規定により記録を電磁的記録により作成させるときは、当該作成を文書等（会議規則第百六十七条の二第一項に規定する文書等をいう。）により行うときに記載すべきこととされている事項を議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する方法により作成させるものとする。
（氏名又は名称を明らかにする措置） 第4条 委員会条例第29条第3項の議長が定める措置は、電子署名とする。	（氏名又は名称を明らかにする措置） 第四条 委員会条例第三十条第三項の議長が定める措置は、電子署名とする。
（会議規則との関係） 第5条 委員会条例に規定する通知（委員会条例第23条第1項の規定によるものを除く。）、作成（委員会条例第29条第1項の規定によるものを除く。）及び保存を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、委員会条例に特段の定めのある場合を除くほか、会議規則第126条の2及び第126条の3の規定の例による。	（会議規則との関係） 第五条 委員会条例に規定する通知（委員会条例第二十四条第一項の規定によるものを除く。）、作成（委員会条例第三十条第一項の規定によるものを除く。）及び保存を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、委員会条例に特段の定めのある場合を除くほか、会議規則第百六十七条の二及び第百六十七の三の規定の例による。
（委任） 第6条 この規程に定めるもののほか、委員会条例に規定する通知、作成及び保存を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、委員長が定める。	（委任） 第六条 この規程に定めるもののほか、委員会条例に規定する通知、作成及び保存を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、委員長が定める。
附 則 この規程は、 年 月 日から施行する。	附 則 この規程は、 年 月 日から施行する。

常任委員会等のオンライン開催（開会方法の特例）

資料 69

本表は、①調布市議会会議規則等の改正と、②オンライン開催手続等を定める要綱等の制定を行った場合に、オンライン開催が可能となる会議、委員等、要件等を整理したもの

	対象会議	オンライン出席が可能な委員等	開催可否の判断者	オンライン会議の開催要件	関係規程等
1	常任委員会	①委員（委員長を除く。※） ②説明員 ③請願紹介議員 ④公述人・参考人 ⑤委員外議員	委員長	(1) 委員の場合 <u>「有事の場合」に限り</u> ，「届出」により開催 ※「有事の場合」 ①重大な感染症のまん延 ②大規模な災害等の発生等 (2) 公述人・参考人・説明員の場合 <u>「有事の場合」に限らず</u> ，議長に対し「申出」により開催 （補足）会議規則第65条第3項委員外議員・請願紹介議員は，「 <u>委員会がオンラインによる方法で開かれているときは</u> 」，オンラインによる方法で会議に参加することが可能（限定的な参加）	調布市議会会議規則 調布市議会委員会条例 【要協議1】 （仮称）調布市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程 （仮称）調布市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程
2	特別委員会				
3	議会運営委員会	①委員（委員長を除く。※） ②オブザーバー（委員外議員や委員の代理出席として出席する議員を含む。） ③説明員 ④請願紹介議員 ⑤公述人・参考人			
4	全員協議会	①議員（議長を除く。※） ②説明員	議長	（補足）会議規則第65条第3項委員外議員・請願紹介議員は，「 <u>委員会がオンラインによる方法で開かれているときは</u> 」，オンラインによる方法で会議に参加することが可能（限定的な参加）	調布市議会会議規則 （協議・調整の場）
5	広報委員会	①委員（委員長を除く。※） ②説明員 ③委員外議員	委員長		【要協議2】 調布市議会全員協議会要綱 調布市議会広報委員会要綱
6	幹事長会議	①各会派幹事長（副議長を除く。※） ②オブザーバー（幹事長の代理として出席する議員を含む。） ③説明員	議長		【要協議3】 先例・申し合わせ等

※ オンライン開催時、会議を進行する議員（例：委員長、議長、副議長）は、会議室に参集することを想定。

※ **【要協議1～3】**とある関係規程等は、今後、議会運営委員会において協議を要する。

オンラインによる方法を活用した委員会等開催までの流れ（要綱（案）の概要）

令和6年11月27日
議会運営委員会

有事に限りオンラインを開催する 調布市議会委員会条例(案)(委員会の開会方法の特例)第14条の2
大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるとき

資料 70

オンライン委員会を開催する意義

地方公共団体の意思決定を行う議会
は有事においても、その役割を最大限
果たすことが求められており、会議室
に参集できない委員が出席できるよ
うにすることで、会議を成立させ議会
の役割を果たすため。

<対象委員会等>

- ・常任委員会・議会運営委員会・特別委
員会(委員会条例)
- ・全員協議会、広報委員会
(会議規則第125条の2 協議等の場)
- ・幹事長会議(先例・申合せ事項)

オンライン委員会の開催手続の例(常任委員会)

委員長

①招集通知

①

- ③ 委員長は副委員長と協議し、オンライン委員会の
開催の可否を決定
- ④ 各委員、議長に通知

④

⑤ 議会事務局は接続の確認等を行う

⑤

- ⑥ 委員長、議会事務局は本人確認等を行う
※委員長等の参集
※委員長、副委員長、両者が不在の場合は出席委員中の
年長委員が委員長職務を務める

⑥

委員

- オンライン出席を希望する委員
② 開催日2日前正午までに申請(例外:やむを得ない事情が
あると委員長が認めたとき)

オンライン出席委員等以外の委員は、会議室に参集

オンライン出席委員等

- ⑤ 開会30分前までに接続を確認
※自宅、事務所等の個室(本人以外の者を入れないこと)
※セキュリティ対策
- ⑥ 委員会にオンラインにより出席

黒字下線太枠:要綱案(協議事項)
黒字:条例案・規則案(確認事項)

オンライン委員会の確認事項

表決の方法	挙手により行う。映像により挙手の判別が難しい場合等は、出席委員全 員の発言により確認する。 棄権の場合は、反対の意向との疑義が生じる余地がないよう意向表明 後、映像と音声を遮断し、退席する。
除斥の方法	審査案件と一定の利害関係のあるオンライン出席委員の除斥時は、オ ンライン出席委員の映像と音声を遮断する。
通信障害時の対応	委員長が確認しても復旧しない場合は、退席したものとみなす。
休憩及び退席	休憩時及び退席時は、映像と音声を遮断する。
オンラインでできない議事	投票による表決及び選挙(指名推選による選挙を除く。)

説明員、公述人、参考人のオンライン出席 【有事に限らず出席可能】

調布市議会委員会条例(案)
(出席説明の要求)第20条第2項
オンラインによる方法で説明するときは、議長を経て委員会にその旨を申し出なけ
ればならない
(公述人の決定)第24条第3項
オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる
(参考人)第28条第3項
オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる

委員外議員、請願紹介議員のオンライン出席

調布市議会会議規則(案)
(委員外議員の発言)第65条、(紹介議員の委員会出席)第88条
オンラインで委員会が開催されるとき、委員外議員、請願紹介
議員が、オンライン出席を希望する場合は、委員長に届け出る

※オンライン
委員会開催時
の適切な進行
に資するため、
適宜オンライン
委員会の開
催訓練を行う
ものとする。

請負の範囲の明確化と要件の緩和について

令和6年11月27日
議会運営委員会

1 請負禁止とは

・議会運営の公正を保障するとともに、事務執行の適正を確保するために、長等の場合と同様、地方議会の議員が、当該公共団体との間において特定の利害関係に立つことを禁止するもの

・法改正前は、個人事業主である議員は、金額の多寡を問わず当該公共団体と取引があると認定された場合（※）、当該議員は失職。また、議員が取締役等を務める法人による請負は、請負が業務の主要部分を占める法人に限り禁止（地方自治法92条の2）

※一定期間にわたる継続的な取引関係に立つものに限られる。

2 法改正の背景

・近年、地方議会は性別や年齢構成の偏り，小規模市町村を中心とした議員のなり手不足の深刻化，低投票率等に見られる議会への関心の低下等の課題に直面

・議会三団体は、多様な人材の地方議会への参画促進を図るため、政府及び国会に対し，地方議会の位置づけ，議員の職務の地方自治法における明確化をはじめ，会社員が立候補しやすい労働法制の見直し，請負禁止要件の緩和等を要望

・令和2年6月の第32次地方制度調査会答申は，投票率の低下や無投票当選の増加について警鐘を鳴らし，議員のなり手不足の要因である①議員の法的位置づけ，②議員報酬のあり方，③請負禁止の緩和，④立候補環境の整備の4つの課題について検討を進めるよう提言

3 法改正の概要

令和4年12月10日に地方自治法の一部改正が成立し，議員個人による地方公共団体に対する請負について，範囲の明確化と要件の緩和が図られた（令和5年3月1日施行）。

なお，議員が取締役等を務める法人による請負は，従前どおり。

議員個人の請負	改正前	改正後
「請負」の範囲	条文上「不明確」	条文上「明確化」（※）
請負禁止の要件	金額の多寡を問わず禁止	<u>政令で定める額（300万円）の範囲内で、個人による請負が可能</u>
※法第92条の2は、「請負」を「業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきもの」と定義		

〔参考〕公職選挙法104条では，市議会議員選挙の当選人で請負禁止規定に該当する関係を有する者は，市選挙管理委員会に，当選告知を受けた日から5日以内に関係を有しなくなった旨の届出をしないときは，その当選を失うこととされている。

4 請負禁止の該当事例と他団体の取組

【請負禁止規定の該当事例】

- ・調布市における該当事例はなし
- ・全国の市町村においても平成30年度から令和2年度までの間の該当事例はなし

【請負状況公表条例等を制定している団体】

議員個人による請負の状況の透明性を確保するため，議員の請負の状況の公表に関する条例等を制定する団体

- ・都内の市区町村では，港区・八丈町の2団体
- ・全国の市では，122団体・約15%（令和5年12月31日現在）

資料 71

5 調布市議会の取組と課題

【現行の取組】

関係法令の規定に基づき，市の業務を請け負い，又は請け負う企業，団体等の役員に就くことを禁止（「調布市議会議員の政治倫理に関する規準等を定める規程」第3条第4項）

【取組の課題】

法改正を踏まえ，改正趣旨の周知と合わせ，改めて全議員を対象とした政治倫理観を高めるための取組が必要

6 今後の調布市議会の取組（案）

法改正を機に，調布市議会基本条例の規定（第19条「政治倫理」）に基づく取組として，全議員が改めて政治倫理観を高める機会を設けるとともに，請負状況の確認を行う。

また，請負状況の公表については，引き続き他団体の動向等を注視していく。

対応（案）	詳細
制度理解の促進	・政治倫理，兼職・兼業禁止等をテーマにした研修の実施 ・上記テーマに関する情報の提供
請負状況の確認	・毎年1回確認，適宜報告 ・確認時に制度周知と注意喚起

検証の振り返りと本日の協議内容

条文	項目
3・8条	広報・広聴に関するもの
	議会報告会の開催に関するもの
	陳情提出者説明に関するもの
5条	オンラインに関するもの
	議会運営に関するもの
12条	災害対策に関するもの
19条	地方自治法改正に関するもの
	政治倫理に関するもの

11月27日の協議

① 5条・12条
災害対策を含むオンラインについて
(ア) 例規の整備を含むオンライン会議について
a 調布市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程（案）及び調布市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程（案）について
☞ **例規の整備について**
会派持ち帰り・継続協議
b 調布市議会オンラインによる方法を活用した委員会開催に関する要綱（案）について
☞ **例規の整備について**
会派持ち帰り・継続協議

② 19条
政治倫理
(ア) 議員の請負に関する項目について
☞ **継続協議・研修の実施を議長に依頼**

本日の協議

① 5条・12条
災害対策を含むオンラインの検討について
(ア) 災害に関する項目（行動マニュアルの作成について）
a 大規模災害発生時 応急対応マニュアル 及び b 調布市議会 災害対策支援本部要綱の一部改正について
☞ **会派の意見・協議**
(イ) 例規の整備を含むオンライン会議について
a 調布市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程（案）及び調布市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程（案）について
☞ **会派の意見・協議**
b 調布市議会オンラインによる方法を活用した委員会開催に関する要綱（案）について
☞ **会派の意見・協議**



本マニュアルは、地震や風水害による災害が発生した場合に調布市議会が調布市災害対策本部（以下、災対本部という。）と連携し迅速かつ的確に地域の支援に対処できるよう調布市議会災害対策支援本部要綱（平成24年5月21日議会要綱第1号）を補完するものである。 ※議員とは本部長、副本部長、本部員をいう。

1 調布市議会災害対策支援本部（以下支援本部という。）における基本原則

- ①支援本部は災害の状況に応じ、必要な体制をとりながら災対本部が行う災害対応に最大限の協力をする。
- ②本部員は、会議への参加の求めがあるまでは、地域の一員（消防団や自治会等）として救援・復旧活動等の支援を率先して行う。
- ③議員は災対本部を含む執行機関の災害対応の妨げとならないよう、直接、災対本部に個別の意見や要望はせず、情報提供は全て調布市災害対策支援本部を介すること。

2 支援本部の設置

災害時に災対本部が設置されたときは、市議会として、これと連携するため、支援本部を置くことができる。

【 災対本部設置の可能性がある目安 】

- 震災** 市域において、震度5弱以上の地震が発生した場合
- 風水害** 大型台風の接近等により大雨警報、洪水警報、氾濫警戒情報、土砂災害警戒情報が発令され、市から警戒レベル3高齢者避難や警戒レベル4避難指示が発令される場合

3 連絡手段・内容

●連絡手段

議員からの安否確認及び本部への情報提供は、原則としてチャットアプリを用いるものとする。災害の状況により通信障害等が生じている場合は、適宜、電話・FAX・災害伝言ダイヤル等の活用を図ること。

●内容

- ①議員及び家族の安否状況
- ②議員の所在地
- ③議員の居宅の被災状況
- ④議員の参集の可否と参集可能な時期
- ⑤今後の議員との連絡方法

※支援本部で集約し災対本部へ適宜提供する。ただし、報告内容への個別回答はしない。

＜ ⑥地域の被災状況の報告内容 ＞

道路閉塞、河川の氾濫、冠水等迅速な災害対策に支障が生じるような被害

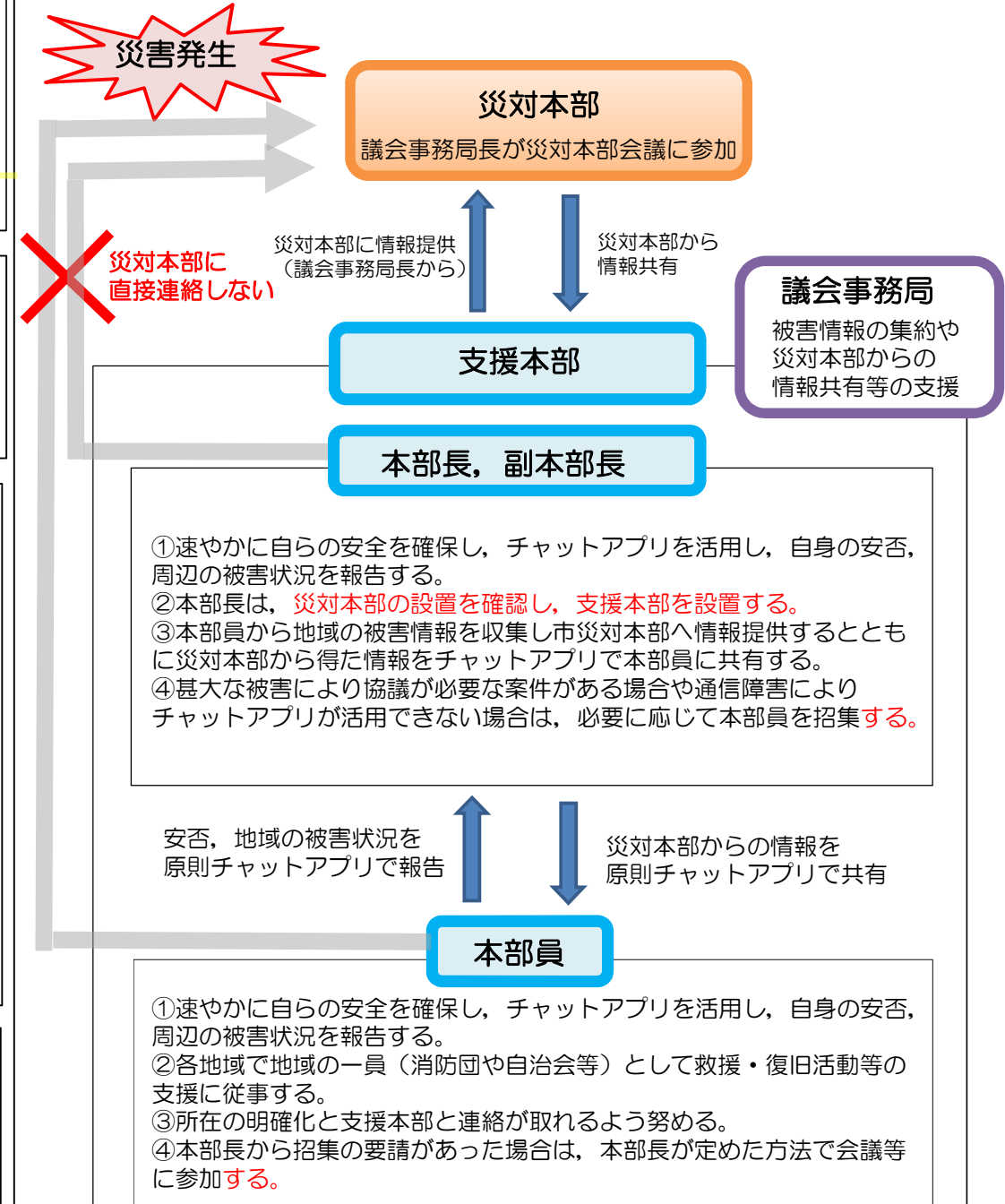
(報告例)

「小島町〇ー△ー□先の〇〇通りで家屋倒壊により道路閉塞あり」
「染地〇ー△ー□付近において冠水発生、〇〇アパートにおいて床上浸水あり」

4 注意事項

- ・職員や避難所に直接、要望・指示・情報提供等をせず、必ず支援本部を介すること。
- ・また、災対本部に回答は求めないこと。
- ・不確実な情報を発信しないこと（特にSNSに注意）。
- ・所在の明確化と常に支援本部と連絡がとれるように努めること。
- ・危険な場所に立ち入らないこと。

5 災害発生時のフロー（応急対応）



改正後	改正前
○調布市議会災害対策支援本部要綱 平成24年5月21日議会要綱第1号 調布市議会災害対策支援本部要綱 第1 目的 地震等の災害が発生した場合において調布市議会が調布市災害対策本部条例（昭和38年調布市条例第35号）に基づく調布市災害対策本部（以下「災対本部」という。）と連携するための組織について定めることにより、災害時において調布市議会議員（以下「議員」という。）自らが迅速かつ適切な対応を図ることを目的とする。 第2 支援本部の設置 調布市議会議長（以下「議長」という。）は、災害時に災対本部が設置されたときは、調布市議会として、これと連携するため、調布市議会災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）を置くことができる。 第3 所掌事項 支援本部は、次の各号に掲げる事項を処理する。 (1) 議員の安否等の確認に関すること。 (2) 議員に対する災対本部から受けた災害情報の提供に関すること。 (3) 災害情報の収集に関すること。 (4) 災対本部への災害情報の提供に関すること。 (5) 被災地、避難所等の調査に関すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める事項に関すること。 第4 構成 支援本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。 2 本部長は、議長をもって充てる。<u>ただし、一般選挙後、議長が選任されるまでの間は、議会事務局長をもって充てる。</u>	○調布市議会災害対策支援本部要綱 平成24年5月21日議会要綱第1号 調布市議会災害対策支援本部要綱 第1 目的 地震等の災害が発生した場合において調布市議会が調布市災害対策本部条例（昭和38年調布市条例第35号）に基づく調布市災害対策本部（以下「災対本部」という。）と連携するための組織について定めることにより、災害時において調布市議会議員（以下「議員」という。）自らが迅速かつ適切な対応を図ることを目的とする。 第2 支援本部の設置 調布市議会議長（以下「議長」という。）は、災害時に災対本部が設置されたときは、調布市議会として、これと連携するため、調布市議会災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）を置くことができる。 第3 所掌事項 支援本部は、次の各号に掲げる事項を処理する。 (1) 議員の安否等の確認に関すること。 (2) 議員に対する災対本部から受けた災害情報の提供に関すること。 (3) 災害情報の収集に関すること。 (4) 災対本部への災害情報の提供に関すること。 (5) 被災地、避難所等の調査に関すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める事項に関すること。 第4 構成 支援本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。 2 本部長は、議長をもって充てる。

改正後	改正前
3 副本部長は、調布市議会副議長（以下「副議長」という。）をもって充てる。 4 本部員は、議員（議長及び副議長を除く。）をもって充てる。 第5 職務 本部長は、支援本部を代表し、部務を総理する。 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。 3 本部長、副本部長及び本部員は、第3に規定する事項を円滑に処理するため、次の各号に掲げる職務を行うものとする。 （1） 自らの安否及び居所又は連絡場所を支援本部に報告し、連絡体制を確立すること。 （2） 支援本部からの情報提供を受けること。 （3） 被災地、避難所等において情報収集を行い、必要に応じて支援本部に報告すること。 （4） 被災地において、支援活動に協力すること。 （5） 被災地において、被災者からの相談を受け、これに対する助言等を行うこと。 第6 議会事務局の職員の対応 議会事務局の職員は、第3に規定する事項の円滑な処理に資するため、次の各号に掲げる対応を図るものとする。 （1） 議会事務局長にあつては、災対本部の会議に出席し、情報収集に努めるとともに、支援本部に当該情報を提供すること。 （2） 議会事務局長にあつては、支援本部が収集した災害情報を整理し、本部長の指示に従い、災対本部に当該情報を提供すること。 （3） 前2号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める事項 第7 救急救命講習等の受講 本部長、副本部長及び本部員は、災害時に備え、救急救命講習その他こ	3 副本部長は、調布市議会副議長（以下「副議長」という。）をもって充てる。 4 本部員は、議員（議長及び副議長を除く。）をもって充てる。 第5 職務 本部長は、支援本部を代表し、部務を総理する。 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。 3 本部長、副本部長及び本部員は、第2に規定する事項を円滑に処理するため、次の各号に掲げる職務を行うものとする。 （1） 自らの安否及び居所又は連絡場所を支援本部に報告し、連絡体制を確立すること。 （2） 支援本部からの情報提供を受けること。 （3） 被災地、避難所等において情報収集を行い、必要に応じて支援本部に報告すること。 （4） 被災地において、支援活動に協力すること。 （5） 被災地において、被災者からの相談を受け、これに対する助言等を行うこと。 第6 議会事務局の職員の対応 議会事務局の職員は、第2に規定する事項の円滑な処理に資するため、次の各号に掲げる対応を図るものとする。 （1） 議会事務局長にあつては、災対本部の会議に出席し、情報収集に努めるとともに、支援本部に当該情報を提供すること。 （2） 議会事務局長にあつては、支援本部が収集した災害情報を整理し、本部長の指示に従い、災対本部に当該情報を提供すること。 （3） 前2号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める事項 第7 救急救命講習等の受講 本部長、副本部長及び本部員は、災害時に備え、救急救命講習その他こ

改正後	改正前
れに類するものの受講に努めなければならない。 第8 招集等 支援本部は、本部長が招集する。 <u>2 本部長は、必要があると認めたときは、オンライン（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法を用いる。）により、会議を開くことができる。</u> 第9 庶務 支援本部の庶務は、議会事務局において処理する。 第10 雑則 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。 附 則 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。	れに類するものの受講に努めなければならない。 第8 招集 支援本部は、本部長が招集する。 第9 庶務 支援本部の庶務は、議会事務局において処理する。 第10 雑則 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。 附 則 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和●年●月●日から施行する。

委員会提出議案第 号

調布市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 日

提出者 議会運営委員長 宮 本 和 実

提案理由

地方自治法の一部改正を踏まえ、手続の電子化並びにオンラインによる委員会及び協議等の場の開催について定めるとともに、所要の改正及び規定の整備を行うため、提案するものであります。

調布市議会規則第 号

調布市議会会議規則の一部を改正する規則

調布市議会会議規則（昭和３９年調布市議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

- 第１章 総則（第１条—第１２条）
- 第２章 議案及び動議（第１３条—第１８条）
- 第３章 議事日程（第１９条—第２３条）
- 第４章 選挙（第２４条—第３２条）
- 第５章 議事（第３３条—第４５条）
- 第６章 発言（第４６条—第６１条）
- 第７章 委員会（第６２条—第７３条の２）
- 第８章 表決（第７４条—第８４条）
- 第９章 請願（第８５条—第９１条）
- 第１０章 公聴会及び参考人（第９２条—第９８条）
- 第１１章 秘密会（第９９条・第１００条）
- 第１２章 辞職及び資格の決定（第１０１条—第１０５条）
- 第１３章 規律（第１０６条—第１１４条）
- 第１４章 懲罰（第１１５条—第１２０条）
- 第１５章 会議録（第１２１条—第１２４条）
- 第１６章 協議又は調整を行うための場（第１２５条・第１２５条の２）
- 第１７章 議員の派遣（第１２６条）
- 第１８章 補則（第１２６条の２—第１２７条）

附則

第 1 条中「開会定刻前」を「開議定刻前」に改める。

第 3 条第 4 項中「番号」を「番号及び氏名標」に改める。

第 8 条第 2 項中「会議時間」を「会議に宣告することにより，会議時間」に改め，同条中第 3 項を第 4 項とし，第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず，議長は，会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは，会議時間を変更することができる。

第 12 条中「議場」を「議会棟」に改める。

第 13 条第 1 項中「議長」を「，議長」に改め，同条第 2 項中「そなえ」を「備え」に，「委員長が」を「委員長名をもって，」に改める。

第 18 条第 1 項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め，同項に次のただし書を加える。

ただし，会議の議題となる前においては，議長の許可を得なければならない。

第 18 条第 2 項及び第 3 項中「承認」を「許可」に改める。

第 25 条中「投票による選挙を行う宣告の」を「選挙を行う」に改める。

第 28 条を次のように改める。

（投票）

第 28 条 議員は，議長の指示に従って，順次，投票する。

第 30 条第 2 項中「うち」を「中」に改め，同条に次の 1 項を加える。

4 投票の効力に係る法第 118 条第 6 項の規定による通知に関し必要な事項は，議長が定める。

第 36 条第 3 項中「又は」を「及び第 1 項における」に改める。

第 37 条中「その審査終了をまって」を「その審査又は調査の終了を待つて」に改める。

第 39 条第 1 項中「調査した」を「調査をした」に，「まず委員長が」を「委員長が」に改める。

第 41 条中「生じた条項」を「，条項」に，「整理を」を「整理を必要とするときは，これを」に改める。

第４２条第２項中「期限内に審査」を「期限までに審査又は調査」に、「会議」を「議会」に改める。

第４３条に次の１項を加える。

- ２ 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

第４４条中「委員会の」を「議会は、委員会の」に、「議会は、更に」を「更に」に改める。

第４６条第１項を次のように改める

発言は、全て議長の許可を得た後、演壇又は質問者席においてしなければならない。ただし、発言が簡易な事項の場合その他特に議長が許可したときは、議席で発言することができる。

第４７条第４項中「順序」を「順位」に改める。

第４８条第２項中「自己の氏名を告げ、」を削る。

第５３条第２項中「議事進行」を「前項」に改める。

第６２条の見出し中「通告」を「通知」に改める。

第６３条の次に次の１条を加える。

（出席委員に関する措置）

第６３条の２ この章における出席委員には、法第１０９条第９項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。

第６５条第１項中「議員」を「議員（以下この条において「委員外議員」という。）」に改め、同条第２項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条に次の２項を加える。

- ３ 前２項の場合において、法第１０９条第９項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

- ４ 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出な

なければならない。

第 6 5 条の次に次の 1 条を加える。

（委員長の発言）

第 6 5 条の 2 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

2 法第 1 0 9 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第 6 7 条中「連合審査会を」を「，連合審査会を」に改める。

第 7 1 条中「審査」を「審査又は調査」に改める。

第 7 章中第 7 3 条の次に次の 1 条を加える。

（不在委員）

第 7 3 条の 2 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、法第 1 0 9 条第 9 項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第 7 4 条中「とろうと」を「採ろうと」に改める。

第 7 5 条中「表決宣告」を「表決」に改める。

第 7 7 条第 1 項中「とろうと」を「採ろうと」に改め、同条第 2 項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第 7 8 条第 1 項中「とる」を「採る」に改める。

第 8 1 条中「第 3 0 条」を「第 3 0 条第 1 項から第 3 項まで」に改める。

第 8 3 条中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第 8 4 条第 1 項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「とる」を「採る」に改める。

第 8 5 条の見出し中「記載事項」を「記載事項等」に改め、同条第 5 項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第 8 5 条の 2 を削る。

第 8 7 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

議長は、請願文書表の配付とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

- 2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第 8 7 条第 3 項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第 8 8 条に次の 3 項を加える。

- 2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。
- 3 前項の場合において、法第 1 0 9 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。
- 4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第 8 9 条第 1 項各号列記以外の部分中「意見を付け、」を削り、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第 9 1 条中「議長は、」を削り、「その内容が請願に適合する」を「議長が必要であると認める」に改める。

第 1 0 章の章名中「公聴会、」を「公聴会及び」に改める。

第 9 4 条第 1 項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に、「うち」を「中」に改め、同条第 2 項中「うち」を「中」に改める。

第 1 0 5 条を次のように改める。

(決定の通知)

第 1 0 5 条 法第 1 2 7 条第 3 項の規定により準用される法第 1 1 8 条第 6

項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第107条中「、つえ」を削り、「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第111条の見出し中「新聞等」を「新聞紙等」に改める。

第112条の見出しを「（資料等の配付許可）」に改め、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第115条第1項中「所定」を「所定数」に、「連署して」を「連署して、」に改める。

第116条中「ことは」を「ことが」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（代理弁明）

第116条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第121条第2項中「によって速記し、又は録音」を「その他議長が適当と認める方法」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（会議録の配付）

第121条の2 会議録は、議員及び関係者に配付する。

第16章中第125条の次に次の1条を加える。

（協議等の場の開催方法の特例）

第125条の2 協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、調布市議会委員会条例（昭和31年調布市条例第17号）の例による。

第126条第1項中「又は閉会中であって」を削る。

第18章中第127条の前に次の2条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第126条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項

において「議会等」という。) に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字，図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては，当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず，議長が定めるところにより，議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては，当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず，議長が定めるところにより，議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし，当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については，当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして，当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は，当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第19条，第61条，第86条第1項，第87条第1項及び第121条の2の規定による議員に対する通知にあつては，当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が，当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて，電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに，当該

者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

- 第126条の3 この規則の規定（第27条第1項（第81条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。
- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等より行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

調布市議会会議規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正後	改正前
○調布市議会会議規則	○調布市議会会議規則
昭和39年12月23日議会規則第1号	昭和39年12月23日議会規則第1号
改正	改正
昭和53年4月1日議会規則第1号	昭和53年4月1日議会規則第1号
平成元年3月27日議会規則第1号	平成元年3月27日議会規則第1号
平成3年6月18日議会規則第1号	平成3年6月18日議会規則第1号
平成13年12月19日議会規則第1号	平成13年12月19日議会規則第1号
平成14年5月29日議会規則第2号	平成14年5月29日議会規則第2号
平成18年12月20日議会規則第1号	平成18年12月20日議会規則第1号
平成20年9月25日議会規則第1号	平成20年9月25日議会規則第1号
平成24年11月30日議会規則第5号	平成24年11月30日議会規則第5号
平成25年2月28日議会規則第1号	平成25年2月28日議会規則第1号
平成27年9月2日議会規則第1号	平成27年9月2日議会規則第1号
平成29年3月22日議会規則第1号	平成29年3月22日議会規則第1号
令和3年3月24日議会規則第1号	令和3年3月24日議会規則第1号
調布市議会会議規則	調布市議会会議規則
目次	
<u>第1章 総則（第1条—第12条）</u>	
<u>第2章 議案及び動議（第13条—第18条）</u>	
<u>第3章 議事日程（第19条—第23条）</u>	
<u>第4章 選挙（第24条—第32条）</u>	
<u>第5章 議事（第33条—第45条）</u>	
<u>第6章 発言（第46条—第61条）</u>	
<u>第7章 委員会（第62条—第73条の2）</u>	
<u>第8章 表決（第74条—第84条）</u>	
<u>第9章 請願（第85条—第91条）</u>	

改正後	改正前
<u>第10章 公聴会及び参考人（第92条―第98条）</u> <u>第11章 秘密会（第99条・第100条）</u> <u>第12章 辞職及び資格の決定（第101条―第105条）</u> <u>第13章 規律（第106条―第114条）</u> <u>第14章 懲罰（第115条―第120条）</u> <u>第15章 会議録（第121条―第124条）</u> <u>第16章 協議又は調整を行うための場（第125条・第125条の2）</u> <u>第17章 議員の派遣（第126条）</u> <u>第18章 補則（第126条の2―第127条）</u> <u>附則</u> 第1章 総則 （参集） 第1条 議員は、招集の当日<u>開議定刻前</u>に議場に参集し、出席簿に署名又は押印しなければならない。 （欠席の届出） 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護又は介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日以前の8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）及び出産後の10週間の期間の範囲内において連続した16週間（多胎妊娠の場合にあっては24週間）を限度として、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 （議席） 第3条 議員の議席は、一般選挙後初の会議において、議長が定める。 2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。 3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮って議席を変更することができる。	第1章 総則 （参集） 第1条 議員は、招集の当日<u>開会定刻前</u>に議場に参集し、出席簿に署名又は押印しなければならない。 （欠席の届出） 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護又は介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日以前の8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）及び出産後の10週間の期間の範囲内において連続した16週間（多胎妊娠の場合にあっては24週間）を限度として、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 （議席） 第3条 議員の議席は、一般選挙後初の会議において、議長が定める。 2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。 3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮って議席を変更することができる。

改正後	改正前
4 議席には<u>番号及び氏名標</u>を付ける。 (会期) 第4条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。 2 会期は、招集された日から起算する。 (会期の延長) 第5条 会期は、議会の議決で延長することができる。 (会期中の閉会) 第6条 会議に付された事件を全て議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。 (議会の開閉) 第7条 議会の開閉は、議長が宣告する。 (会議時間) 第8条 会議時間は、午前9時から午後5時までとする。 2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議に宣告することにより、会議時間</u>を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。 <u>3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。</u> <u>4</u> 会議の開始は、号鈴で報ずる。 (休会) 第9条 調布市の休日に関する条例（平成元年調布市条例第23号）第1条第1項各号に掲げる日は、休会とする。 2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会することができる。 3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。 4 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第114条第1	4 議席には<u>番号</u>を付ける。 (会期) 第4条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。 2 会期は、招集された日から起算する。 (会期の延長) 第5条 会期は、議会の議決で延長することができる。 (会期中の閉会) 第6条 会議に付された事件を全て議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。 (議会の開閉) 第7条 議会の開閉は、議長が宣告する。 (会議時間) 第8条 会議時間は、午前9時から午後5時までとする。 2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議時間</u>を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。 <u>3</u> 会議の開始は、号鈴で報ずる。 (休会) 第9条 調布市の休日に関する条例（平成元年調布市条例第23号）第1条第1項各号に掲げる日は、休会とする。 2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会することができる。 3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。 4 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第114条第1

改正後	改正前
項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。	項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。
(会議の開閉)	(会議の開閉)
第10条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。	第10条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。
2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。	2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。
(定足数に関する措置)	(定足数に関する措置)
第11条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。	第11条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。
2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。	2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。
3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。	3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。
(出席催告)	(出席催告)
第12条 法第113条の規定による出席催告の方法は、<u>議会棟</u>に現在する議員又は議員の住所に、文書又は口頭をもって行う。	第12条 法第113条の規定による出席催告の方法は、<u>議場</u>に現在する議員又は議員の住所に、文書又は口頭をもって行う。
第2章 議案及び動議	第2章 議案及び動議
(議案の提出)	(議案の提出)
第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、<u>議長</u>に提出しなければならない。	第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して<u>議長</u>に提出しなければならない。
2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を<u>備え</u>、理由を付け、<u>委員長名をもって</u>、議長に提出しなければならない。	2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を<u>そなえ</u>、理由を付け、<u>委員長が</u>議長に提出しなければならない。
(一事不再議)	(一事不再議)
第14条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。	第14条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。
(動議成立に必要な賛成者の数)	(動議成立に必要な賛成者の数)

改正後	改正前
第15条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。 (修正の動議)	第15条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。 (修正の動議)
第16条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては、所定の発議者が連署し、その他のものについては、2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。 (先決動議の表決順序)	第16条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては、所定の発議者が連署し、その他のものについては、2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。 (先決動議の表決順序)
第17条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。 (事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)	第17条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。 (事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)
第18条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の<u>許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u>	第18条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の<u>承認を要する。</u>
2 議員が提出した事件及び動議で前項の<u>許可</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。 3 委員会が提出した議案につき第1項の<u>許可</u>を求めようとするときは、委員会の<u>許可</u>を得て委員長から請求しなければならない。	2 議員が提出した事件及び動議で前項の<u>承認</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。 3 委員会が提出した議案につき第1項の<u>承認</u>を求めようとするときは、委員会の<u>承認</u>を得て委員長から請求しなければならない。
第3章 議事日程 (日程の作成及び配付)	第3章 議事日程 (日程の作成及び配付)
第19条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配付する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配付に代えることができる。 (日程の順序変更及び追加)	第19条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配付する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配付に代えることができる。 (日程の順序変更及び追加)
第20条 議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。	第20条 議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

改正後	改正前
(議事日程のない会議の通知) 第21条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。 2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。 (延会の場合の議事日程) 第22条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。 (日程の終了及び延会) 第23条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。 2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って延会することができる。 第4章 選挙 (選挙の宣告) 第24条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。 (不在議員) 第25条 <u>選挙を行う</u>際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。 (議場の出入口閉鎖) 第26条 投票による選挙を行うときは、議長は、第24条の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。 (投票用紙の配付及び投票箱の点検) 第27条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配付させた後、配付漏れの有無を確かめなければならない。 2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。	(議事日程のない会議の通知) 第21条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。 2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。 (延会の場合の議事日程) 第22条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。 (日程の終了及び延会) 第23条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。 2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って延会することができる。 第4章 選挙 (選挙の宣告) 第24条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。 (不在議員) 第25条 <u>投票による選挙を行う宣告</u>の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。 (議場の出入口閉鎖) 第26条 投票による選挙を行うときは、議長は、第24条の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。 (投票用紙の配付及び投票箱の点検) 第27条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配付させた後、配付漏れの有無を確かめなければならない。 2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

改正後	改正前
<u>(投票)</u> 第28条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。 (投票の終了) 第29条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確認し、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。 (開票及び投票の効力) 第30条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。 2 前項の立会人は、議長が議員の<u>中</u>から指名する。 3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。 <u>4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u> (選挙結果の報告) 第31条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。 2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。 (選挙関係書類の保存) 第32条 議長は、投票の有効、無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。 第5章 議事 (議題の宣告) 第33条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。 (一括議題) 第34条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。	<u>(投票)</u> 第28条 議員は、職員の点呼に応じて順次投票を備え付けの投票箱に投入する。 (投票の終了) 第29条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確認し、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。 (開票及び投票の効力) 第30条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。 2 前項の立会人は、議長が議員の<u>うち</u>から指名する。 3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。 (選挙結果の報告) 第31条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。 2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。 (選挙関係書類の保存) 第32条 議長は、投票の有効、無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。 第5章 議事 (議題の宣告) 第33条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。 (一括議題) 第34条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

改正後	改正前
(議案等の朗読) 第35条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。 (議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第36条 会議に付する事件は、第87条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは、質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。 2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。 3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会の付託は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができる。 (委員会に付託した事件の審議順序) 第37条 委員会に付託した事件は、<u>その審査又は調査の終了を待って</u>議題とし、委員長及び少数意見者の報告、修正案の説明、第40条の規定による質疑、討論、表決の順序によって審議する。 (委員会の審査を省略した事件の審議順序) 第38条 委員会の審査を省略した事件の審議は、提出者の説明及び議員の質疑の後、修正案の説明、第40条後段の規定による質疑、討論、表決の順序によって行う。 (委員長及び少数意見者の報告) 第39条 委員会が審査又は<u>調査をした</u>事件が議題となったときは、<u>委員長が</u>その経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。 2 少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が決める。 3 第1項の報告は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができ	(議案等の朗読) 第35条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。 (議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第36条 会議に付する事件は、第87条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは、質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。 2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。 3 前2項における提出者の説明又は委員会の付託は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができる。 (委員会に付託した事件の審議順序) 第37条 委員会に付託した事件は、<u>その審査終了をまって</u>議題とし、委員長及び少数意見者の報告、修正案の説明、第40条の規定による質疑、討論、表決の順序によって審議する。 (委員会の審査を省略した事件の審議順序) 第38条 委員会の審査を省略した事件の審議は、提出者の説明及び議員の質疑の後、修正案の説明、第40条後段の規定による質疑、討論、表決の順序によって行う。 (委員長及び少数意見者の報告) 第39条 委員会が審査又は<u>調査した</u>事件が議題となったときは、<u>まず委員長が</u>その経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。 2 少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が決める。 3 第1項の報告は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができ

改正後	改正前
る。 4 委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。 (委員長報告等に対する質疑) 第40条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。 (議決事件の字句及び数字等の整理) 第41条 議会は、議決の結果、<u>条項</u>、字句、数字その他の<u>整理を必要とするときは、これを</u>議長に委任することができる。 (委員会の審査又は調査期限) 第42条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。 2 前項の<u>期限までに審査又は調査</u>を終わらなかったときは、その事件は第37条の規定にかかわらず、<u>議会</u>において審議することができる。 (委員会の中間報告) 第43条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。 <u>2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。</u> (再付託) 第44条 <u>議会は、委員会の</u>審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、<u>更に</u>その事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。 (議事の継続) 第45条 延会、中止又は休憩のため、事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。	る。 4 委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。 (委員長報告等に対する質疑) 第40条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。 (議決事件の字句及び数字等の整理) 第41条 議会は、議決の結果<u>生じた条項</u>、字句、数字その他の<u>整理を</u>議長に委任することができる。 (委員会の審査又は調査期限) 第42条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。 2 前項の<u>期限内に審査</u>を終わらなかったときは、その事件は第37条の規定にかかわらず、<u>会議</u>において審議することができる。 (委員会の中間報告) 第43条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。 (再付託) 第44条 <u>委員会の</u>審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、<u>議会は、更に</u>その事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。 (議事の継続) 第45条 延会、中止又は休憩のため、事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

改正後	改正前
第6章 発言 (発言の許可等) 第46条 <u>発言は、全て議長の許可を得た後、演壇又は質問者席においてしなければならない。ただし、発言が簡易な事項の場合その他特に議長が許可したときは、議席で発言することができる。</u> 2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。 (発言の通告及び順序) 第47条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。 2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。 3 発言の順序は、議長が定める。 4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の<u>順位</u>に当たっても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。 (発言の通告をしない者の発言) 第48条 発言の通告をしない者は、通告した者が全て発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。 2 発言の通告をしない者が発言しようとするときは、挙手をして「議長」と呼び、議長の許可を得なければならない。 3 2人以上挙手をして発言を求めたときは、議長は、先順位者と認める者から指名する。 (討論の方法) 第49条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。 (議長の発言討論) 第50条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発	第6章 発言 (発言の許可等) 第46条 <u>発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については議席で発言することができる。</u> 2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。 (発言の通告及び順序) 第47条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。 2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。 3 発言の順序は、議長が定める。 4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の<u>順序</u>に当たっても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。 (発言の通告をしない者の発言) 第48条 発言の通告をしない者は、通告した者が全て発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。 2 発言の通告をしない者が発言しようとするときは、挙手をして「議長」と呼び、<u>自己の氏名を告げ</u>、議長の許可を得なければならない。 3 2人以上挙手をして発言を求めたときは、議長は、先順位者と認める者から指名する。 (討論の方法) 第49条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。 (議長の発言討論) 第50条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発

改正後	改正前
言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。 (発言内容の制限) 第51条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。 2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。 (発言時間の制限) 第52条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。 2 議長の定めた時間の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。 (議事進行に関する発言) 第53条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。 2 前項の発言が、その趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。 (発言の継続) 第54条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。 (質疑、討論の省略又は終結) 第55条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。 2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。 3 議員は、特に必要があると認めるときは、質疑又は討論省略の動議を提出することができる。 4 質疑若しくは討論終結の動議又は質疑若しくは討論省略の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。	言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。 (発言内容の制限) 第51条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。 2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。 (発言時間の制限) 第52条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。 2 議長の定めた時間の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。 (議事進行に関する発言) 第53条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。 2 議事進行の発言が、その趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。 (発言の継続) 第54条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。 (質疑、討論の省略又は終結) 第55条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。 2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。 3 議員は、特に必要があると認めるときは、質疑又は討論省略の動議を提出することができる。 4 質疑若しくは討論終結の動議又は質疑若しくは討論省略の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

改正後	改正前
(選挙及び表決時の発言制限) 第56条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。 (一般質問) 第57条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。 2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。 (緊急質問等) 第58条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。 2 前項の同意については、議長は、討論を用いなくて会議に諮らなければならない。 3 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。 (準用規定) 第59条 質問については、第55条の規定を準用する。 (発言の取消し又は訂正) 第60条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。 (答弁書の配付) 第61条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配付する。ただし、やむを得ないと認めるときは、朗読をもって配付に代えることができる。	(選挙及び表決時の発言制限) 第56条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。 (一般質問) 第57条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。 2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。 (緊急質問等) 第58条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。 2 前項の同意については、議長は、討論を用いなくて会議に諮らなければならない。 3 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。 (準用規定) 第59条 質問については、第55条の規定を準用する。 (発言の取消し又は訂正) 第60条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。 (答弁書の配付) 第61条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配付する。ただし、やむを得ないと認めるときは、朗読をもって配付に代えることができる。

改正後	改正前
第7章 委員会 (議長への<u>通知</u>) 第62条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。 (会議中の委員会の禁止) 第63条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。 <u>(出席委員に関する措置)</u> <u>第63条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。</u> (委員の発言) 第64条 委員は、議題について自由に質疑し及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。 (委員外議員の発言) 第65条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない<u>議員（以下この条において「委員外議員」という。）</u>に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。 2 委員会は、<u>委員外議員</u>から発言の申出があったときは、その許否を決める。 <u>3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。</u> <u>4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u>	第7章 委員会 (議長への<u>通告</u>) 第62条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。 (会議中の委員会の禁止) 第63条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。 (委員の発言) 第64条 委員は、議題について自由に質疑し及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。 (委員外議員の発言) 第65条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない<u>議員</u>に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。 2 委員会は、<u>委員でない議員</u>から発言の申出があったときは、その許否を決める。

改正後	改正前
<u>(委員長の発言)</u> <u>第65条の2 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。</u> <u>2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。</u> (委員の議案修正) 第66条 委員が修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。 (連合審査会) 第67条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して、<u>連合審査会</u>を開くことができる。 (証人出頭又は記録提出の要求) 第68条 委員会は、法第100条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。 (所管事務等の調査) 第69条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法、期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。 2 議会運営委員会が法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。 (委員の派遣) 第70条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、そ	(委員の議案修正) 第66条 委員が修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。 (連合審査会) 第67条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して<u>連合審査会</u>を開くことができる。 (証人出頭又は記録提出の要求) 第68条 委員会は、法第100条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。 (所管事務等の調査) 第69条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法、期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。 2 議会運営委員会が法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。 (委員の派遣) 第70条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、そ

改正後	改正前
の日時，場所，目的，経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し，あらかじめ承認を得なければならない。 （閉会中の継続審査） 第71条 委員会は，閉会中もなお<u>審査又は調査</u>を継続する必要があると認めるときは，その理由を付け，委員長から議長に申し出なければならない。 （少数意見の留保） 第72条 委員は，委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員1人以上の賛成があるものは，これを少数意見として留保することができる。 2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては，簡明な少数意見報告書を作成し，委員会の報告書が提出されるまでに，委員長を経て議長に提出しなければならない。 （委員会報告書） 第73条 委員会は，事件の審査又は調査を終わったときは，報告書を作成し，委員長から議長に提出しなければならない。 <u>（不在委員）</u> <u>第73条の2 表決の際会議室にいない委員は，表決に加わることができない。ただし，法第109条第9項に基づく条例の規定により，オンラインによる方法で出席している委員は，この限りでない。</u> 第8章 表決 （表決問題の宣告） 第74条 議長は，表決を<u>採ろうと</u>するときは，表決に付する問題を会議に宣告する。 （不在議員） 第75条 <u>表決</u>の際，議場にいない議員は，表決に加わることができない。 （条件の禁止） 第76条 表決には，条件を付けることができない。 （起立による表決）	の日時，場所，目的，経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し，あらかじめ承認を得なければならない。 （閉会中の継続審査） 第71条 委員会は，閉会中もなお<u>審査</u>を継続する必要があると認めるときは，その理由を付け，委員長から議長に申し出なければならない。 （少数意見の留保） 第72条 委員は，委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員1人以上の賛成があるものは，これを少数意見として留保することができる。 2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては，簡明な少数意見報告書を作成し，委員会の報告書が提出されるまでに，委員長を経て議長に提出しなければならない。 （委員会報告書） 第73条 委員会は，事件の審査又は調査を終わったときは，報告書を作成し，委員長から議長に提出しなければならない。 第8章 表決 （表決問題の宣告） 第74条 議長は，表決を<u>とろうと</u>するときは，表決に付する問題を会議に宣告する。 （不在議員） 第75条 <u>表決宣告</u>の際，議場にいない議員は，表決に加わることができない。 （条件の禁止） 第76条 表決には，条件を付けることができない。 （起立による表決）

改正後	改正前
第77条 議長が表決を<u>採ろうと</u>するときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>採らなければならない</u>。 (投票による表決) 第78条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があり、過半数の賛成があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>採る</u>。 2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。 (記名投票) 第79条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と、かつ氏名を所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。 (無記名投票) 第80条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。 2 無記名投票による表決において、賛成又は反対を表明しない投票及び賛成又は反対が明らかな投票は、問題を否としたものとみなす。 (選挙規定の準用) 第81条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第26条、第27条、第28条、第29条、<u>第30条第1項から第3項まで</u>、第31条第1項及び第32条の規定を準用する。 (表決の訂正) 第82条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。 (簡易表決) 第83条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議	第77条 議長が表決を<u>とろうと</u>するときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>とらなければならない</u>。 (投票による表決) 第78条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があり、過半数の賛成があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>とる</u>。 2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。 (記名投票) 第79条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と、かつ氏名を所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。 (無記名投票) 第80条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。 2 無記名投票による表決において、賛成又は反対を表明しない投票及び賛成又は反対が明らかな投票は、問題を否としたものとみなす。 (選挙規定の準用) 第81条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第26条、第27条、第28条、第29条、<u>第30条</u>、第31条第1項及び第32条の規定を準用する。 (表決の訂正) 第82条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。 (簡易表決) 第83条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議

改正後	改正前
がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員 5 人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を<u>採らなければ</u>ならない。 (表決の順序)	がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員 5 人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を<u>とらなければ</u>ならない。 (表決の順序)
第84条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を<u>採らなければ</u>ならない。	第84条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を<u>とらなければ</u>ならない。
2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>採る</u>。ただし、表決の順序について出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。 3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を<u>採る</u>。	2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>とる</u>。ただし、表決の順序について出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。 3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を<u>とる</u>。
第 9 章 請願 (請願書の<u>記載事項等</u>)	第 9 章 請願 (請願書の<u>記載事項</u>)
第85条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。	第85条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。
2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。	2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。
3 前 2 項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。	3 前 2 項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。
4 請願書の提出は、平穏になされなければならない。	4 請願書の提出は、平穏になされなければならない。
5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の<u>許可</u>を得なければならない。	5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の<u>承認</u>を得なければならない。
<u>6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u>	<u>(紹介議員の取消し)</u> <u>第85条の 2 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題とな</u>

改正後	改正前
(請願文書表の作成及び配付) 第86条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配付する。 2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。 3 請願者数人連署のものはほか何人と、同一議員の紹介による数件の内容同一のものはほかに何件と記載する。 (請願の委員会付託) 第87条 <u>議長は、請願文書表の配付とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</u> <u>2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。</u> 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものと<u>みなし、それぞれの委員会に付託する。</u> (紹介議員の委員会出席) 第88条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。 <u>2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。</u> <u>3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。</u> <u>4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u> (請願の審査報告) 第89条 委員会は、請願について審査の結果を次の各号に掲げる区分により	<u>る前においては議長の、会議の議題となった後においては議会の承認を得なければならない。</u> (請願文書表の作成及び配付) 第86条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配付する。 2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。 3 請願者数人連署のものはほか何人と、同一議員の紹介による数件の内容同一のものはほかに何件と記載する。 (請願の委員会付託) 第87条 <u>議長は、請願文書表の配付とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要があると認めるときは、この限りでない。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</u> 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものと<u>みなす。</u> (紹介議員の委員会出席) 第88条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。 (請願の審査報告) 第89条 委員会は、請願について審査の結果を次の各号に掲げる区分により

改正後	改正前
議長に報告しなければならない。 (1) 採択すべきもの (2) 不採択とすべきもの <u>2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。</u> <u>3</u> 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。 (請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求等) 第90条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものは、これを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。 (陳情書の処理) 第91条 陳情書又はこれに類するもので、<u>議長が必要があると認める</u>ものは、請願書の例により処理するものとする。 第10章 <u>公聴会及び</u>参考人 (公聴会開催の手続) 第92条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。 (意見を述べようとする者の申出) 第93条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。 (公述人の決定) 第94条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、<u>前条の規定によりあらかじめ</u>申し出た者及びその他の者の<u>中</u>から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。 2 あらかじめ申し出た者の<u>中</u>に、その案件に対して、賛成者及び反対者が	<u>意見を付け</u>、議長に報告しなければならない。 (1) 採択すべきもの (2) 不採択とすべきもの <u>2</u> 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。 (請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求等) 第90条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものは、これを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。 (陳情書の処理) 第91条 <u>議長は</u>、陳情書又はこれに類するもので、<u>その内容が請願に適合する</u>ものは、請願書の例により処理するものとする。 第10章 <u>公聴会</u>、参考人 (公聴会開催の手続) 第92条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。 (意見を述べようとする者の申出) 第93条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。 (公述人の決定) 第94条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、<u>あらかじめ文書で</u>申し出た者及びその他の者の<u>うち</u>から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。 2 あらかじめ申し出た者の<u>うち</u>に、その案件に対して、賛成者及び反対者が

改正後	改正前
あるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。 （公述人の発言） 第95条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。 い。 2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。 （議員と公述人の質疑） 第96条 議員は、公述人に対し質疑をすることができる。 2 公述人は、議員に対し質疑をすることができない。 （代理人又は文書による意見の陳述） 第97条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。 （参考人） 第98条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。 2 参考人については、第95条、第96条及び第97条の規定を準用する。 第11章 秘密会 （指定者以外の退場） 第99条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。 （秘密の保持） 第100条 秘密会の議事の記録は、公表しない。 2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。 第12章 辞職及び資格の決定	があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。 （公述人の発言） 第95条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。 い。 2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。 （議員と公述人の質疑） 第96条 議員は、公述人に対し質疑をすることができる。 2 公述人は、議員に対し質疑をすることができない。 （代理人又は文書による意見の陳述） 第97条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。 （参考人） 第98条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。 2 参考人については、第95条、第96条及び第97条の規定を準用する。 第11章 秘密会 （指定者以外の退場） 第99条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。 （秘密の保持） 第100条 秘密会の議事の記録は、公表しない。 2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。 第12章 辞職及び資格の決定

改正後	改正前
(議長及び副議長の辞職) 第101条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。 2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその許否を決める。 3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。 (議員の辞職) 第102条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。 2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について、準用する。 (資格決定の要求) 第103条 法第127条第1項の規定により、議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。 (資格決定の審査) 第104条 前条の要求については、議会は、第36条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。 <u>(決定の通知)</u> <u>第105条 法第127条第3項の規定により準用される法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u> 第13章 規律 (品位の尊重) 第106条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。 (携帯品) 第107条 議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又	(議長及び副議長の辞職) 第101条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。 2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその許否を決める。 3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。 (議員の辞職) 第102条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。 2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について、準用する。 (資格決定の要求) 第103条 法第127条第1項の規定により、議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。 (資格決定の審査) 第104条 前条の要求については、議会は、第36条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。 <u>(決定書の交付)</u> <u>第105条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかを決定したときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。</u> 第13章 規律 (品位の尊重) 第106条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。 (携帯品) 第107条 議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、<u>つえ</u>、傘の類を着用

改正後	改正前
は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについて</u>は、この限りでない。 (議事妨害の禁止) 第108条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎその他議事の妨害となる言動をしてはならない。 (離席) 第109条 議員は、会議中はみだりに議席を離れてはならない。 (禁煙) 第110条 何人も、議場において喫煙してはならない。 (<u>新聞紙等</u>の閲読禁止) 第111条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。 (<u>資料等の配付許可</u>) 第112条 議場内において、<u>資料等</u>を配付するときは、議長の許可を得なければならない。 (許可のない登壇の禁止) 第113条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。 (議長の秩序保持権) 第114条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。 第14章 懲罰 (懲罰動議の提出) 第115条 懲罰の動議は、文書をもって<u>所定数</u>の発議者が<u>連署して</u>、議長に提出しなければならない。 2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第100条第2項の違反に係るものについては、この限りでない。	し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>議長の許可を得たときは</u>、この限りでない。 (議事妨害の禁止) 第108条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎその他議事の妨害となる言動をしてはならない。 (離席) 第109条 議員は、会議中はみだりに議席を離れてはならない。 (禁煙) 第110条 何人も、議場において喫煙してはならない。 (<u>新聞等</u>の閲読禁止) 第111条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。 (<u>議場内における資料等印刷物の配付許可</u>) 第112条 議場内において、<u>資料、新聞紙、文書等の印刷物</u>を配付するときは、議長の許可を得なければならない。 (許可のない登壇の禁止) 第113条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。 (議長の秩序保持権) 第114条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。 第14章 懲罰 (懲罰動議の提出) 第115条 懲罰の動議は、文書をもって<u>所定</u>の発議者が<u>連署して</u>議長に提出しなければならない。 2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第100条第2項の違反に係るものについては、この限りでない。

改正後	改正前
(懲罰動議の審査) 第116条 懲罰については、議会は、第36条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決する<u>ことが</u>できない。 <u>(代理弁明)</u> <u>第116条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。</u> (戒告又は陳謝の方法) 第117条 戒告又は陳謝は、議会の定める戒告文又は陳謝文によって行うものとする。 (出席停止の期間) 第118条 出席停止は、3日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。 (出席停止期間中出席したときの措置) 第119条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。 (懲罰の宣告) 第120条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。 第15章 会議録 (会議録の記載事項) 第121条 会議録に記載する事項は、次の各号に掲げるところによる。 (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時 (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時 (3) 出席及び欠席議員の氏名 (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 (5) 説明のため出席した者の職氏名	(懲罰動議の審査) 第116条 懲罰については、議会は、第36条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決する<u>ことは</u>できない。 (戒告又は陳謝の方法) 第117条 戒告又は陳謝は、議会の定める戒告文又は陳謝文によって行うものとする。 (出席停止の期間) 第118条 出席停止は、3日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。 (出席停止期間中出席したときの措置) 第119条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。 (懲罰の宣告) 第120条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。 第15章 会議録 (会議録の記載事項) 第121条 会議録に記載する事項は、次の各号に掲げるところによる。 (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時 (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時 (3) 出席及び欠席議員の氏名 (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 (5) 説明のため出席した者の職氏名

改正後	改正前
(6) 議事日程 (7) 議長の諸報告 (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更 (9) 委員会報告書及び少数意見報告書 (10) 会議に付した事件 (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項 (12) 選挙の経過 (13) 議事の経過 (14) 記名投票における賛否の氏名 (15) 前各号に掲げるもののほか、議長又は議会において必要と認めた事項	(6) 議事日程 (7) 議長の諸報告 (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更 (9) 委員会報告書及び少数意見報告書 (10) 会議に付した事件 (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項 (12) 選挙の経過 (13) 議事の経過 (14) 記名投票における賛否の氏名 (15) 前各号に掲げるもののほか、議長又は議会において必要と認めた事項
2 議事は、速記法<u>その他議長が適当と認める方法</u>によって記録する。 <u>(会議録の配付)</u>	2 議事は、速記法<u>によって速記し、又は録音</u>によって記録する。
<u>第121条の2 会議録は、議員及び関係者に配付する。</u> (会議録に掲載しない事項)	(会議録に掲載しない事項)
第122条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第60条の規定により取り消した発言は、掲載しない。 (会議録署名議員)	第122条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第60条の規定により取り消した発言は、掲載しない。 (会議録署名議員)
第123条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。 (会議録の保存年限)	第123条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。 (会議録の保存年限)
第124条 会議録の保存年限は、永年とする。 第16章 協議又は調整を行うための場 (協議又は調整を行うための場)	第124条 会議録の保存年限は、永年とする。 第16章 協議又は調整を行うための場 (協議又は調整を行うための場)
第125条 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。	第125条 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。
2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるとき	2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるとき

改正後	改正前
は、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。 <u>(協議等の場の開催方法の特例)</u> <u>第125条の2 協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。</u> <u>2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、調布市議会委員会条例（昭和31年調布市条例第17号）の例による。</u> 第17章 議員の派遣 (議員の派遣) 第126条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。 2 前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。 第18章 補則 <u>(電子情報処理組織による通知等)</u> <u>第126条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通</u>	は、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。 第17章 議員の派遣 (議員の派遣) 第126条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合 <u>又は閉会中にあっては</u>、議長において議員の派遣を決定することができる。 2 前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。 第18章 補則

改正後	改正前
<u>知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u> 2 <u>議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。</u> 3 <u>前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。</u> 4 <u>第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第19条、第61条、第86条第1項、第87条第1項及び第121条の2の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。</u> 5 <u>議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1</u>	

改正後	改正前
2 調布市議会会議規則（昭和30年4月1日規則第1号）は、この規則施行の日からこれを廃止する。 附 則（昭和53年4月1日議会規則第1号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成元年3月27日議会規則第1号） この規則は、平成元年4月1日から施行する。 附 則（平成3年6月18日議会規則第1号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成13年12月19日議会規則第1号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成14年5月29日議会規則第2号） 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則による改正後の調布市議会会議規則第117条の2の規定は、平成14年4月1日以後の議員の派遣に係るものについて適用する。 附 則（平成18年12月20日議会規則第1号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の調布市議会会議規則の規定は、平成18年11月24日から適用する。 附 則（平成20年9月25日議会規則第1号） 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則による改正後の調布市議会会議規則の規定は、平成20年9月1日から適用する。 附 則（平成24年11月30日議会規則第5号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成25年2月28日議会規則第1号） この規則は、公布の日から施行する。ただし、第69条第2項の改正規定は、平成25年3月1日から施行する。 附 則（平成27年9月2日議会規則第1号） この規則は、公布の日から施行する。	2 調布市議会会議規則（昭和30年4月1日規則第1号）は、この規則施行の日からこれを廃止する。 附 則（昭和53年4月1日議会規則第1号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成元年3月27日議会規則第1号） この規則は、平成元年4月1日から施行する。 附 則（平成3年6月18日議会規則第1号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成13年12月19日議会規則第1号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成14年5月29日議会規則第2号） 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則による改正後の調布市議会会議規則第117条の2の規定は、平成14年4月1日以後の議員の派遣に係るものについて適用する。 附 則（平成18年12月20日議会規則第1号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の調布市議会会議規則の規定は、平成18年11月24日から適用する。 附 則（平成20年9月25日議会規則第1号） 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則による改正後の調布市議会会議規則の規定は、平成20年9月1日から適用する。 附 則（平成24年11月30日議会規則第5号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成25年2月28日議会規則第1号） この規則は、公布の日から施行する。ただし、第69条第2項の改正規定は、平成25年3月1日から施行する。 附 則（平成27年9月2日議会規則第1号） この規則は、公布の日から施行する。

改正後	改正前																								
附 則（平成29年 3 月22日議会規則第 1 号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和 3 年 3 月24日議会規則第 1 号） この規則は、公布の日から施行する。 <u>附 則（令和 年 月 日議会規則第 号）</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>	附 則（平成29年 3 月22日議会規則第 1 号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和 3 年 3 月24日議会規則第 1 号） この規則は、公布の日から施行する。																								
別表（第125条関係）	別表（第125条関係）																								
<table><tr><th>名称</th><th>目的</th><th>構成員</th><th>招集権者</th></tr><tr><td>全員協議会</td><td>議会の運営及び 市政に係る重要 案件について、 協議又は調整を 行う。</td><td>全議員</td><td>議長</td></tr><tr><td>広報委員会</td><td>議会の広報に関 する事項全般に ついて協議し、 市民の関心を高 める。</td><td>広報委員</td><td>委員長</td></tr></table>	名称	目的	構成員	招集権者	全員協議会	議会の運営及び 市政に係る重要 案件について、 協議又は調整を 行う。	全議員	議長	広報委員会	議会の広報に関 する事項全般に ついて協議し、 市民の関心を高 める。	広報委員	委員長	<table><tr><th>名称</th><th>目的</th><th>構成員</th><th>招集権者</th></tr><tr><td>全員協議会</td><td>議会の運営及び 市政に係る重要 案件について、 協議又は調整を 行う。</td><td>全議員</td><td>議長</td></tr><tr><td>広報委員会</td><td>議会の広報に関 する事項全般に ついて協議し、 市民の関心を高 める。</td><td>広報委員</td><td>委員長</td></tr></table>	名称	目的	構成員	招集権者	全員協議会	議会の運営及び 市政に係る重要 案件について、 協議又は調整を 行う。	全議員	議長	広報委員会	議会の広報に関 する事項全般に ついて協議し、 市民の関心を高 める。	広報委員	委員長
名称	目的	構成員	招集権者																						
全員協議会	議会の運営及び 市政に係る重要 案件について、 協議又は調整を 行う。	全議員	議長																						
広報委員会	議会の広報に関 する事項全般に ついて協議し、 市民の関心を高 める。	広報委員	委員長																						
名称	目的	構成員	招集権者																						
全員協議会	議会の運営及び 市政に係る重要 案件について、 協議又は調整を 行う。	全議員	議長																						
広報委員会	議会の広報に関 する事項全般に ついて協議し、 市民の関心を高 める。	広報委員	委員長																						

委員会提出議案第 号

調布市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 日

提出者 議会運営委員長 宮 本 和 実

提案理由

大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員会の開会場所へ参集することが困難な場合にオンラインによる委員会の開催を可能にするとともに、所要の改正及び規定の整備を行うため、提案するものであります。

調布市議会委員会条例の一部を改正する条例

調布市議会委員会条例（昭和 31 年調布市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 2 項を削り，第 3 項を第 2 項とする。

第 4 条第 2 項中「委員会の」を削る。

第 5 条ただし書を削る。

第 6 条第 1 項中「によりこれを」を「で」に改め，同条第 2 項中「委員会の」を削り，「によりこれを」を「で」に改める。

第 7 条第 5 項中「第 2 項」を「第 3 項」に，「第 3 条第 3 項」を「第 3 条第 2 項」に改める。

第 13 条中「議長」を「議会」に改め，同条に次のただし書を加える。

ただし，閉会中においては，議長が許可することができる。

第 14 条の次に次の 1 条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第 14 条の 2 委員長は，大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは，映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし，第 19 条第 1 項の秘密会は，この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において，オンラインによる方法で出席を希望する委員は，あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして，委員会に出席する委員は，この条例の規定の適用については，当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第17条ただし書中「出席し」を「出席し，」に改める。

第18条第1項ただし書中「次条」を「次条第1項」に改める。

第19条に次の1項を加える。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いなくて委員会に諮って決める。

第20条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第21条第1項中「（昭和39年調布市議会規則第1号）」を「（昭和39年調布市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）」に改め、同条第2項中「委員会を」を「委員会が」に改める。

第22条第1項中「議長にあらかじめ通知し」を「議長の承認を得」に改め、同条第2項中「前項の通知を受けたときは、議長は」を「議長は、前項の承認をしたときは」に改める。

第23条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第27条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第24条第1項中「うち」を「中」に、「定め」を「定め，」に，「本人に，」を「本人に」に改め、同条第2項中「かたよらない」を「偏らない」に改め、同条に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第27条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第 28 条第 3 項中「第 25 条，第 26 条及び第 27 条」を「第 25 条から第 27 条まで」に改め，同項を同条第 4 項とし，同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 参考人は，オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

第 29 条第 1 項中「調製」を「作成」に改め，同条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の規定にかかわらず，同項の規定による記録の作成は，議長が定めるところにより，当該記録に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において，同項の規定による署名又は押印については，同項の規定にかかわらず，氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

第 30 条中「調布市議会」を削る。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

改正後	改正前
○調布市議会委員会条例	○調布市議会委員会条例
昭和31年10月 1 日条例第17号	昭和31年10月 1 日条例第17号
改正	改正
昭和33年11月14日条例第22号	昭和33年11月14日条例第22号
昭和34年 6 月22日条例第17号	昭和34年 6 月22日条例第17号
昭和36年 3 月31日条例第15号	昭和36年 3 月31日条例第15号
昭和38年 3 月30日条例第14号	昭和38年 3 月30日条例第14号
昭和43年 9 月28日条例第36号	昭和43年 9 月28日条例第36号
昭和46年12月13日条例第26号	昭和46年12月13日条例第26号
昭和48年 6 月 7 日条例第31号	昭和48年 6 月 7 日条例第31号
昭和53年 4 月 1 日条例第13号	昭和53年 4 月 1 日条例第13号
昭和56年 4 月 8 日条例第19号	昭和56年 4 月 8 日条例第19号
昭和58年 3 月18日条例第17号	昭和58年 3 月18日条例第17号
昭和60年 3 月27日条例第22号	昭和60年 3 月27日条例第22号
平成元年 3 月25日条例第25号	平成元年 3 月25日条例第25号
平成 3 年 6 月18日条例第26号	平成 3 年 6 月18日条例第26号
平成 7 年 3 月17日条例第22号	平成 7 年 3 月17日条例第22号
平成 7 年 6 月16日条例第28号	平成 7 年 6 月16日条例第28号
平成10年 5 月28日条例第16号	平成10年 5 月28日条例第16号
平成11年 6 月18日条例第15号	平成11年 6 月18日条例第15号
平成12年 3 月24日条例第15号	平成12年 3 月24日条例第15号
平成13年 3 月21日条例第 8 号	平成13年 3 月21日条例第 8 号
平成15年 6 月19日条例第18号	平成15年 6 月19日条例第18号
平成15年12月 9 日条例第29号	平成15年12月 9 日条例第29号
平成17年 9 月 7 日条例第17号	平成17年 9 月 7 日条例第17号
平成19年 3 月22日条例第23号	平成19年 3 月22日条例第23号

改正後	改正前
平成19年 6 月12日 条例第29号 平成20年 3 月24日 条例第28号 平成21年 5 月29日 条例第18号 平成23年 6 月13日 条例第16号 平成23年 9 月 6 日 条例第24号 平成24年 2 月29日 条例第 1 号 平成24年 9 月 5 日 条例第36号 平成25年 2 月28日 条例第 2 号 平成27年 9 月24日 条例第48号 令和 2 年 6 月 5 日 条例第27号 調布市議会委員会条例 (常任委員会の設置) 第 1 条 議会に常任委員会を置く。 (常任委員会の所属, 常任委員会の名称, 委員定数及びその所管) 第 2 条 議員は, それぞれ一の常任委員となるものとする。 2 常任委員会の名称, 委員の定数及び所管は, 次のとおりとする。 総務委員会 7 人 行政経営部の所管に関する事項 総務部の所管に関する事項 市民部の所管に関する事項 会計管理者の所管に関する事項 監査委員の所管に関する事項 選挙管理委員会の所管に関する事項 他の委員会に属さない事項 文教委員会 7 人 生活文化スポーツ部の所管に関する事項 教育委員会の所管に関する事項 農業委員会の所管に関する事項	平成19年 6 月12日 条例第29号 平成20年 3 月24日 条例第28号 平成21年 5 月29日 条例第18号 平成23年 6 月13日 条例第16号 平成23年 9 月 6 日 条例第24号 平成24年 2 月29日 条例第 1 号 平成24年 9 月 5 日 条例第36号 平成25年 2 月28日 条例第 2 号 平成27年 9 月24日 条例第48号 令和 2 年 6 月 5 日 条例第27号 調布市議会委員会条例 (常任委員会の設置) 第 1 条 議会に常任委員会を置く。 (常任委員会の所属, 常任委員会の名称, 委員定数及びその所管) 第 2 条 議員は, それぞれ一の常任委員となるものとする。 2 常任委員会の名称, 委員の定数及び所管は, 次のとおりとする。 総務委員会 7 人 行政経営部の所管に関する事項 総務部の所管に関する事項 市民部の所管に関する事項 会計管理者の所管に関する事項 監査委員の所管に関する事項 選挙管理委員会の所管に関する事項 他の委員会に属さない事項 文教委員会 7 人 生活文化スポーツ部の所管に関する事項 教育委員会の所管に関する事項 農業委員会の所管に関する事項

改正後	改正前
厚生委員会 7人 子ども生活部の所管に関する事項 福祉健康部の所管に関する事項 建設委員会 7人 環境部の所管に関する事項 都市整備部の所管に関する事項 (常任委員の任期) 第3条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。 <u>2</u> 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (議会運営委員会の設置) 第4条 議会に議会運営委員会を置く。 2 議会運営委員の定数は、6人とする。 3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。 (常任委員及び議会運営委員の任期の起算) 第5条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。 (特別委員会の設置等) 第6条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。 2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。 3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。 (委員の選任) 第7条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、	厚生委員会 7人 子ども生活部の所管に関する事項 福祉健康部の所管に関する事項 建設委員会 7人 環境部の所管に関する事項 都市整備部の所管に関する事項 (常任委員の任期) 第3条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。 <u>2 任期満了による常任委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。</u> <u>3</u> 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (議会運営委員会の設置) 第4条 議会に議会運営委員会を置く。 2 議会運営<u>委員会</u>の委員の定数は、6人とする。 3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。 (常任委員及び議会運営委員の任期の起算) 第5条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。<u>ただし、任期満了による改選が、任期満了の日前に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。</u> (特別委員会の設置等) 第6条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決<u>によりこれを</u>置く。 2 特別<u>委員会</u>の委員の定数は、議会の議決<u>によりこれを</u>定める。 3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。 (委員の選任) 第7条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、

改正後	改正前
議長が会議に諮って選任する。ただし、閉会中においては、議長が選任することができる。	議長が会議に諮って選任する。ただし、閉会中においては、議長が選任することができる。
2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。	2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。
3 議長は、常任委員の申し出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。	3 議長は、常任委員の申し出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。
4 第1項ただし書の規定により委員を選任したとき及び前項ただし書の規定により委員の委員会の所属を変更したときは、議長は、その旨を次の議会に報告する。	4 第1項ただし書の規定により委員を選任したとき及び前項ただし書の規定により委員の委員会の所属を変更したときは、議長は、その旨を次の議会に報告する。
5 <u>第3項</u> の規定により所属を変更した常任委員の任期については、 <u>第3条第2項</u> の規定の例による。 (委員長及び副委員長)	5 <u>第2項</u> の規定により所属を変更した常任委員の任期については、 <u>第3条第3項</u> の規定の例による。 (委員長及び副委員長)
第8条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長各1人を置く。	第8条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長各1人を置く。
2 委員長及び副委員長は、各々その委員会において互選する。	2 委員長及び副委員長は、各々その委員会において互選する。
3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。 (委員長及び副委員長がともにいないときの互選)	3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。 (委員長及び副委員長がともにいないときの互選)
第9条 委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を決めてその互選を行わせる。	第9条 委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を決めてその互選を行わせる。
2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。 (委員長の議事整理権・秩序保持権)	2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。 (委員長の議事整理権・秩序保持権)
第10条 委員長は、委員会の議事を整理し秩序を保持する。 (委員長の職務代行)	第10条 委員長は、委員会の議事を整理し秩序を保持する。 (委員長の職務代行)
第11条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。	第11条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。
2 委員長及び副委員長とともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。 (委員長及び副委員長の辞任)	2 委員長及び副委員長とともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。 (委員長及び副委員長の辞任)

改正後	改正前
第12条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。 (議会運営委員及び特別委員の辞任)	第12条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。 (議会運営委員及び特別委員の辞任)
第13条 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、 <u>議会</u> の許可を得なければならない。 <u>ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。</u> (招集)	第13条 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、 <u>議長</u> の許可を得なければならない。 (招集)
第14条 委員会は、委員長が招集する。 2 委員の定数の半数以上の者から、審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。 <u>(委員会の開会方法の特例)</u>	第14条 委員会は、委員長が招集する。 2 委員の定数の半数以上の者から、審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。
<u>第14条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。</u>	
<u>2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u>	
<u>3 前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。</u>	
<u>4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u> (定足数)	
第15条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第17条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。 (表決)	第15条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第17条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。 (表決)
第16条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委	第16条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委

改正後	改正前
員長の決するところによる。 2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。 (委員長及び委員の除斥) 第17条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に<u>出席し</u>、発言することができる。 (委員会の公開及び傍聴の取扱い) 第18条 委員会は、これを公開する。ただし、<u>次条第1項</u>の規定により秘密会とする議決があったときは、この限りでない。 2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。 3 前項に規定するもののほか、委員会の傍聴について必要な事項は、議長が別に定める。 (秘密会) 第19条 委員会は、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。 <u>2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用い</u> <u>ないで委員会に諮って決める。</u> (出席説明の要求) 第20条 委員会は、審査又は調査のため市長、教育長、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。 <u>2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。</u>	員長の決するところによる。 2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。 (委員長及び委員の除斥) 第17条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に<u>出席し</u>発言することができる。 (委員会の公開及び傍聴の取扱い) 第18条 委員会は、これを公開する。ただし、<u>次条</u>の規定により秘密会とする議決があったときは、この限りでない。 2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。 3 前項に規定するもののほか、委員会の傍聴について必要な事項は、議長が別に定める。 (秘密会) 第19条 委員会は、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。 (出席説明の要求) 第20条 委員会は、審査又は調査のため市長、教育長、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てなければならない。

改正後	改正前
(秩序保持に関する措置) 第21条 委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号）、調布市議会会議規則（昭和39年調布市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し又は発言を取り消させることができる。 2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の<u>委員会</u>が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。 3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ又は中止することができる。 (公聴会開催の手続) 第22条 委員会が公聴会を開こうとするときは、<u>議長の承認を得</u>なければならない。 2 <u>議長は、前項の承認をしたときは</u>、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件を公示する。 (意見を述べようとする者の申出) 第23条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。 <u>2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第27条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u> (公述人の決定) 第24条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の<u>中</u>から委員会において<u>定め</u>、議長を経て、<u>本人に</u>その旨を通知する。	(秩序保持に関する措置) 第21条 委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号）、調布市議会会議規則（<u>昭和39年調布市議会規則第1号</u>）又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し又は発言を取り消させることができる。 2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の<u>委員会</u>が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。 3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ又は中止することができる。 (公聴会開催の手続) 第22条 委員会が公聴会を開こうとするときは、<u>議長にあらかじめ通知し</u>なければならない。 2 <u>前項の通知を受けたときは、議長は</u>、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件を公示する。 (意見を述べようとする者の申出) 第23条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。 (公述人の決定) 第24条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の<u>うち</u>から委員会において<u>定め</u>議長を経て、<u>本人に</u>、その旨を通知する。

改正後	改正前
2 あらかじめ申し出た者のうちにその案件に対して賛成者及び反対者があるときは、一方に<u>偏らない</u>ように公述人を選ばなければならない。 <u>3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。</u> (公述人の発言) 第25条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。 2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は発言を制止し又は退席させることができる。 (委員と公述人の質疑) 第26条 委員は、公述人に対し質疑をすることができる。 2 公述人は、委員に対し質疑をすることができない。 (代理人又は<u>文書等</u>による意見の陳述) 第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により</u>意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。 (参考人) 第28条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。 <u>3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。</u> <u>4 参考人については、第25条から第27条までの規定を準用する。</u> (記録) 第29条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を<u>作成</u>させ、これに署名又は押印しなければならない。	2 あらかじめ申し出た者のうちにその案件に対して賛成者及び反対者があるときは、一方に<u>かたよらない</u>ように公述人を選ばなければならない。 (公述人の発言) 第25条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。 2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は発言を制止し又は退席させることができる。 (委員と公述人の質疑) 第26条 委員は、公述人に対し質疑をすることができる。 2 公述人は、委員に対し質疑をすることができない。 (代理人又は<u>文書</u>による意見の陳述) 第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書で</u>意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。 (参考人) 第28条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。 <u>3 参考人については、第25条、第26条及び第27条の規定を準用する。</u> (記録) 第29条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を<u>調製</u>させ、これに署名又は押印しなければならない。

改正後	改正前
2 前項の記録は、議長が保管する。 <u>3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。</u> （会議規則への委任） 第30条 この条例に定めるもののほか、委員会の会議については、会議規則の定めるところによる。 附 則 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月1日から適用する。 2 調布市議会常任委員会及び特別委員会条例（昭和30年4月13日制定）は、これを廃止する。 3 この条例施行前に調布市議会常任委員会及び特別委員会条例の規定により現在設置されている特別委員会に限りその任務終了のときまでこの条例により設置された委員会として存続する。 附 則（昭和33年11月14日条例第22号） この条例は、公布の日から施行し、昭和33年11月13日から適用する。 附 則（昭和34年6月22日条例第17号） この条例は、昭和34年6月22日より施行する。 附 則（昭和36年3月31日条例第15号） この条例は、昭和36年4月1日から施行する。 附 則（昭和38年3月30日条例第14号） この条例は、調布市部、課設置条例施行の日からこれを施行する。 附 則（昭和43年9月28日条例第36号） この条例は、昭和43年10月1日から施行する。	2 前項の記録は、議長が保管する。 （会議規則への委任） 第30条 この条例に定めるもののほか、委員会の会議については、<u>調布市議会</u>会議規則の定めるところによる。 附 則 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月1日から適用する。 2 調布市議会常任委員会及び特別委員会条例（昭和30年4月13日制定）は、これを廃止する。 3 この条例施行前に調布市議会常任委員会及び特別委員会条例の規定により現在設置されている特別委員会に限りその任務終了のときまでこの条例により設置された委員会として存続する。 附 則（昭和33年11月14日条例第22号） この条例は、公布の日から施行し、昭和33年11月13日から適用する。 附 則（昭和34年6月22日条例第17号） この条例は、昭和34年6月22日より施行する。 附 則（昭和36年3月31日条例第15号） この条例は、昭和36年4月1日から施行する。 附 則（昭和38年3月30日条例第14号） この条例は、調布市部、課設置条例施行の日からこれを施行する。 附 則（昭和43年9月28日条例第36号） この条例は、昭和43年10月1日から施行する。

改正後	改正前
附 則（昭和46年12月13日条例第26号） 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和46年12月13日から適用する。 2 改正前の総務委員会の委員は、改正後の総務委員会の委員に、財政経済委員会の委員は、社会文教委員会の委員に、厚生委員会の委員は、福祉環境委員会の委員に、建設委員会の委員は、建設委員会の委員とし、改正後の委員会の委員の任期は、それぞれの委員会の委員の残任期間とする。 附 則（昭和48年6月7日条例第31号） 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年6月6日から適用する。 2 改正前の総務委員会の委員は、改正後の総務委員会の委員に、社会文教委員会の委員は、文教委員会の委員に、福祉環境委員会の委員は、厚生委員会の委員に、建設委員会の委員は、建設委員会の委員とし、改正後の委員会の委員の任期は、それぞれの委員会の委員の残任期間とする。 附 則（昭和53年4月1日条例第13号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（昭和56年4月8日条例第19号） この条例は、昭和56年5月1日から施行する。 附 則（昭和58年3月18日条例第17号） この条例は、昭和58年5月1日から施行する。 附 則（昭和60年3月27日条例第22号） この条例は、昭和60年4月1日から施行する。 附 則（平成元年3月25日条例第25号） この条例は、平成元年4月1日から施行する。 附 則（平成3年6月18日条例第26号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成7年3月17日条例第22号） 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。 2 この条例の施行の際、現に調布市議会に対して提出され、継続審査となっている請願及び陳情に係るこの条例の施行の日以後の取扱いについて	附 則（昭和46年12月13日条例第26号） 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和46年12月13日から適用する。 2 改正前の総務委員会の委員は、改正後の総務委員会の委員に、財政経済委員会の委員は、社会文教委員会の委員に、厚生委員会の委員は、福祉環境委員会の委員に、建設委員会の委員は、建設委員会の委員とし、改正後の委員会の委員の任期は、それぞれの委員会の委員の残任期間とする。 附 則（昭和48年6月7日条例第31号） 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年6月6日から適用する。 2 改正前の総務委員会の委員は、改正後の総務委員会の委員に、社会文教委員会の委員は、文教委員会の委員に、福祉環境委員会の委員は、厚生委員会の委員に、建設委員会の委員は、建設委員会の委員とし、改正後の委員会の委員の任期は、それぞれの委員会の委員の残任期間とする。 附 則（昭和53年4月1日条例第13号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（昭和56年4月8日条例第19号） この条例は、昭和56年5月1日から施行する。 附 則（昭和58年3月18日条例第17号） この条例は、昭和58年5月1日から施行する。 附 則（昭和60年3月27日条例第22号） この条例は、昭和60年4月1日から施行する。 附 則（平成元年3月25日条例第25号） この条例は、平成元年4月1日から施行する。 附 則（平成3年6月18日条例第26号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成7年3月17日条例第22号） 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。 2 この条例の施行の際、現に調布市議会に対して提出され、継続審査となっている請願及び陳情に係るこの条例の施行の日以後の取扱いについて

改正後	改正前
は、この条例による改正後の調布市議会委員会条例の規定において所管することとなる常任委員会において審査するものとする。 附 則（平成7年6月16日条例第28号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成10年5月28日条例第16号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成11年6月18日条例第15号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成12年3月24日条例第15号） この条例は、平成12年4月1日から施行する。 附 則（平成13年3月21日条例第8号） 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。 2 この条例の施行の際、現に調布市議会に対して提出され、継続審査となっている請願及び陳情に係るこの条例の施行の日以後の取扱いについては、この条例による改正後の調布市議会委員会条例の規定において所管することとなる常任委員会において審査するものとする。 附 則（平成15年6月19日条例第18号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成15年12月9日条例第29号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成17年9月7日条例第17号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成19年3月22日条例第23号） 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。 2 この条例の施行の際、現に地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により収入役が在職する場合の当該在職中におけるこの条例による改正後の調布市議会委員会条例第2条の規定（会計管理者に係る部分に限る。）の適用については、同条中「会計管	は、この条例による改正後の調布市議会委員会条例の規定において所管することとなる常任委員会において審査するものとする。 附 則（平成7年6月16日条例第28号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成10年5月28日条例第16号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成11年6月18日条例第15号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成12年3月24日条例第15号） この条例は、平成12年4月1日から施行する。 附 則（平成13年3月21日条例第8号） 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。 2 この条例の施行の際、現に調布市議会に対して提出され、継続審査となっている請願及び陳情に係るこの条例の施行の日以後の取扱いについては、この条例による改正後の調布市議会委員会条例の規定において所管することとなる常任委員会において審査するものとする。 附 則（平成15年6月19日条例第18号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成15年12月9日条例第29号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成17年9月7日条例第17号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成19年3月22日条例第23号） 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。 2 この条例の施行の際、現に地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により収入役が在職する場合の当該在職中におけるこの条例による改正後の調布市議会委員会条例第2条の規定（会計管理者に係る部分に限る。）の適用については、同条中「会計管

改正後	改正前
理者」とあるのは「収入役」とする。 附 則（平成19年 6 月12日条例第29号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成20年 3 月24日条例第28号） 1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。 2 この条例の施行の際、現に調布市議会に対して提出され、継続審査となっている請願及び陳情に係るこの条例の施行の日以後の取扱いについては、この条例による改正後の調布市議会委員会条例の規定において所管することとなる常任委員会において審査するものとする。 附 則（平成21年 5 月29日条例第18号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成23年 6 月13日条例第16号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成23年 9 月 6 日条例第24号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成24年 2 月29日条例第 1 号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成24年 9 月 5 日条例第36号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成25年 2 月28日条例第 2 号） この条例は、平成25年 3 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項の改正規定及び第27条の改正規定は、公布の日から施行する。 附 則（平成27年 9 月24日条例第48号） この条例は、平成27年10月 1 日から施行する。 附 則（令和 2 年 6 月 5 日条例第27号） この条例は、公布の日から施行する。 <u>附 則（令和 年 月 日条例第 号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	理者」とあるのは「収入役」とする。 附 則（平成19年 6 月12日条例第29号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成20年 3 月24日条例第28号） 1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。 2 この条例の施行の際、現に調布市議会に対して提出され、継続審査となっている請願及び陳情に係るこの条例の施行の日以後の取扱いについては、この条例による改正後の調布市議会委員会条例の規定において所管することとなる常任委員会において審査するものとする。 附 則（平成21年 5 月29日条例第18号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成23年 6 月13日条例第16号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成23年 9 月 6 日条例第24号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成24年 2 月29日条例第 1 号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成24年 9 月 5 日条例第36号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成25年 2 月28日条例第 2 号） この条例は、平成25年 3 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項の改正規定及び第27条の改正規定は、公布の日から施行する。 附 則（平成27年 9 月24日条例第48号） この条例は、平成27年10月 1 日から施行する。 附 則（令和 2 年 6 月 5 日条例第27号） この条例は、公布の日から施行する。 _____ _____

調布市議会オンラインによる方法を活用した委員会開催に関する 要綱（案）

第1 趣旨

この要綱は、調布市議会委員会条例（昭和31年調布市条例第17号。以下「委員会条例」という。）第14条の2第4項の規定により、同条第1項に規定するオンラインによる方法（以下「オンラインによる方法」という。）を活用した委員会（以下「オンライン委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

第2 オンライン委員会の開催

オンラインによる方法で委員会に出席を希望する委員（以下「オンライン出席委員」という。）は、当該委員会の開催日の2日前（その日が調布市の休日に関する条例（平成元年調布市条例第23号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）である場合には、その日前のその日に最も近い休日でない日。）の正午までに、その理由を付し、委員長に届出をしなければならない。ただし、やむを得ない事情があると委員長が認めたときは、この限りでない。

- 2 委員長は、前項の届出を受けたときは、副委員長と協議のうえ、オンライン委員会の開催の可否を決定するものとする。
- 3 委員長は、オンライン委員会の開催を決定したときは、その旨をあらかじめ議長及び当該委員会の委員に通知するものとする。
- 4 前項の通知を受けた委員がオンラインによる方法で新たに委員会に出席を希望するときは、第1項の規定により届出をしなければならない。
- 5 委員長は、前項の届出をした委員のオンラインによる出席について、当該委員会の委員に通知するものとする。

第3 委員長の参集

委員長及び副委員長は、オンライン委員会を開催する場合であっても、円滑な議事運営を確保するため、原則として開催場所に参集するものとする。

- 2 委員長又は副委員長がオンラインによる方法で委員会に出席するときは、委員会条例第11条の規定を適用する。

第4 オンライン出席委員の責務

オンライン出席委員は、会議中通信環境を良好に保ち、常に映像及び音声の送受信について支障のないようにするとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) オンライン委員会への出席は、原則として、オンライン出席委員の自宅又は事務所等の個室とし、当該オンライン出席委員以外の者を入れないこと。
- (2) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。
- (3) 委員会に関係しない映像又は音声が入り込まないようにすること。

- 2 オンライン出席委員は、委員会開会予定時刻の30分前までに、事務局との間で映像及び音声支障なく送受信することができることを確認するものとする。

- 3 オンライン出席委員は、委員会を退席するとき及び委員会の休憩（短時間の休憩を除く。）のときは、映像及び音声の送受信を遮断する措置を講じなければならない。

- 4 オンライン委員会に出席する際に必要な費用は、オンライン出席委員の負担とする。

第5 本人確認等

委員長は、オンライン出席委員の本人確認について、あらかじめ通知したID及びパスワードによるWEB会議システムへのログイン並びに映像及び音声により行うものとする。

- 2 委員長は、オンライン出席委員について、委員会開会時刻までに前項の本人確認を行うことができない場合にあっては委員会を遅参したものとみなし、委員会散会までに同項の本人確認を行うことができない場合にあっては委員会を欠席したものとみなす。

第6 表決の方法等

オンライン委員会における表決は、開催場所に参集した委員及びオンライン出席委員が同時に挙手により行うものとする。

- 2 オンライン出席委員は、賛否等の意向に疑義が生じる余地がないよう指先を上にした手のひら全体が映像に映るように挙手をするものとする。
- 3 オンライン委員会においては、投票による表決は行うことができないものとする。
- 4 オンライン委員会における選挙は、指名推選の方法で行う場合のみ行うことができるものとする。

第7 通信障害等が発生した場合の取扱い

委員長は、通信障害等により、オンライン出席委員の状態が映像及び音声により確認できない場合であって、通信の状況等を確認してもなおオンライン出席委員の状態を相互に認識できないときは、オンライン出席委員は退席したものとみなすことができる。

第8 除斥の取扱い

委員長は、委員会条例第17条の規定により除斥の対象となる者が、オンラインによる方法で委員会に出席しているときは、その議事の際、オンライン出席委員の映像及び音声の送受信を遮断するものとする。ただし、オンライン出席委員が同条ただし書の規定による発言をオンラインによる方法とする場合は、この限りでない。

第9 説明員、公述人及び参考人のオンラインによる出席

委員会条例第20条第2項、第24条第3項及び第28条第3項の規定により説明員、公述人及び参考人がオンラインによる方法で委員会への出席を求めた場合の手続については、第2第1項から第3項までの規定を準用する。

第10 委員外議員及び紹介議員のオンラインによる出席

調布市議会会議規則（昭和39年調布市議会規則第1号）第65条第4項及び第88条第4項の規定による届出については、第2第4項及び第5項の規定を準用する。

第11 委員会記録

オンライン委員会について記録する委員会記録には、オンライン出席委員並びにオンラインによる方法で出席した説明員、公述人、参考人、委員外議員及び紹介議員がオンラインによる方法で委員会に出席している旨を

記録するものとする。

第 12 オンライン委員会の開催訓練

委員長は、オンライン委員会開催時の適切な進行に資するため、適宜オンライン委員会を開催するために必要な訓練を行うものとする。

附 則

この要綱は、 日から施行する。

令和 7 年 2 月 1 8 日

調布市議会議長 井 上 耕 志 様

市民への議会報告実行委員長
古 川 陽 菜

市民への議会報告実行委員会における協議について（報告）

令和 6 年 1 月 2 3 日付 5 調議発第 2980001 号で調布市議会議長から市民への議会報告実行委員長に協議依頼がありました事項について、市民への議会報告実行委員会において協議しましたので、下記のとおり報告いたします。

記

1 協議事項

調布市議会基本条例第 3 条及び第 8 条の検証項目である、広報・広聴及び議会報告会の開催に関する事項 【別紙 1 のとおり】

2 報告内容

令和 5 年 8 月 3 1 日の幹事長会議において、議長から今後の議会報告会の在り方や開催方法の検討を議会報告実行委員会で協議することが了承されたことに加え、当該協議事項に基づき、市民への議会報告実行委員会で「3 協議の経過」のとおり各会派の意見を伺いながら協議を進めてまいりました。

協議期間内での市民への議会報告実行委員会では、市のイベントと併せての報告会の開催や子どもを対象とした報告会の開催等について検討しましたが、短期間での関係機関との調整が難しく、実施にまでは至りませんでした。一方で、令和 6 年 1 1 月 9 日に開催した第 1 9 回議会報告会ではより多くの参加者を募るため、市ホームページや市報に加え、市 SNS での発信を

行ったほか、テレビ広報調布や調布エフエムに実行委員が出演する等の広報を行いました。また当日は初めて夜間の時間帯に開催するなど協議の内容を踏まえ市民参加の推進や広聴機能の拡充に努めました。

開かれたわかりやすい議会の実現のためには、広報広聴機能の拡充や子どもを対象とした取組について、調布市議会として継続して取り組んでいく必要があることから、本報告後引き続き市民への議会報告実行委員会で協議検討を行ってまいります。

3 協議の経過 【別紙2のとおり】

4 添付資料

【協議に係る資料】

幹事長会議 (令和5年8月31日)	議会改革等に関する協議事項(議長提案)【資料1】
第6回議会報告実行委員会	令和5年第2回実行委員会資料(会派からの意見集約)【資料2】
第7回議会報告実行委員会	会派ごとの協議結果報告書2024.2【資料3】
第9回議会報告実行委員会	議会報告会 実施想定スケジュール【資料4】
第12回議会報告実行委員会	議会報告会 実施想定スケジュール(文化フェスタ追加)【資料5】

5 調議発第2980001号

令和 6 年 1 月 2 3 日

市民への議会報告実行委員長

古 川 陽 菜 様

調布市議会議長 井 上 耕 志

(公印省略)

市民への議会報告実行委員会における協議の依頼について

議会運営委員長からの依頼に基づき、下記事項について市民への議会報告実行委員会で協議願う旨、1月23日に開催されました幹事長会議において了承されました。

つきましては市民への議会報告実行委員会で協議の上、下記2及び3に記載のとおり報告いただきたく、よろしくお取り計らい願います。

記

1 事項

調布市議会基本条例第3条及び第8条の検証項目である、広報・広聴及び議会報告会の開催に関する事項

2 報告内容

別添の調布市議会基本条例検証シートに記載された、会派の意見を踏まえ、協議された内容

3 報告期限

令和7年2月末まで

4 添付資料

調布市議会基本条例検証シート 対象条文に対する課題等

調布市議会基本条例検証シートの仕分け結果

各会派から提出された意見を以下のように仕分け

条文	項目	個別の検討項目
3・8条	広報・広聴に関するもの	主権者教育，模擬議会，地域への出前講座，理念条項への検討 児童・生徒を対象とした議場傍聴，市役所やたづくりでの議会視聴
	議会報告会の開催に関するもの	中学や高校での開催，無作為抽出での呼びかけ，オープンな場での開催，オンライン配信
	陳情提出者説明に関するもの	議事録の作成，中継の有無，説明時間の検討
5条	オンラインに関するもの	災害時に実施，通常時に実施
	議会運営に関するもの	陳情の採決，議運資料の公開，議員提出議案について，議運とは別の議会改革，一般会計総括質疑の検討，AIを活用したバリアフリー
12条	災害対策に関するもの	情報収集，オンライン会議，マニュアルの改訂，タブレット端末の活用，BCPの策定，事前シュミレーションのアプリ化
19条	地方自治法改正に関するもの	請負（ルールを含む）
	政治倫理に関するもの	ハラスメント対策，SNSルール 政治倫理や個人情報に関する研修（eラーニング含む）

調布市議会基本条例検証シート 対象条文に対する課題等

条 文 等	平成30年検証報告以降の取組状況等	地方自治法改正等	今後の課題・取り組む内容など（自由記述）							
			チャレンジ調布	市民・維新の会	公明党	日本共産党	立憲民主党	自由民主党	生活者ネットワーク	れいわ新選組調布
（市民参加） 第3条 この条例において「市民参加」とは、次の各号に掲げることをいいます。 （1） 議会が実施するアンケート調査等により、市民が意見を述べること。 （2） 第8条第3項に規定する議会報告会において、市民が意見を述べること。	（1） アンケート調査等 ・「調布市民意識調査」において、議会の広報・広聴活動について毎年調査項目にあげ実施。 （2） 議会報告会 ・コロナ禍により、市議会だより、オンラインの配信による開催など報告の場を確保。 ・アンケートもオンラインで実施。 ・議会報告会の実施方法については、市民への議会報告実行委員会が協議。（R5）		・議会報告会について人を集めるという形式だけではなく、人のいるところからこちらから出向いて行うといった方法や、主催者教育の観点も交えながら市内学校へ出向いて行う、あるいは議場を用いた模擬議会を開催するといった形式について可能性として検討していくことについて議論した。 また、議会報告会の参加者について、無作為抽出方式等にて広く多様な市民の参加を呼び掛ける方法について検討できないか意見があった。	主催者教育の観点から、小学校高学年、中学校、（高校）の課外授業の一環として、議会見学を実施する。	第3条（1）議会が実施するアンケート調査（高校を含む各学校へのアンケートもとり）等により、すべての世代の市民が意見を述べること。	（市民参加）第3条 ●議会と市民双方の意見交換を広げるとともに、市民参加が図られているかどうか、不断に検証し改善を図ること。これについては「理念条項」を入れて、常に振り返るようにしたらどうか。 ●アンケート実施や若者からの意見聴取など、個別の取組の名称を挿入すると、それに縛られるため、柔軟に振り返るためにも、個別名称はつけずに、柔軟に対応する方がいいと考えている。	（市民参加） （1） 議会報告会を学校、または、他施設に出向いて行う。 （2） 定例会の様子を議場に傍聴。（児童・生徒等）議場に来ることが困難な場合は、タブレットを活用する。 （3） 調布市議会本議場においての児童・生徒による模擬議会の開催。	議会基本条例を制定した当時の議長（提案者）として、あくまでその明文化した条例に従っていくのが基本であると考えますが、時代の変化・社会情勢の変化等を勘案し、変更していくべきものがあれば、第24条に規定のとおり、議会で十分な議論を尽くし変更するべきである。	議会報告会はあるゆる市民のために開かれるべきであるため、今後も対面やオンラインなど複数の方法で実施する必要がある。対面が一番望ましいとは思いますが、時間的に制約がある方や身体の不自由な方などのためにもオンラインは有効。また、子どもや若者のいる場（学校など）に出向いて市民に興味を持ってもらうこと、何よりこちらが声を聴かせていただくことが必要である。「政治やまちづくりに関心な大人」を生まないよう、主催者教育の観点から最も重要であると考える。	議会としては傍聴の他、広報紙やHP、議会の中継やアーカイブ等の手段をしっかりとっており、議会の記録はなされているとみているが、実際には一部の興味のある市民にしか視聴されていない。もっとと議会を身近に感じてもらうような手段を考えるべき。オープンな場での議会報告会の開催や、役所内のベンチ付近にモニターを設置したり、たぐりポイントランスのモニター等に中継を流すなどをするのはどうか？
第3章 市民と議会の関係 （広報広聴機能の充実） 第8条 議会は、多様な広報及び広聴手段を活用し、保有する情報を市民に提供するとともに、市民の意見を積極的に聴取します。 2 議会は、本会議、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第109条に規定する委員会（以下「委員会」といいます。）及び法第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場を原則として公開します。 3 議会は、市民に議案等の審議の経過及び結果の報告等を行うため、議会報告会を開催します。 4 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の意見又は政策的な意見等を求めるものとします。 5 議会は、諮問及び陳情の審議において、当該諮問及び陳情の提出者から要旨の補足説明の申出があった場合は、必要に応じてその趣旨を聴く機会を設けます。	3 議会報告会 ・コロナ禍により、市議会だより、オンラインの配信による開催など報告の場を確保。 ・アンケートもオンラインで実施。 ・議会報告会の実施方法については、市民への議会報告実行委員会が協議。（R5） 【第3条第2項を再掲】 5 諮問・陳情提出者説明 ・以前は委員会協議を開催し、可否を決定していたが、コロナ禍により原則実施とした。（R2.5.22議運決定、R2.11.5先例・申し合わせ事項） ・非公式的な議事録の作成及びネット中継など。	総務省通知 ・新型コロナウイルス感染症対策に関する地方公共団体における議会の委員会等の開催方法に関するQ&A（R4.6.10） ○オンラインによる方法で、参考人制度による意見聴取を行うことは可能		議会報告会を高校や中学校を訪問して、現地で行う。	8条の3・4に「広聴の機会の拡充（委員会単位に分けると、市内各地域で公共施設等を利用した広聴会）」を入れたい。	第3章 市民と議会の関係 議会報告会…基本的には実行委員会が協議。 ■陳情者説明の扱いについて → 記録も取るべきではないか。 現在の陳情者説明は「非公式」であるが、本会議の討論で陳情者説明で得た情報を、討論時に自らの発言に使うなど、陳情提出した市民からみれば「非公式の話をなぜ本会議の公式発言で陳情者がこう言った、こうだった」と使うのか」という矛盾した状況も生まれており、整合させる必要があると考える。 当然、個人情報・プライバシーを侵害しないのは当然守るべきで録画はやめるべきだが、公式の記録は残した方がよいのではないかと考える。	（広報広聴機能の充実） （1） 陳情者説明時の時間に関する検討。 （2） 委員会室にあるカメラ機能等の活用により、録画として残すことのできるか検討。	第8条 3 議会報告会の分科会やアンケートで寄せられた意見、要望や提案に対し、委員会等で議論し、必要に応じて行政に対して政策提案をするといったプロセスを作る。また、個別案件への対応についても各委員会で協議するプロセスを作る。 4 陳情者の趣旨をより理解するため、陳情者が十分な説明をおこなえる時間を確保するとともに、内容を陳情者と全議員が共有できるよう議事録を作成する。 より開かれた議会とするため、議会としてのSNS活用も検討に入れてはどうか。 （議会報告会のアンケート作成のため、Googleアカウントは取得済み）	諮問・陳情者説明に関しては、文字の記録をする必要があるとは思いますが、個人情報保護のため公開はせず。議会と説明者との間でのみ共有することが望ましいのではないが、ネット中継は個人情報保護のため、すべきではないと考える。	
第2章 議会と議員の使命及び活動原則 （議会の使命及び活動原則） 第5条 議会は、市長その他の執行機関（以下「市長等」といいます。）の監視及び評価をするとともに、市民の多様な意見を把握し、市政に適切に反映させることを使命とします。 2 議会は、前項に規定する使命を果たすために、次の各号に掲げる原則に基づき活動します。 （1） 議会活動は公開を原則とし、情報公開を推進します。 （2） 意思の決定に当たっては、論点・争点を明らかにします。 （3） 議会は、社会状況の変化に適應した議会の在り方について常に議論し、議会改革を継続的に推進するよう努めます。	・一般会計決算の総括質疑を試行的に実施。（R4.3定） ・上程時質疑の時間実績制限時間比 令和元年6月～5年1定平均（66.6％） ・コロナ禍においては、弾力的な議会運営を実施し、今後の議会運営について協議、一部変更を決定。（R5.8.10） ・議会運営におけるICT活用。（ペーパーレスと情報共有の迅速化） ・委員会へのオンライン出席等に係る留意事項等について（R5.7.3）	総務省通知 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について（R2.4.30） ・Q&A（R2.7.6） ・委員会へのオンライン出席等に係る留意事項等について（R5.7.3）	・反問権の明文化や議員間討論を活発にする材料について共通認識が持てるような取組の可能性について意見があったが、条文の変更までには至らないとの認識。 ・オンライン出席の可能性については、本人確認や通信環境が不安定となったこととの対応、AIフェイク動画等によるなりすましといった情報セキュリティ対策について課題があるとの認識で一致。委員会協議会のようにより、採決を伴わない会議体であれば導入可能性はあるのではないかと意見があった。	フェーズフリーの観点から、オンラインによる委員会審査、採決をとりながら議会（一般質問など）を行う。	現在、調布市議会で行っている委員会審査（予算・決算）は多様な施策について広範囲に深く審査できる。一方、他の議会で行われている予算・決算特別委員会は最も重要なテーマに各会派の質問が集中するくらいであるが、議会一丸となった市の考えを動かす可能性もある。どちらもそれぞれに「良さ」があるため、予特・決特についても調査研究していく必要性がある。オンラインでの委員会等の実施について、フェーズフリーの観点からも、災害時にオンライン会議が出来るよう、試行していく必要がある。※但し、オンラインで出来ることは傍聴可能な会議であることが原則となる。	（3）はそのままで変える必要はない 一これまでも調布市議会は、コロナ禍のもとでも議論し対応できている。オンラインをどういう形態で行うのかについて、その時々になされた議論を行い、予算を伴う場合もあるため、柔軟に決められるようにした方がよいと考える。	（議会の使命及び活動原則） （1） オンラインの議会の開催については、委員会等の審査が必要。どの委員会がオンライン開催に適しているのか協議する必要がある。（4常任委員会は除く）	第5条 陳情審査において採択・不採択・審査保留が過半数に満たない場合は、採択・不採択で再度採決するなど、陳情を廃案としないために改善を行う。 改選直前の定例会に提出された陳情が「継続審査」となった場合も廃案とせず、再提出がなくても改選後の定例会で審査対象とする。 予算・決算議会においては、委員会への市長等特別職の出席を求める。 2（1） 申し合わせ事項を議会基本条例に照らして検証するとともに、情報公開の観点からも、HP等で市民に公開する。 議会運営委員会の配布資料をHPで公開する。オンライン中継傍聴者への対応としては、事前の公表が望ましい。 （2） 論点・争点を明らかにする観点から、議員提出議案の提出者説明の時間を延長し、市民が理解できるよう説明を十分おこなえる時間を確保するとともに、質疑、討論を行うようにする。十分な議論をするためにも提出期限を早める。市民の総意として提出するものとして、全会一致での可決とする。 （3） 議会改革を進めるにあたっては、議会運営委員会とは別に議会改革推進を協議する委員会を設置する。	一般会計決算の総括質疑、議会運営におけるICT活用についても引き続き議論を重ねていく。本会議でも重要な場合は対面が望ましいが、非常時の備えという意味でも、研修などから実践的にオンラインの活用を始めていく意義はあると考える。今後必要になってくる条例改正についても同時に議論を進めていく。 昨今のライブ配信に関してはさらなる画質と音声の向上が顕著であるが、議会中継はまだそこまでの画質の向上。またAIを使っているリアルタイムの字幕をつけるシステムも未使用である。視覚・聴覚の障害をお持ちの方に対してのバリエーションも目指すべきでは？	

条 文 等	平成30年検証報告以降の取組状況等	地方自治法改正等	今後の課題・取り組む内容など（自由記述）							
			チャレンジ調布	市民・維新の会	公明党	日本共産党	立憲民主党	自由民主党	生活者ネットワーク	れいわ新選組調布
（災害時支援） 第12条 議長は、調布市災害対策本部条例（昭和38年調布市条例第35号）に基づく調布市災害対策本部が設置されたときは、これを支援するため、調布市議会災害対策支援本部を設置することができます。	・令和元年10月に台風第19号が発生し、調布市議会災害対策支援本部を設置。議会としての活動報告をまとめ検証。 ・タブレット端末を導入。（災害時でも迅速な情報共有が可能） ・タブレット端末を使用した訓練の実施。 ・机上訓練の実施。 ・市の防災訓練/水防訓練へ継続して参加。	地方自治法改正（R4） 災害等の場合の招集日の変更ができることとなった。	・令和元年10月の台風19号の際の検証をもとに、災害対策支援本部設置時における各議員の活動について、タブレット端末を活用した情報収集の仕組みづくりも含めた具体的な検討が必要との意見があった。	各自のスマホとLINE WORKSを多用し、災害時（緊急時）情報収集ツールとして活用する。（平時から使用しているLINE WORKSを災害時（緊急時）でも活用できる仕様にしておく。）		災害支援 第12条 基本的に調布市議会は『（災害支援）第12条で災害対策支援本部を設置することができる』となっており、このままでも十分対応できると考えるが、議会開会日に議員が招集に応じられない事態＝例えば災害時等の対応をしているときの対策としてより充実させる必要はあるかと考える。 検証シートの「課題等」にあがっている「災害発生時の行動マニュアルの作成について検討」の中に運用的なものを入れていくということではないのか、それも含めて検討していくというのではないかと考える。 ●タブレットの活用などはこの条文のままで充分対応できるのではないかと、行動マニュアルに「運用できること」を明確に示せば良いのではないかと考える。	（災害時支援） (1) 災害発生時などにおいて、緊急オンライン会議の開催を可能にする。 (2) 災害発生時の、情報の一元化をするための体系づくりをする。 （タブレット端末等の活用も含む）	議会BCPの策定に向けた調査・研究を始める。その中でタブレットを使用した議会開催についても検討する。	研修などから試行的にオンラインの活用を始めていき、非常時に備えていく。	タブレット端末を有効利用するべく、位置情報を用いた災害マッピングデータ、及び今後の想定災害拡大等のシミュレーションをアプリ化しておく必要がある。
第7章 政治倫理 （政治倫理） 第19条 議員は、市民の負託に応えるため、高い政治倫理観が求められていることを自覚し、市民の代表としての良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、職責を養うよう努めなければなりません。 2 前項に規定するもののほか、議員の政治倫理については、別に定めます。	・平成26年に制定した倫理に関する規則を規程に改めた。（R5.3.31） ・規則制定後の研修等については未実施。 ・近隣市で政治倫理違反の事例が発生した際に、政治倫理の規程等に関する規則を改めて全議員に周知した。	地方自治法改正（R4） 請負の定義の明確化・緩和 ・総務大臣通知（R4.12.16） 議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を行うことが適当 地方自治法改正（R5） 議会の位置付け・議員の職務の明文化 「住民の負託」	・令和4年の地方自治法改正によって請負の定義について明確化されたが、この請負について透明性を確保するため、規範の要否や運用について検討が必要ではないかとの意見があった。	専門家講師によるハラスメント研修（特にハワハラ、カスハラ）が必要と感じる。	SNSを利用した各議員の投稿については、課題を抽出し、調布市議会として一定のルールが必要であると感じる。	第7章 政治倫理 1. 現政の社会情勢を踏まえ、ハラスメント対策について項目を立てるべきではないか 2. 近隣市で政治倫理違反の事例…どんな事例か 3. 議員の請負について ●これまでは市関連業務を行っている事業者は議員に立候補することはできなかったが、地方議員のなり手不足について、このことが理由の一つで課題だと指摘されているとのことで地方自治法改正に伴い、「政令で定める300万円の範囲内なら個人による地方公共団体に対する請負が可能」とする改正とのこと。しかし、懸念されるのは談合や利益誘導になる事態にしないために、請け負った事業の内容、会計状況などを、プライバシーと著作権などに配慮しつつ、公人であることをふまえてその中身を明らかにし公表する等、法令順守の検証が必要となると考える。これらを条例に明確にうたうこと、検証機関が必要になるのではないかと。	（政治倫理） (1) ハラスメントに関する研修会の実施。	議会にとってもハラスメントを理解する必要性が増していることから、「調布市議会議員の政治倫理に関する規程等を定める規程」について時代の流れに合わせた検証、見直しを行うとともに、全議員対象に、毎年ハラスメント研修を実施する。 少なくとも新人議員には個人情報保護についても研修を行う。	規則制定後の研修等については未実施であることから、実施する必要があると考える。1期目の議員も多いが、早めに実施することが望ましい。	政治倫理についての研修を、ただし、会場で行われるなどもあると思われることから、e-learningの導入を検討

※一部字句を改めています

【協議の経過】**令和 5 年 8 月 23 日 第 2 回議会報告実行委員会**

- ・ 今後の議会報告会の開催場所・形式について各会派から事前に意見集約を行う

令和 5 年 8 月 31 日 幹事長会議

- ・ 議長提案に基づき今後の議会報告会の在り方や開催方法は議会報告実行委員会で協議することを決定

令和 6 年 1 月 9 日 議会運営委員会

- ・ 調布市議会基本条例第 3 条及び第 8 条の検証項目である，広報・広聴及び議会報告会の開催に関する事項について，幹事長会議を通じ，議会報告実行委員会に協議依頼することを決定
- ・ 同日，議会運営委員長から議長へ依頼

令和 6 年 1 月 23 日 幹事長会議

- ・ 議会運営委員長から，議長から市民への議会報告実行委員長に協議依頼予定である旨が報告され，了される
- ・ 議長から議会報告実行委員会に別途通知依頼

令和 6 年 1 月 31 日 第 6 回議会報告実行委員会

- ・ 議長からの協議依頼について共有
- ・ 5 月報告会開催方法，広聴について意見聴取

令和 6 年 2 月 19 日 第 7 回議会報告実行委員会

- ・ 各会派から意見聴取し，結果を共有・協議

令和 6 年 2 月 26 日 第 8 回議会報告実行委員会

- ・ 5 月報告会開催方法について協議
- ・ 5 月報告会は通常開催と決定
- ・ 1 1 月報告会での新たな取組について協議

令和 6 年 3 月 18 日 第 9 回議会報告実行委員会

- ・ 新たな取組に向けての開催方法を含むスケジュール

ル案の共有

令和 6 年 4 月 9 日 第10回議会報告実行委員会

- ・ 1 1 月 報告会開催形式について協議

令和 6 年 5 月 12 日 第18回議会報告会開催（たづくり大会議場）

令和 6 年 5 月 20 日 第12回議会報告実行委員会

- ・ 1 1 月 報告会開催形式について協議
- ・ 子どもを対象とした取組について協議

令和 6 年 6 月 19 日 第13回議会報告実行委員会

- ・ 1 1 月 報告会開催方法について協議
- ・ 1 1 月 報告会開催は通常開催（夜間）と決定
- ・ 子どもを対象とした取組について協議

令和 6 年 11 月 9 日 第19回議会報告会（たづくり大会議場）

- ・ 初の夜間開催で実施

令和 7 年 1 月 15 日 第18回市民への議会報告実行委員会

- ・ 5 月 報告会開催方法について協議

令和 7 年 2 月 7 日 第19回市民への議会報告実行委員会

- ・ 協議報告書（案）について協議・決定

令和 5 年 8 月 3 1 日

議会改革等に関する協議事項（議長提案）

1 調布市議会基本条例の確認について

調布市議会では、平成 23 年 9 月に設置した調布市議会改革検討代表者会議における協議を経て、平成 25 年 3 月 27 日、全議員の共同提案により、調布市議会基本条例を制定した。

基本条例は、調布市議会が二元代表制のもと、地方自治体の行政運営の基本的事項について審議し、決定する権能を有する議事機関として、市民の意見を市政に反映させるため、議会活動の基本理念を「市民に分かりやすく開かれた議会」とし、その実現のための方向性について定めたものである。

条例制定後 10 年が経過したことから議会基本条例制定の目的、基本理念等を現議員で改めて確認する。

2 これまでの取組を踏まえた議会基本条例の検証について

基本条例制定後には、継続協議となった議会改革に努め、インターネット中継の拡大や、議会報告会の開催、政治倫理に関する規準や、議会長期欠席時における議員報酬等の減額に関する規定の整備などを行ってきた。

平成 30 年 9 月から平成 31 年 1 月にかけて議会運営委員会において議会基本条例の検証について報告書としてまとめた。

その後、常任委員会の所管事務調査実施方法の決定や、タブレット端末を導入した ICT 活用の推進については議会運営委員会での協議を経て実施したが、その他の課題についてはコロナ禍により、優先的に協議すべき事項が変更になったこと等により協議ができなかった。

よって、新しい議会において、検証報告書の課題を改めて整理・確認し、検証と改革を進めたい。

また、令和 5 年に地方自治法が改正され、地方議会の役割、議員の職務等の明確化が行われたところである。これらの改正内容も含め、議会基本条例を改正する必要がある場合は、第 24 条に基づく見直しをあわせ検討する。

3 議会報告会の在り方及び広聴について

議会報告会については、基本条例制定以降、令和 4 年まで延べ 15 回（第 11 回は中止）実施してきた。

令和元年の第 10 回議会報告会後に議会報告実行委員会を複数回開催し、今後の議会報告会の在り方について協議を行った。

これまでの間、対面での報告会は実施できなかったが、協議の結果、代替措置

として市議会だよりの活用，オンラインでの配信による開催など，報告の場は確保したが，令和２年の幹事長会議において決定された，今後の議会報告会の方向性については幹事長会議の協議事項とすることについては，コロナ禍となり，協議は中断している。

ここで，新議会が始まり，コロナ感染症も法律上の位置付けが５類に引き下がったことから，今後の議会報告会の在り方や，開催方法については議会報告会を執り行う新しい「市民への議会報告実行委員会」での体制で，改めて協議いただき，「市民に分かりやすく開かれた議会」の実現を目指す。

2023 年議会報告会 会派からの意見集約

【開催場所】

大会場で開催

- ・たづくり（会議室、映像シアター、エントランスホール）
- ・アクロス
- ・グリーンホール

地域会場で開催

- ・各地域の体育館、公民館やふれあいの家

屋外で開催

- ・調布駅前や国領駅前広場
- ・各種イベント：10月商工まつりなどにブースとして行う（公聴主体）
（雨の日の検討）

学校に出向いて開催

- ・市内の小中学校や高校

録画で開催

- ・市議会議場

【形式】

- ・市議会の役割や基本的な情報を説明する（チャ、ネット）
- ・直近の議会で決まった内容の報告を行う（チャ）
- ・パワポを使う、生配信、録画を行う（自・維、立）
- ・子ども議会の開催（公、共、立）
- ・子ども達にも分かりやすい報告をする（公、立、ネット）
- ・子育て世代、若者の意見を聞く場所を設ける（共、ネット）
- ・常任委員会ごとに東西南北に分かれて行う（ネット）
- ・議会報告とともに市民とのおしゃべりなど自由に意見交換を行う（れ）
- ・2部制にし、1部で報告会、2部でグループディスカッション（ミ）

2024 年 2 月 19 日

【次回の開催について】

	チャレンジ調布	自民・維新の会	公明党	日本共産党	立憲民主党	自由民主党	生活者ネットワーク	れいわ新選組調布	調布ミライ政策会議
開催時期	案① 7 月～ 8 月 夏季休業期間中 案② 1 0 月以降	例年の 5/12(日), 5/18(土)は 都合が悪く避けたい 平日の夜(19 時頃～)も 検討したい	7 月～8 月頃	決めた通りの日程でよい	5 月中		GW の 1 週間後くらい	5 月以降	1 0 月ごろ
開催形式	議場での開催 2 時間程度 屋外	屋内(今までどおり)	各地域の実情に合わせ、会場を 2 か所で開催。各委員会は分担して広聴をするなど工夫をする。	これまでと同様の方法	・録画による報告 ・学校、施設等 ・議場		前回と同じ。 たづくり大会議場が適切ではないか。 少なくとも報告の部分は zoom でオンライン配信する YouTube 配信する。対象者を子ども若者も対象に広げることを意識した広報を行い、子ども参加があった場合の対応方法を備し、別途対応する場所を押さえておく。	前回と同様の屋内開催。 委員会ごとの報告。 市民からのご意見を伺う時間は前回より多めにとる。	イベントなどに出店
備 考	対象は中学生全学年 対象は一般市民	5/12(日)わんぱく相撲 社会人(勤め人)を対象	次回までの日程が短い為、 今回は前回と同様が望ましい。	今後加える内容については後述			GW 明けすぐだと準備の細かい調整が難しい。 5 月後半は定例会準備がある。		雨天対応も必要。

【小中学生を対象に行う場合について】

	チャレンジ調布	自民・維新の会	公明党	日本共産党	立憲民主党	自由民主党	生活者ネットワーク	れいわ新選組調布	調布ミライ政策会議
開催形式	中学生全学年	小中学生に対しては NG	学校側へ出向くか、学 校側を招くかを検討 する。	今まで同様の議会報告 会を実施するにあたっ て、まずとりくむのは、 参加対象を子どもたち にも広げるためのPR を行う。 具体的な対象範囲につ いては協議を行う。	・議場にて、報告会 （希望者による参 加、主権者教育とし ても同様）		議会棟見学と 懇談会	議会側からの話と、そ れを受けての質問。 一方通行ではなく、子 どもたちとの対話の 時間を多めにとる。	学校公開の日に保護 者と児童対象に。でき れば中学生。
内 容	内容については時期 及び形 式を決定後に追って 検討	1 小中学生に対して 議会報告をしても、難 解でありあまり意味 をなさないため、議会 報告と主権者教育は 切り離すべき 2 学校側の負担が更 に増えることはやめ るべき	招く場合は、夏休みの 企画として議場を見 学できるよう開放す る。また、学校行事の 一環として議場見学 を取り入れる。 出向く場合は、ゆめっ 子会議やリーダーズ 研修などに出向く。反 対にゆめっ子会議や リーダーズ研修を議 場で行うと共に議会 報告を行うことも考 慮する。 高校を含めた各学校 機関に出向く場合、主 権者教育の一環とし て出前講座ができる かを打診する。	今まで同様の報告会を 行いつつ、子どもたち を対象にPRし、参加 者を広げる活動を行 う。 と同時に、各学校へ出 向いて行える可能性が あるのか、追求してい く。	・市議会とは、「こう いう所、仕事の内容 等」 ・「1 回定例会では、 こんなことを決めま した」等、簡単な報告		議会とは何か？市議会 のはたらきについて話す。 小中学生が対象となる事 業の代表的なもの（子ど もに関心のあるテーマに ついて事前にアンケート を行っても良いかもしれ ない）についてどのよう な議論があったかを伝 え、子どもたちからも意 見を聞く。	選挙や市議会の仕組 みについてわかりや すく伝える。 子どもたちの年齢や 興味関心に沿った内 容にする。 また、可能であれば議 会に来ていただく。	保護者に議会報告か らの子どもたちの模 擬選挙など主権者教 育を。
備 考	周知方法として校長 会への周知、各中学校 へのチラシ 配布、市報・HP への掲 載	主権者教育として、 「子ども議会」等を別 途企画すべき	自治会や教育関係を 含めて、各機関と連携 して開催を検討して いく。	＊子どもたちの参加が 増えた場合の対策はあ らけじめ決めおく（別 室を確保して子どもた ちと議会のことだけで なく自由に子ども達の 意見を聞けるような懇 談形式…係と段取り、 テーマなどは決めてお く必要はある）			若者世代も含め、対象者 について議論が必要。来 年春の実施に向けて議 論、準備を進める。議員が ファシリテーションの研 修を受ける必要があるの ではないか。小中学生の 行事や中間・期末試験の タイミングも考慮する必 要あり。小学校3年生が 「わたしたちの調布」で 市役所について学び、コ ロナ前は市議会を見学。	学校側が来年度の実 施は難しいようであ れば、再来年度に向け て調整を進めてい く。	

【屋外（人が集まる場）で開催する場合について】

	チャレンジ調布	自民・維新の会	公明党	日本共産党	立憲民主党	自由民主党	生活者ネットワーク	れいわ新選組調布	調布ミライ政策会議
開催形式	イベントへの出展 4 交替制	屋外では難しいのではないかと？ 調布駅前イベントでのステージを一時借りて、マイクでアピール	各地域で行われているイベントに、議会報告会として参加していく	市内で行われるイベントに参加できるようにすることを追求しつつ、市議会として単独で行う方式も検討していく。 広場使用の許可がどうなるかという課題もあるが、議会単独で市民の意見を聞く形式の議会報告をやるのもいいかと考える。	「屋外」報告会		各駅前や市役所中庭、たづくり 1F などにブースを設置。議員は分かれる。	委員会報告は資料などを掲示して見ていただく方法を交えながら、必要に応じて質問に答える。 委員会ごとのグループで話を伺うスペースをとる。	市の主催のイベントなどでのブース設営
内 容	内容については時期及び形式を決定後に追って検討	1 天候に左右される 2 屋内でも会話の声が聞こえなかったの で、屋外では余計に難ありと考える 屋外では公聴は向かないので発信が中心	各イベントの内容に沿った広聴を心がける。	他団体のイベントの一角に議会報告を兼ねた市議会のテントを設けて行えるのか は探求すると同時に、市議会単独で行う方法も行うことで、今後の方向性を決めるにあたって、イメージもわきやすいし、その経験が生きてくるのではないかと	配布用報告書を作成し、立ち寄ってもらう方々に配布、また、意見交換などを行う。 （オープンハウス形式等）		基本的に広聴。シール投票やアンケートで意見聴取、個別に広聴。	屋外では声が通りにくく全体に向けて一斉に話すことは難しいと思うので、できるだけ各委員会 2 グループなどに分かれて少人数で話を伺うことができるようにする。	ブース周りで議会報告の案内を配布、パネル展示、併せて当番制で公聴を行う
備 考	市報、HP への掲載 議会だより SNS 等活用	公聴には近くに屋内施設があるとベターと考える(国立市前例参照)	自治会や、各機関と連携して開催を検討していく。	＊具体的な中身について単独で行う場合、一方的に議会報告をするだけでなく、市民の意見をどう聞き取るのかは協議すべき。			来年の実施に向けて議論、準備を進める。予算決算報告の機会とは別に実施する。		あまり浮いたイベントではなく割と落ち着いたイベント（市が主催なら間違いはないか？）防災フェアや農業まつりなどなら客層もいいかも。

各開催形式での想定スケジュール

開催 パターン・ 時期	通常開催 5・11月	通常開催 11月 子どもを対象に加えた 場合	イベントに合わせて、 開催 商工まつり・農業まつり・ 福祉まつり	屋外で単独開催 国領駅前広場 11月中旬 (あくろすも予約)	子どもを対象とした 取り組み ① 議場に招待 来年以降を想定	子どもを対象とした 取り組み ② 学校に出向く 来年以降を想定
内容詳 細	会議場での報告・ 広聴	会議場での報告・広 聴 別室で子どもたちと懇 談会	たづくり（エントランスホ ール、北側ギャラリー） パネルや紙面で報告 ローテーションで広聴	①屋外テントで開催 パネルや紙面で報告 ローテーションで広聴 ②屋外で呼びかけ 屋内で広聴	市議会の仕組みや身 近な内容について発 表 生徒とのやり取り、生 徒からの発表	①中学校の学校公 開の日（10・12 月）に 保護者に議会報告、 生徒たちの模擬選挙 ②高校に行き、出前 講座
4月	実行委員会 【当日の役割など】 リハーサル	実行委員会2回 【開催形式・内容・周 知方法など決定】 校長会で説明	実行委員会2回 【開催形式・内容決 定】 関係機関と調整開始	実行委員会2回 【開催形式・内容決 定】	実行委員会 【開催形式・内容決 定】	実行委員会2回 【開催形式・内容決 定】 ②アプローチ方法の 検討】 ①校長会で説明
5月	議会だより 駅頭 PR 第18回開催	第18回開催	第18回開催	第18回開催 駅前組合と調整 テント・備品など確認	第18回開催	第18回開催
6月	実行委員会 【反省会】			あくろすを予約	実行委員会 【開催形式・内容決 定】	実行委員会 【模擬選挙の内容・ 広報内容の検討】

					校長会で説明	
7月	実行委員会 【アンケート集約】	実行委員会 【広報内容の検討】	実行委員会 【広報内容の検討】			
8月	実行委員会 【次回開催の内容・ 広報】		議会だより	実行委員会 【広報内容の検討】		議会だより
9月	委員会に資料作成 お願い	委員会に資料作成お 願い	委員会に資料作成お 願い	委員会に資料作成お 願い		委員会に資料作成お 願い
10月	実行委員会 【当日の役割など】	実行委員会 【当日の役割など】 (各校にチラシ配布・ お願い)	実行委員会 【当日の役割など】 商工まつり	実行委員会 【当日の役割など】	実行委員会 【生徒とのやり取り・生 徒からの発表内容検 討】	リハーサル ①学校公開日
11月	議会だより リハーサル 駅頭 PR 第19回開催	議会だより リハーサル 駅頭 PR 第19回開催	議会だより 農業まつり	議会だより 駅頭 PR 国領駅前広場で開催		
12月	実行委員会 【反省会】	実行委員会 【反省会】	福祉まつり		実行委員会 【生徒への報告内容 を検討】	
1月	実行委員会 【アンケート集約】 議会基本条例検証 シートまとめ	議会基本条例検証 シートまとめ	議会基本条例検証シ ートまとめ	議会基本条例検証シ ートまとめ	議会基本条例検証 シートまとめ	議会基本条例検証 シートまとめ

2月	実行委員会 【次回の開催内容・ 広報】 委員会に資料作成 お願い 議会基本条例検証 シート㍻切	議会基本条例検証 シート㍻切	議会基本条例検証シ ート㍻切	議会基本条例検証シ ート㍻切	議会だより （各校にチラシ配布・ お願い） 委員会に資料作成お 願い 議会基本条例検証 シート㍻切	議会基本条例検証 シート㍻切
3月					参加生徒の選出・公 募	
4月	実行委員会 【当日の役割など】				参加者へ通知 実行委員会 【当日の役割など】	
5月	議会だより リハーサル 駅頭 PR 第20回開催				リハーサル 子ども議会	

各開催形式での想定スケジュール

開催 パターン・ 時期	通常開催 5・11月	通常開催 11月 子どもを対象に 加えた場合	文化フェスタに合 わせて開催	イベントに合わせて 開催 商工まつり・福祉ま つり	屋外で単独開催 国領駅前広場 11月中旬 (あくろすも予約)	子どもを対象とした 取り組み ① 議場に招待 来年以降を想定	子どもを対象とした 取り組み ② 学校に出向く 来年以降を想定
内容詳 細	会議場での報 告・広聴	会議場での報 告・広聴 別室で子ども たちと懇談会	市役所前庭の屋 外テント パネルを使用した オープンハウス形 式 紙面で報告、ロー テーションで広聴	たづくり（エントラ ンスホール南側） パネルを使用した オープンハウス形式 紙面で報告、ロー テーションで広聴	①屋外テントで開催 パネルや紙面で報告 ローテーションで広聴 ②屋外で呼びかけ 屋内で広聴	市議会の仕組みや身 近な内容について発 表 生徒とのやり取り、生 徒からの発表	①中学校の学校公 開の日（10・12 月）に 保護者に議会報告、 生徒たちの模擬選挙 ②高校に行き、出前 講座
4月	実行委員会 【当日の役割な ど】 リハーサル	実行委員会 2回 【開催形式・ 内容・周知方 法など決定】 校長会で説明		実行委員会2回 【開催形式・内容 決定】 関係機関と調整 開始	実行委員会2回 【開催形式・内容決 定】	実行委員会 【開催形式・内容決 定】	実行委員会2回 【開催形式・内容決 定②アプローチ方法の 検討】 ①校長会で説明
5月	議会だより 駅頭 PR 第18回開催	第18回開催	第18回開催	第18回開催	第18回開催 駅前組合と調整、テ ント・備品など確認	第18回開催	第18回開催

6月	実行委員会 【反省会】	実行委員会 【開催形式・ 内容決定】	実行委員会 【開催形式・内容 決定】 文化協会と調整 開始	実行委員会 【開催形式・内容 決定】	実行委員会 【開催形式・内容決 定】 あくろすを予約	実行委員会 【開催形式・内容決 定】 校長会で説明	実行委員会 【模擬選挙の内容・ 広報内容の検討】
7月	実行委員会 【アンケート集 約】	実行委員会 【広報内容の 検討】	実行委員会 【広報内容の検 討】	実行委員会 【広報内容の検 討】			
8月	実行委員会 【次回開催の 内容・広報】		議会だより	議会だより	実行委員会 【広報内容の検討】		議会だより
9月	委員会に資料 作成お願い	委員会に資料 作成お願い	委員会に資料作 成お願い	委員会に資料作 成お願い	委員会に資料作成 お願い		委員会に資料作成お 願い
10月	実行委員会 【当日の役割な ど】	実行委員会 【当日の役割 など】 (各校にチラ シ配布・お願 い)	実行委員会 【当日の役割な ど】 19、20日 文化フェスタ	実行委員会 【当日の役割など】 5、6日 商工まつり	実行委員会 【当日の役割など】	実行委員会 【生徒とのやり取り・生 徒からの発表内容検 討】	リハーサル ①学校公開日
11月	議会だより リハーサル 駅頭 PR	議会だより リハーサル 駅頭 PR		議会だより	議会だより 駅頭 PR 国領駅前広場で開 催		

	(たづくりの場合) 9日 18:30～ 第19回開催	第19回開催					
12月	実行委員会 【反省会】	実行委員会 【反省会】		7,8日 福祉まつり		実行委員会 【生徒への報告内容を検討】	
1月	実行委員会 【アンケート集約】 議会基本条例 検証シートまとめ	議会基本条例 検証シートまとめ	議会基本条例検証 シートまとめ	議会基本条例検証 シートまとめ	議会基本条例検証 シートまとめ	議会基本条例検証 シートまとめ	議会基本条例検証 シートまとめ
2月	実行委員会 【次回の開催内容・広報】 委員会に資料作成お願い 議会基本条例 検証シート〆切	議会基本条例 検証シート〆切	議会基本条例検証 シート〆切	議会基本条例検証 シート〆切	議会基本条例検証 シート〆切	議会だより (各校にチラシ配布・ お願い) 委員会に資料作成お願い 議会基本条例検証 シート〆切	議会基本条例検証 シート〆切
3月						参加生徒の選出・公募	
4月	実行委員会					参加者へ通知	

	【当日の役割など】					実行委員会 【当日の役割など】	
5 月	議会だより リハーサル 駅頭 PR 第 2 0 回開催					リハーサル 子ども議会	

令和7年2月26日

幹事長会議資料【日程5】

議員研修について

1 日時

令和7年4月10日（木）午後2時から4時まで

2 場所

全員協議会室

3 テーマ

「議員のコンプライアンスについて」

※ 議員の責務，兼職・兼業の禁止，請負禁止の緩和，政務活動費ほか

4 講師

元全国都道府県議長会事務局次長 内田 一夫 氏

5 その他

研修実施後1か月以内に研修報告書を提出。

詳細は確定次第，ラインワークスにてご案内。

調布市生涯学習出前講座（令和7年1月、2月）の実施報告

1 出前講座のメニュー

- (1) 講座名 子ども向け27 「議会について」
- (2) 内容 市議会の仕組みや議員の仕事について

2 実施内容

- (1) 議会、議員についての〇×ゲーム
 - ① ○〇さんは、議員になる前、〇〇の仕事をした。
 - ② オーディションに合格したら議員になれる。
 - ③ 投票は18歳からできる。
 - ④ 調布市の議員は100人いる。
 - ⑤ 議員は「給食のこと」や「公園のこと」なども話し合っている。
- (2) 模擬投票
 - ① 学校給食で増やしてほしいメニュー（手挙げ）
ハンバーグ、カレー、スパゲティのフリップを見せて、どれが良いか手を挙げてもらう。
 - ② 公園に設置してほしい遊具（模擬投票）
ターザンロープ、ふわふわドーム、ローラーすべり台の遊具について、3人の議員がそれぞれフリップを見せてプレゼンを行い模擬投票をしてもらう。

3 実施結果

日時	施設	派遣議員	参加者(人)
1月15日(水) 15:45～16:20	調和小学校学童クラブ	山根洋平	54
		沼田亮	
		榊原登志子	
		岸本直子	
		須山妙子	
		丸田絵美	
2月5日(水) 15:20～15:50	おおまち学童クラブ	磯邊隆	29
		田村ゆう子	
		青山誠	
		田中謙二	
		藤川満恵	
		平野充	
		木下安子	
		川畑英樹	
合計			83

1月15日（調和小学校学童クラブ）

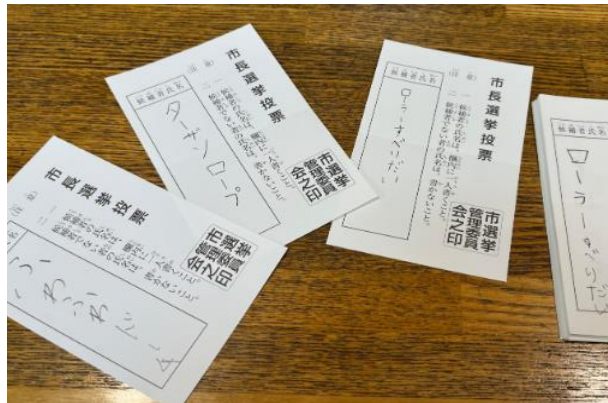




2月5日（おおまち学童クラブ）



その他出前講座の様子



委員会提出議案第 1 号

調布市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 28 日

提出者 議会運営委員長 宮 本 和 実

提案理由

地方自治法の一部改正を踏まえ、手続の電子化並びにオンラインによる委員会及び協議等の場の開催について定めるとともに、所要の改正及び規定の整備を行うため、提案するものであります。

調布市議会規則第 号

調布市議会会議規則の一部を改正する規則

調布市議会会議規則（昭和３９年調布市議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

- 第１章 総則（第１条—第１２条）
- 第２章 議案及び動議（第１３条—第１８条）
- 第３章 議事日程（第１９条—第２３条）
- 第４章 選挙（第２４条—第３２条）
- 第５章 議事（第３３条—第４５条）
- 第６章 発言（第４６条—第６１条）
- 第７章 委員会（第６２条—第７３条の２）
- 第８章 表決（第７４条—第８４条）
- 第９章 請願（第８５条—第９１条）
- 第１０章 公聴会及び参考人（第９２条—第９８条）
- 第１１章 秘密会（第９９条・第１００条）
- 第１２章 辞職及び資格の決定（第１０１条—第１０５条）
- 第１３章 規律（第１０６条—第１１４条）
- 第１４章 懲罰（第１１５条—第１２０条）
- 第１５章 会議録（第１２１条—第１２４条）
- 第１６章 協議又は調整を行うための場（第１２５条・第１２５条の２）
- 第１７章 議員の派遣（第１２６条）
- 第１８章 補則（第１２６条の２—第１２７条）

附則

第 1 条中「開会定刻前」を「開議定刻前」に改める。

第 3 条第 4 項中「番号」を「番号及び氏名標」に改める。

第 8 条第 2 項中「会議時間」を「会議に宣告することにより，会議時間」に改め，同条中第 3 項を第 4 項とし，第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず，議長は，会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは，会議時間を変更することができる。

第 12 条中「議場」を「議会棟」に改める。

第 13 条第 1 項中「議長」を「，議長」に改め，同条第 2 項中「そなえ」を「備え」に，「委員長が」を「委員長名をもって，」に改める。

第 18 条第 1 項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め，同項に次のただし書を加える。

ただし，会議の議題となる前においては，議長の許可を得なければならない。

第 18 条第 2 項及び第 3 項中「承認」を「許可」に改める。

第 25 条中「投票による選挙を行う宣告の」を「選挙を行う」に改める。

第 28 条を次のように改める。

（投票）

第 28 条 議員は，議長の指示に従って，順次，投票する。

第 30 条第 2 項中「うち」を「中」に改め，同条に次の 1 項を加える。

4 投票の効力に係る法第 118 条第 6 項の規定による通知に関し必要な事項は，議長が定める。

第 36 条第 3 項中「又は」を「及び第 1 項における」に改める。

第 37 条中「その審査終了をまって」を「その審査又は調査の終了を待って」に改める。

第 39 条第 1 項中「調査した」を「調査をした」に，「まず委員長が」を「委員長が」に改める。

第 41 条中「生じた条項」を「，条項」に，「整理を」を「整理を必要とするときは，これを」に改める。

第４２条第２項中「期限内に審査」を「期限までに審査又は調査」に、「会議」を「議会」に改める。

第４３条に次の１項を加える。

- ２ 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

第４４条中「委員会の」を「議会は、委員会の」に、「議会は、更に」を「更に」に改める。

第４６条第１項を次のように改める

発言は、全て議長の許可を得た後、演壇又は質問者席においてしなければならない。ただし、発言が簡易な事項の場合その他特に議長が許可したときは、議席で発言することができる。

第４７条第４項中「順序」を「順位」に改める。

第４８条第２項中「自己の氏名を告げ、」を削る。

第５３条第２項中「議事進行」を「前項」に改める。

第６２条の見出し中「通告」を「通知」に改める。

第６３条の次に次の１条を加える。

（出席委員に関する措置）

第６３条の２ この章における出席委員には、法第１０９条第９項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。

第６５条第１項中「議員」を「議員（以下この条において「委員外議員」という。）」に改め、同条第２項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条に次の２項を加える。

- ３ 前２項の場合において、法第１０９条第９項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

- ４ 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出な

なければならない。

第 6 5 条の次に次の 1 条を加える。

（委員長の発言）

第 6 5 条の 2 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

2 法第 1 0 9 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第 6 7 条中「連合審査会を」を「，連合審査会を」に改める。

第 7 1 条中「審査」を「審査又は調査」に改める。

第 7 章中第 7 3 条の次に次の 1 条を加える。

（不在委員）

第 7 3 条の 2 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、法第 1 0 9 条第 9 項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第 7 4 条中「とろうと」を「採ろうと」に改める。

第 7 5 条中「表決宣告」を「表決」に改める。

第 7 7 条第 1 項中「とろうと」を「採ろうと」に改め、同条第 2 項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第 7 8 条第 1 項中「とる」を「採る」に改める。

第 8 1 条中「第 3 0 条」を「第 3 0 条第 1 項から第 3 項まで」に改める。

第 8 3 条中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第 8 4 条第 1 項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「とる」を「採る」に改める。

第 8 5 条の見出し中「記載事項」を「記載事項等」に改め、同条第 5 項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第 85 条の 2 を削る。

第 87 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

議長は、請願文書表の配付とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

- 2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第 87 条第 3 項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第 88 条に次の 3 項を加える。

- 2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。
- 3 前項の場合において、法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。
- 4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第 89 条第 1 項各号列記以外の部分中「意見を付け、」を削り、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第 91 条中「議長は、」を削り、「その内容が請願に適合する」を「議長が必要であると認める」に改める。

第 10 章の章名中「公聴会、」を「公聴会及び」に改める。

第 94 条第 1 項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に、「うち」を「中」に改め、同条第 2 項中「うち」を「中」に改める。

第 105 条を次のように改める。

(決定の通知)

第 105 条 法第 127 条第 3 項の規定により準用される法第 118 条第 6

項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第107条中「，つえ」を削り，「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第111条の見出し中「新聞等」を「新聞紙等」に改める。

第112条の見出しを「（資料等の配付許可）」に改め，同条中「資料，新聞紙，文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第115条第1項中「所定」を「所定数」に，「連署して」を「連署して，」に改める。

第116条中「ことは」を「ことが」に改め，同条の次に次の1条を加える。

（代理弁明）

第116条の2 議員は，自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において，議会又は委員会の同意を得たときは，他の議員をして代わって弁明させることができる。

第121条第2項中「によって速記し，又は録音」を「その他議長が適当と認める方法」に改め，同条の次に次の1条を加える。

（会議録の配付）

第121条の2 会議録は，議員及び関係者に配付する。

第16章中第125条の次に次の1条を加える。

（協議等の場の開催方法の特例）

第125条の2 協議等の場については，大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により，その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは，オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

2 前項の場合において，開会方法その他必要な事項は，調布市議会委員会条例（昭和31年調布市条例第17号）の例による。

第126条第1項中「又は閉会中であって」を削る。

第18章中第127条の前に次の2条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第126条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項

において「議会等」という。) に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字，図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては，当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず，議長が定めるところにより，議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては，当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず，議長が定めるところにより，議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし，当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については，当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして，当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は，当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第19条，第61条，第86条第1項，第87条第1項及び第121条の2の規定による議員に対する通知にあっては，当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が，当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに，当該

者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第126条の3 この規則の規定（第27条第1項（第81条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等より行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

委員会提出議案第 2 号

調布市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 28 日

提出者 議会運営委員長 宮 本 和 実

提案理由

議会運営委員の定数を改めるとともに、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員会の開会場所へ参集することが困難な場合にオンラインによる委員会の開催を可能とするほか、所要の改正及び規定の整備を行うため、提案するものであります。

調布市議会委員会条例の一部を改正する条例

調布市議会委員会条例（昭和 31 年調布市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

第 4 条第 2 項中「委員会の」を削り、「6 人」を「7 人」に改める。

第 5 条ただし書を削る。

第 6 条第 1 項中「によりこれを」を「で」に改め、同条第 2 項中「委員会の」を削り、「によりこれを」を「で」に改める。

第 7 条第 5 項中「第 2 項」を「第 3 項」に、「第 3 条第 3 項」を「第 3 条第 2 項」に改める。

第 13 条中「議長」を「議会」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

第 14 条の次に次の 1 条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第 14 条の 2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第 19 条第 1 項の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第17条ただし書中「出席し」を「出席し，」に改める。

第18条第1項ただし書中「次条」を「次条第1項」に改める。

第19条に次の1項を加える。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いなくて委員会に諮って決める。

第20条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第21条第1項中「（昭和39年調布市議会規則第1号）」を「（昭和39年調布市議会規則第1号。以下「会議規則」という。））」に改め、同条第2項中「委員会を」を「委員会が」に改める。

第22条第1項中「議長にあらかじめ通知し」を「議長の承認を得」に改め、同条第2項中「前項の通知を受けたときは、議長は」を「議長は、前項の承認をしたときは」に改める。

第23条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第27条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第24条第1項中「うち」を「中」に、「定め」を「定め，」に、「本人に，」を「本人に」に改め、同条第2項中「かたよらない」を「偏らない」に改め、同条に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第27条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第28条第3項中「第25条、第26条及び第27条」を「第25条から第27条まで」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

第29条第1項中「調製」を「作成」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

第30条中「調布市議会」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新 旧 対 照 表

○調布市議会における先例・申し合わせ事項

(下線部分は改正部分)

新	旧
調布市議会における先例・申し合わせ事項	調布市議会における先例・申し合わせ事項
改正 令和 年 月 ※次回改正月	改正 令和 5 年 9 月
幹事長会議	幹事長会議
<u>7 オンラインによる方法を活用した会議の開催</u> <u>○ 議長が、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、出席者が幹事長会議の開催場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で幹事長会議を開くことができる。</u> <u>＜令和 年 月 日議会運営委員会決定＞</u> <u>○ オンラインによる方法を活用した会議を開催する際の必要な事項は、委員会条例の例によるものとする。なお、オブザーバーとして出席する議員は、委員外議員とみなす。</u> <u>＜令和 年 月 日議会運営委員会決定＞</u>	

令和7年度第1回調布市議会議員災害時安否状況確認訓練実施要領

1 目的

集中豪雨や台風による河川の氾濫・内水被害等の発生に備え、議員の防災意識向上と災害時の連絡体制強化を目的に訓練を実施する。

なお、より実践的な訓練となるよう災害時安否状況確認訓練はラインワークスのアンケート機能で行い、被害状況等の報告訓練をオンライン（ZOOM）で行うこととする。

2 対象者 全議員

※被害状況等の報告訓練（オンライン）は、議長、副議長は全員協議会室から参加、その他の議員は自宅や会派控室等から貸与されたタブレット、スマホやPCで参加。

3 災害想定

大型台風が接近し、多摩川の増水による堤防からの越水危険、市内で多数の道路冠水、家屋への浸水が発生しているという想定で実施。

4 実施日時

令和7年5月15日（木） 午後2時00分から

※同日の午前9時にラインワークスで安否確認通知（正午ㄨ）

5 実施方法

(1) 災害時安否状況確認訓練（ラインワークス）

ラインワークスアンケートを午前9時に通知し、同日正午を回答締切とする。その際、あわせてZOOMに入室する際のID・パスワードを送付する。

(2) 被害状況等報告訓練（オンライン）

ア 司会（議長）、副議長及び局長は全員協議会室から参加し、その他の議員については、自宅や会派控室等から貸与されたタブレット、スマホやPCで参加。

イ 開始時間になったら入室していないメンバーがいても開始する。（入室していないメンバーは事務局から電話等で状況確認する。）

ウ 司会が進行。まず、議会事務局長より災対本部からの情報を報告。次に司会から各会派幹事長に被害状況等の確認をして終了。

※参加人数が多いため、報告者を各会派幹事長としています。

6 参考

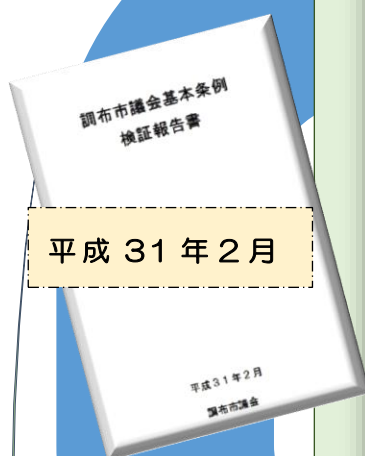
令和7年度調布市総合水防訓練

日時：令和7年5月17日（土）午前中

※水防月間中（5/1～5/31）に議会でも災害時安否状況確認訓練を行う。



調布市議会基本条例 検証結果報告書



調布市議会基本条例 (条例と解説)



平成25年3月27日制定
調布市議会

平成25年3月

新しい議会へ！！

条例制定から約10年経過後の検証結果

令和 7 年 5 月
調 布 市 議 会

目 次

1 はじめに	1
2 議会運営委員会について〔協議体制〕	2
3 調布市議会基本条例	3
4 検証結果＜各項目の最終結果＞	10
5 議会基本条例規定事項に関する取り組み状況等の検証シート	13
6 その他の議会改革事項	25
7 検討経過	37
8 調布市議会基本条例の検証協議経過	47



はじめに

調布市議会が、調布市議会基本条例を制定してから10年が経過し、新しい議会構成の中で本条例の理念を継承するとともに、時代の変遷による様々なニーズに合った運営方法の検証や見直しが必要であると考え、議会改革を進めることを議長就任時の所信表明としました。

そこで、議会改革等に関する協議事項として検証と改革の実施を議会運営委員会に諮問し、平成30年度議会基本条例検証報告書の課題を改めて整理・確認した上で、近年の地方自治法の改正状況なども踏まえながら、協議を進めていただいていたところでした。

議会は、市民の負託に応え、市議会の使命を果たすため、引き続き社会情勢の変化に適応した議会の在り方について常に議論し、議会改革を継続的に推進するように努めてまいります。

令和7年5月28日

調布市議会議長 井上 耕志

議会基本条例の検証に当たっては、協議に時間を要する課題等を優先的な議題とし、委員だけでなく、オブザーバーも含めた全会派の合意が図られるよう、オンラインによる委員会等の開催や広報広聴機能の充実の協議などに重点を置き、会議規則や委員会条例などの例規の整備をはじめとした協議をしてまいりました。

また、地方議会の役割、議員の職務等が明確化された地方自治法が改正されたことを受け、改めて政治倫理等についての研修を複数回実施するなど、議員自ら、議会の役割や責任、議員の職務等の重要性を改めて認識することに努めてまいりました。

議会内だけでなく、市民の皆様にも分かりやすく開かれた議会運営となるべく、時代に適合した改革の協議を進めていくとともに、引き続き、議会改革に努めてまいります。

令和7年5月28日

調布市議会運営委員長 宮本 和実

2 議会運営委員会について〔協議体制〕

委員長 宮本 和実（チャレンジ調布）

副委員長 平野 充（公明党）

委員 大野 祐司（自民党新政会） 令和7年2月1日から

※令和7年1月31日まで （自民・維新の会）

委員 川畑 英樹（立憲民主党）

※※令和7年5月19日まで

委員 岸本 直子（日本共産党）

委員 木下 安子（れいわネット・にじいろの会） 令和7年5月19日から

※令和7年5月7日から オブザーバー （れいわネット・にじいろの会）

※令和7年5月6日まで オブザーバー （生活者ネットワーク）

委員 澤井 慧（日本維新の会） 令和7年2月28日から

※令和7年2月1日から27日までオブザーバー（日本維新の会）

委員 丸田 絵美（チャレンジ調布）

オブザーバー 磯邊 隆（調布ミライ政策会議）

オブザーバー 伊藤 学（自由民主党）

オブザーバー 鈴木ほの香（れいわ新選組調布）

※※令和7年5月6日まで

オブザーバー 阿部 草太（次世代・調布）

※令和7年5月7日から

議長 井上 耕志（チャレンジ調布）

副議長 内藤美貴子（公明党）



検証の様子（議会運営委員会）

※※ 記載年月日に、所属会派の変更により議会運営委員を辞任等

3 調布市議会基本条例

平成25年3月27日条例第29号

調布市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第4条）

第2章 議会と議員の使命及び活動原則（第5条―第7条）

第3章 市民と議会の関係（第8条）

第4章 市長等と議会の関係（第9条―第12条）

第5章 議会機能の強化（第13条―第17条）

第6章 議会事務局体制（第18条）

第7章 政治倫理（第19条）

第8章 政務活動費（第20条）

第9章 議員定数及び議員報酬（第21条・第22条）

第10章 条例の位置付け及び見直し手続（第23条・第24条）

附則

市民が地方自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二代表制の下，市民の代表として選ばれている議員と市長は，それぞれが市民の負託に応える重要な役割と責任を担っています。

市長は執行機関であり，市議会は議事機関であるという役割に違いがありますが，市民の代表機関としては対等な関係にあります。市議会は合議制の機関として，市長は独任制の機関として，それぞれ異なる特性を生かして，市民の意思を市政に的確に反映させるために，競い合い，協力し合いながら，調布市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられています。

また，近年の地方分権の進展により，地方自治体の自己決定権は拡大され，市議会の役割と責務もますます重要なものとなっています。市議会は，市長その他の執行機関の事務の執行について監視及び評価を行うとともに，議員間の活発な討議により政策の立案及び提言を行う機関となることが求められています。そのため，市議会は，

市民に分かりやすく開かれた議会運営の下，市民への情報提供と情報の共有化を図るとともに，市民との対話等を通じて意見を正しくくみ取り，調布市の行財政運営に反映させなければなりません。

こうした認識を市民と共有し，持続可能で自律したまちづくりを進め，市議会の使命を果たすため，この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は，調布市議会（以下「議会」といいます。）の基本理念及び議会運営の基本事項を定めることにより，議会が市民の負託に応え，公正で民主的な市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とします。

（市民）

第 2 条 この条例において「市民」とは，市内に住所を有する者，市内で働く者及び学ぶ者並びに市内で事業活動を行う者及び団体をいいます。

（市民参加）

第 3 条 この条例において「市民参加」とは，次の各号に掲げることをいいます。

- （1） 議会が実施するアンケート調査等により，市民が意見を述べること。
- （2） 第 8 条第 3 項に規定する議会報告会において，市民が意見を述べること。

（基本理念）

第 4 条 議会は，地方自治体の議事機関として，市民の意見を市政に反映させるため，議会活動の基本理念を市民に分かりやすく開かれた議会とし，その実現に向け，議会活動の情報公開，市民との情報の共有及び市民参加の推進を図るとともに，公平かつ公正な議論を尽くし，自律した地方自治の確立を目指します。

第 2 章 議会と議員の使命及び活動原則

（議会の使命及び活動原則）

第 5 条 議会は，市長その他の執行機関（以下「市長等」といいます。）の監視及び評価をするとともに，市民の多様な意見を把握し，市政に適切に反映させることを使命とします。

2 議会は，前項に規定する使命を果たすために，次の各号に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 議会活動は公開を原則とし、情報公開を推進します。
- (2) 意思の決定に当たっては、論点・争点を明らかにします。
- (3) 議会は、社会状況の変化に適応した議会の在り方について常に議論し、議会改革を継続的に推進するよう努めます。

(議員の使命及び活動原則)

第6条 議員は、直接選挙によって選ばれた市民の代表として、公益性の見地から、市民の多様な意見を市政に反映させることを使命とします。

2 議員は、前項に規定する使命を果たすために、次の各号に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 自己の能力を高める不断の研さんにより資質の向上を図ります。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握します。
- (3) 議会活動について、市民に対する説明責任を果たします。

(会派)

第7条 議員は、政策を中心とした理念を共有する者同士で、会派を結成することができます。

2 会派は、政策の立案、決定、提言等に関し、会派間の調整を行い、議会における合意形成に努めなければなりません。

3 議員は、1人の場合においても会派として届け出ることができます。

第3章 市民と議会の関係

(広報広聴機能の充実)

第8条 議会は、多様な広報及び広聴手段を活用し、保有する情報を市民に提供するとともに、市民の意見を積極的に聴取します。

2 議会は、本会議、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第109条に規定する委員会（以下「委員会」といいます。）及び法第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場を原則として公開します。

3 議会は、市民に議案等の審議の経過及び結果の報告等を行うため、議会報告会を開催します。

4 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の意見又は政策的な識見等を求めるものとします。

- 5 議会は、請願及び陳情の審議において、当該請願及び陳情の提出者から要旨の補足説明の申出があった場合は、必要に応じて、その趣旨を聴く機会を設けます。

第4章 市長等と議会の関係

（緊張関係の保持）

- 第9条 議会は、二元代表制の下、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張感ある関係を保持します。

（市長等への質問と議論の充実）

- 第10条 議員は、市長等に対して一般質問を行う場合、一括質問の方式又は一問一答の方式により行うことができます。

- 2 市長等は、議員の一般質問に対してその論点を明確にするため、議長の許可を得て、質問の趣旨を確認することができます。

- 3 市長が、議会において行う予算編成と施策等についての所信の表明に対し、第7条第1項に規定する会派に所属する議員は、代表質問を行うことができるものとします。

- 4 前項に規定する市長が行う所信の表明に対し、第7条第3項の規定により会派として届け出た議員は、質問を行うことができるものとします。

- 5 議会は、市長等が提案する政策について、議論の充実を図るために、必要に応じて説明及び資料の提供を求めることができます。

（議決事件の拡大）

- 第11条 議会は、市政における重要な構想等の決定に参画するため、法第96条第2項の規定により、調布市のまちの将来像を示す基本構想の策定又は変更を議会の議決すべき事件とします。

（災害時支援）

- 第12条 議長は、調布市災害対策本部条例（昭和38年調布市条例第35号）に基づく調布市災害対策本部が設置されたときは、これを支援するため、調布市議会災害対策支援本部を設置することができます。

第5章 議会機能の強化

（政策の立案及び提言）

- 第13条 議会は、条例の制定・改廃、議案の修正、決議等を通じて市長等に対し、政

策の立案及び提言を行うものとします。

2 議会は、必要があると認めたときは、前項に規定する政策の立案及び提言に向けた調査、研究等を行うため、政策研究会を設けることができるものとします。

3 政策研究会の組織及び運営については、議長が別に定めます。

（自由討議）

第14条 議会は、議案等の審議、審査又は調査において、議員相互の自由な討議により、議論を尽くしてその合意の形成を図るよう努めるものとします。

（委員会活動）

第15条 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管する事務等の調査権を積極的に活用するものとします。

2 委員会は、委員会の審査又は調査に当たっては、市民に資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとします。

3 前2項に規定するもののほか、委員会について必要な事項は、別に定めます。

（議員研修の充実）

第16条 議会は、議員の政策の形成及び立案の能力の向上を図るため、議員研修の充実を図るものとします。

（調査機関の設置）

第17条 議会は、市政の課題に関する調査の必要があると認めたときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置し、議会の討議に反映させるよう努めます。

2 前項に規定するもののほか、同項に規定する調査機関について必要な事項は、議長が別に定めます。

第6章 議会事務局体制

（議会事務局体制）

第18条 議会は、議員の資質を高め、円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の調査、政策法務その他の機能の充実及び体制の整備を図るものとします。

2 議長は、議会事務局の職員に係る人事に関し、その任免権を行使するものとします。

3 議長は、議会事務局の職員に係る人事に関して、市長にあらかじめ協議するよう

求めることができます。

第7章 政治倫理

(政治倫理)

第19条 議員は、市民の負託に応えるため、高い政治倫理観が求められていることを自覚し、市民の代表としての良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければなりません。

2 前項に規定するもののほか、議員の政治倫理については、別に定めます。

第8章 政務活動費

(政務活動費)

第20条 会派又は議員は、政策形成能力の向上等を図るため、政務活動費を適正かつ有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究及び政策提言を行うものとします。

2 会派又は議員は、政務活動費の使途を公開し、説明責任を果たさなければなりません。

3 前2項に規定するもののほか、政務活動費については、別に定めます。

第9章 議員定数及び議員報酬

(議員定数)

第21条 議会は、議員の定数の改定に当たっては、第5条第1項に規定する議会の使命を果たすことを基本とし、市政に関する現状、課題、将来の予測等を考慮するとともに、参考人制度及び公聴会制度を活用するものとします。

2 議員の定数は、別に定めます。

(議員報酬)

第22条 議会は、議員報酬の改定に当たっては、調布市特別職報酬等審議会条例（昭和39年調布市条例第32号）第2条に規定する審議会の意見を反映するほか、市政に関する現状、課題、将来の予測等を考慮するものとします。

2 前項に規定するもののほか、議員の報酬については、別に定めます。

第10章 条例の位置付け及び見直し手続

(条例の位置付け)

第23条 この条例は、議会の基本となる条例であり、議会に関する他の条例、規則その他の規程を制定し、若しくは改廃し、又は解釈する場合は、この条例の趣旨を尊

重し、この条例との整合を図らなければなりません。

（見直し手続）

第24条 議会は、この条例の施行後、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めたときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとします。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行します。

（調布市基本構想を地方自治法第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件として定める条例の廃止）

2 調布市基本構想を地方自治法第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件として定める条例（平成24年調布市条例第23号）は、廃止します。

4 検証結果＜各項目の最終結果＞ ※検証シートの仕分け結果による

項目	検証後の取組状況及び決定事項
【第3条（市民参加）及び第8条（広報広聴機能の充実）】	
1 広報広聴に関するもの	幹事長会議の資料のとおり、市議会議員の役割や○×ゲーム、模擬投票などの項目で、調布市生涯学習出前講座(子ども向け)7回にわたり実施。 【令和6年8月30日・令和7年2月28日幹事長会議】
2 議会報告会の開催に関するもの	仕分け結果項目の1広報・広聴及び2の議会報告会の開催に関する協議事項については、第3条と合わせて検証。
3 陳情提出者説明に関するもの	議事録の作成、中継の有無、説明時間の検討陳情提出者説明の説明時間については、原則5分であることを確認し、先例・申し合わせ事項に記載することを決定。 【令和6年2月22日議会運営委員会】
【第5条（議会の使命及び活動原則）】	
5 議会運営に関するもの (1) 一般会計決算総括質疑の検討について	令和6年第3回定例会は実施しないこととした。 あわせて、来年の第3回定例会では役員構成が変更となる予定であることから、本件の協議については、次の役員構成の中で、必要に応じて検討することを決定。 【令和6年6月14日議会運営委員会】
【第5条（議会の使命及び活動原則）及び第12条（災害時支援）】	
4 オンラインに関するもの	オンライン会議を体験するため、議会運営委員会の出席者により、災害時の訓練を想定したオンライン会議を、全員協議会室と各委員会室に分かれて令和6年4月26日に実施。 7月17日に災害時安否状況確認訓練を想定したオンライン会議体験（1回目）を実施。タブレットに限らず、各自のスマートフォンやパソコンで自宅等の任意の場所からZOOMで参加。 7月の災害時安否状況確認訓練を想定したオンライン会議体験（1回目）の欠席者及びもう一度操作を確認したい希望者を対象として9月25日に2回目を、10月11日に全議員を対象としたオンライン会議体験（本番）を実施。
6 災害対策に関するもの (1) 例規の整備を含むオンライン会議の協議に関する項目	調布市議会会議規則の一部を改正する規則を令和7年2月28日議決後、同日議長名で公布。 調布市議会委員会条例の一部を改正する条例を令和7年2月28日議決後、同日市長名で公布。 調布市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程、調布市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程及び調布市議会オンラインによる方法を活用した委員会開催に関する要綱を、令和7年2月28日施行。

項目	検証後の取組状況及び決定事項
(2) 災害に関する項目 ア 大規模災害発生時応急対応及び緊急時の議会運営マニュアルについて	緊急時の議会運営マニュアルについて正・副委員長の提案のとおり，決定。 【令和6年10月28日議会運営委員会】 大規模災害発生時応急対応マニュアルについて正・副委員長の提案のとおり，決定。 【令和6年12月13日議会運営委員会】
イ 調布市議会災害対策支援本部要綱の一部改正について	調布市議会災害対策支援本部要綱の一部改正について正・副委員長の提案のとおり，決定。 【令和6年12月13日議会運営委員会】
【第19条 政治倫理について】	
7 地方自治法改正について (1) 請負について	「議員のコンプライアンスについて」（議員の責務，兼職・兼業の禁止，請負禁止の緩和，政務活動費ほか）の研修を令和7年4月10日に実施。
8 政治倫理に関するもの (1) ハラスメント対策について	内閣府男女共同参画局作成のハラスメント防止のための研修教材である動画を，全議員参加で視聴後，意見交換会及びアンケートを実施。 【令和6年2月9日議員研修】 ハラスメント対策についての例規への明文化は引き続き協議とし，研修等により共通理解を深め，識見を養い，常日頃責任感を持って議員の品位を保持していくことを確認。 【令和6年3月29日議会運営委員会】 令和6年度の議員研修について，議会三団体作成による研修動画「地方議会議員のためのハラスメント防止講座」を11月までに，各自で確認することを決定。 【令和6年6月14日幹事長会議】
(2) SNSの発信について	SNSの発信については，適正利用のためのルールは定めず，利用に当たっては，議員として責任を持って発信することを確認し，協議内容を会派に持ち帰り，各議員が留意していくことを決定。 【令和6年3月29日議会運営委員会】

【制定，改正を行った例規】

1 令和6年12月13日改正

○調布市議会災害対策支援本部要綱（平成24年議会要綱第1号）

2 令和7年2月28日改正

○調布市議会会議規則（昭和39年議会規則第1号）

○調布市議会委員会条例（昭和31年10月1日条例第17号）

3 令和 7 年 2 月 2 8 日 制定

○調布市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程（令和 7 年議会告示第 2 号）

○調布市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程（令和 7 年議会告示第 3 号）

○調布市議会オンラインによる方法を活用した委員会開催に関する要綱（令和 7 年議会要綱第 1 号）

5 議会基本条例規定事項に関する取組状況等の検証シート

条 文 等	平成30年検証報告以降の取組状況等	地方自治法改正等	各会派から提出された調布市議会基本条例検証シートの仕分け結果		検証後の取組状況及び決定事項
			項目	個別の検討項目	
(市民参加) 第3条 この条例において「市民参加」とは、次の各号に掲げることをいいます。 （1） 議会が実施するアンケート調査等により、市民が意見を述べること。 （2） 第8条第3項に規定する議会報告会において、市民が意見を述べること。	(1) アンケート調査等 ・「調布市民意識調査」において、議会の広報・広聴活動について毎年調査項目にあげ実施。 (2) 議会報告会 ・コロナ禍により、市議会だより、オンラインの配信による開催など報告の場を確保。 ・アンケートもオンラインで実施。 ・議会報告会の実施方法については、市民への議会報告実行委員会で協議。（R5）		1 広報・広聴に関するもの 2 議会報告会の開催に関するもの	1 主権者教育、模擬議会、地域への出前講座、理念条項への検討、児童・生徒を対象とした議場傍聴、市役所やたづくりでの議会視聴 2 中学や高校での開催、無作為抽出での呼びかけ、オープンな場での開催、オンライン配信	仕分け結果項目の1 広報・広聴及び2の議会報告会の開催に関する協議事項については、幹事長会議を通じ市民への議会報告実行委員会に依頼することが決定。 【R6. 1. 9議会運営委員会】 上記内容を議長宛てに依頼するとともに、幹事長会議において協議依頼を行った。 【R6. 1. 23幹事長会議】 議長から市民への議会報告実行委員長へ上記協議依頼通知を送付。 【R6. 1. 23】 1 広報・広聴に関するもの 幹事長会議の資料のとおり、市議会議員の役割や〇×ゲーム、模擬投票などの項目で、調布市生涯学習出前講座（子ども向け）を5回にわたり実施。 【R6. 8. 30幹事長会議】 幹事長会議の資料のとおり、市議会議員の役割や〇×ゲーム、模擬投票などの項目で、調布市生涯学習出前講座（子ども向け）を2回にわたり実施。 【R7. 2. 26幹事長会議】 依頼をしていた市民への議会報告実行委員会における協議について市民への議会報告実行委員長から協議内容の報告があった。 【R7. 2. 26幹事長会議】 幹事長会議で了承された上記報告事項について、議長から報告があった。報告内容は次のとおり。 子どもを対象とした報告会の開催など、多様な開催方法を検討したほか、初めて夜間の時間帯に開催するなど、開かれた分かりやすい議会実現のため、市民参加の推進や広聴機能の拡充について、様々協議いただき、当日の幹事長会議への報告後も、引き続き協議・検討していく旨の報告。 【R7. 2. 26議会運営委員会】
第3章 市民と議会の関係 （広報広聴機能の充実） 第8条 議会は、多様な広報及び広聴手段を活用し、保有する情報を市民に提供するとともに、市民の意見を積極的に聴取します。 2 議会は、本会議、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第109条に規定する委員会（以下「委員会」といいます。）及び法第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場を原則として公開します。 3 議会は、市民に議案等の審議の経過及び結果の報告等を行うため、議会報告会を開催します。 4 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の意見又は政策的な識見等を求めるものとします。 5 議会は、請願及び陳情の審議において、当該請願及び陳情の提出者から要旨の補足説明の申出があった場合は、必要に応じてその趣旨を聴く機会を設けます。	3 議会報告会 ・コロナ禍により、市議会だより、オンラインの配信による開催など報告の場を確保。 ・アンケートもオンラインで実施。 ・議会報告会の実施方法については、市民への議会報告実行委員会で協議。（R5） 【第3条第2項を再掲】 5 請願・陳情提出者説明 ・以前は委員会協議会を開催し、可否を決定していたが、コロナ禍により原則実施とした。（R2. 5. 22議運決定、R2. 11. 5先例・申し合わせ事項） ・非公式のため議事録の作成及びネット中継なし。	総務省通知 ・新型コロナウイルス感染症対策にる地方公共団体における議会の委員会等の開催方法に関するQ&A（R4. 6. 10） ○オンラインによる方法で、参考人制度による意見聴取を行うことは可能	1 広報・広聴に関するもの 2 議会報告会の開催に関するもの 3 陳情提出者説明に関するもの	第3条参照 3 議事録の作成、中継の有無、説明時間の検討	仕分け結果項目の1 広報・広聴及び2の議会報告会の開催に関する協議事項については、第3条と合わせて検証。 陳情提出者説明の説明時間については、原則5分であることを確認し、先例・申し合わせ事項に記載することを決定。 【R6. 2. 22議会運営委員会】

5 議会基本条例規定事項に関する取組状況等の検証シート

条 文 等	平成30年検証報告以降の取組状況等	地方自治法改正等	各会派から提出された調布市議会基本条例検証シートの仕分け結果		検証後の取組状況及び決定事項
			項目	個別の検討項目	
第2章 議会と議員の使命及び活動原則 （議会の使命及び活動原則） 第5条 議会は、市長その他の執行機関（以下「市長等」といいます。）の監視及び評価をするとともに、市民の多様な意見を把握し、市政に適切に反映させることを使命とします。 2 議会は、前項に規定する使命を果たすために、次の各号に掲げる原則に基づき活動します。 （1） 議会活動は公開を原則とし、情報公開を推進します。 （2） 意思の決定に当たっては、論点・争点を明らかにします。 （3） 議会は、社会状況の変化に適応した議会の在り方について常に議論し、議会改革を継続的に推進するよう努めます。	・一般会計決算の総括質疑を試行的に実施。（R4. 3定） ・上程時質疑の時間実績 制限時間比 令和元年6月～5年1定 平均（66.6％） ・コロナ禍においては、弾力的な議会運営を実施し、今後の議会運営について協議、一部変更を決定。（R5. 8. 10 ） ・議会運営における I C T活用。（ペーパーレスと情報共有の迅速化）	総務省通知 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について（R2. 4. 30） ・Q & A（R2. 7. 6） ・委員会へのオンライン出席等に係る留意事項等について（R5. 7. 3）	4 オンラインに関するもの	4 災害時に実施，通常時に実施	4 オンライン会議の体験 オンライン会議を体験するため，議会運営委員会の出席者により，災害時の訓練を想定したオンライン会議を，全員協議会室と各委員会室に分かれて実施。【R6. 4. 26に実施】 災害時安否確認訓練を想定し，7月に3班に分かれて，ZOOMによるオンライン会議を自宅等からスマホやP Cで実施。また，希望者のみ9月に体験後，10月11日に調布市議会議員災害時安否状況確認訓練を全議員のZOOM参加により実施することを了承。 【R6. 6. 14幹事長会議】 7月17日に災害時安否状況確認訓練を想定したオンライン会議体験（1回目）を実施。タブレットに限らず，各自のスマートフォンやパソコンで自宅等の任意の場所からZOOMで参加。 7月の災害時安否状況確認訓練を想定したオンライン会議体験（1回目）の欠席者及びもう一度操作を確認したい希望者を対象として9月25日に2回目を，10月11日に全議員を対象としたオンライン会議体験（本番）を実施。
			5 議会運営に関するもの	5 陳情の採決，議運資料の公開，議員提出議案について，議運とは別の議会改革，一般会計総括質疑の検討，A Iを活用したバリアフリー	

5 議会基本条例規定事項に関する取組状況等の検証シート

条 文 等	平成30年検証報告以降の取組状況等	地方自治法改正等	各会派から提出された調布市議会基本条例検証シートの仕分け結果		検証後の取組状況及び決定事項
			項目	個別の検討項目	
（災害時支援） 第12条 議長は、調布市災害対策本部条例（昭和38年調布市条例第35号）に基づく調布市災害対策本部が設置されたときは、これを支援するため、調布市議会災害対策支援本部を設置することができます。	・令和元年10月に台風第19号が発生し、調布市議会災害対策支援本部を設置。議会としての活動報告をまとめ検証。 ・タブレット端末を導入。（災害時でも迅速な情報共有が可能） ・タブレット端末を使用した訓練の実施。 ・机上訓練の実施。 ・市の防災訓練/水防訓練へ継続して参加。	地方自治法改正（R4） 災害等の場合の招集日の変更ができることとなった。	6 災害対策に関するもの	4 オンライン会議	仕分け結果項目の4オンライン会議については、第5条と合わせて検証。
				5 情報収集，マニュアルの改訂，タブレット端末の活用，BCPの策定，事前シミュレーションのアプリ化	5 災害時における行動マニュアルを作成することを決定。 【R6. 2. 22】 調布市議会災害対策支援本部要綱の一部を見直すことを決定。 【R6. 6. 14議会運営委員会】 緊急時の議会運営マニュアルについて正・副委員長の提案のとおり，決定。【R6. 10. 28議会運営委員会】 大規模災害発生時応急対応マニュアル及び調布市議会災害対策支援本部要綱の一部改正について正・副委員長の提案のとおり，決定。【R6. 12. 13議会運営委員会】
第7章 政治倫理 （政治倫理） 第19条 議員は、市民の負託に応えるため、高い政治倫理観が求められていることを自覚し、市民の代表としての良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければなりません。 2 前項に規定するもののほか、議員の政治倫理については、別に定めます。	・平成26年に制定した倫理に関する規則を規程に改めた。（R5. 3. 31） ・規則制定後の研修等については未実施。 ・近隣市で政治倫理違反の事例が発生した際に、政治倫理の規準等に関する規則を改めて全議員に周知した。	地方自治法改正（R4） 請負の定義の明確化・緩和 ・総務大臣通知（R4. 12. 16） 議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を行うことが適当 地方自治法改（R5） 議会の位置付け・議員の職務の明文化 「住民の負託」	7 地方自治法改正に関するもの	7 請負（ルールを含む）	7 請負に関する制度理解促進のための研修の実施について，正・副議長に検討を依頼することを決定。【R6. 11. 27議会運営委員会】
			8 政治倫理に関するもの	8 ハラスメント対策，SNSルール，政治倫理や個人情報に関する研修（e-ラーニング含む）	8 ハラスメント対策研修を実施することを決定。 【R5. 12. 14議会運営委員会】 内閣府男女共同参画局作成のハラスメント防止のための研修教材である動画を，全議員参加で視聴後，意見交換会及びアンケートを実施。【R6. 2. 9】 ハラスメント対策については，例規への明文化は引き続きの協議とし，研修等により共通の理解を深め，識見を養っていき，常日頃責任感を持って議員の品位を保持していくことを確認。 【R6. 3. 29議会運営委員会】 SNSの発信については，適正利用のためのルールは定めず，利用に当たっては，議員として責任を持って発信することを確認し，協議内容を会派に持ち帰り，各議員が留意していくことを決定。 【R6. 3. 29議会運営委員会】 ハラスメント研修の実施は，正・副議長において，令和6年度以降の調布市議会議員研修の実施を，これまでの議会運営委員会での協議内容を踏まえ，研修の実施を検討いただくよう依頼。 【R6. 5. 30議会運営委員会】 令和6年度の議員研修について，議会三団体作成による研修動画「地方議会議員のためのハラスメント防止講座」を11月までに，各自で確認することを決定。【R6. 6. 14幹事長会議】 「議員のコンプライアンスについて」（議員の責務，兼職・兼業の禁止，請負禁止の緩和，政務活動費ほか）の研修を令和7年4月10日に実施することを決定。 【R7. 2. 26幹事長会議】

未検証項目等の協議に至らない課題については，次回の役員構成の中で必要に応じて協議いただくことを決定。【R7. 3. 31議会運営委員会】

常任委員会における所管事務調査及び緊急時の議会運営 マニュアルについて

1 常任委員会における所管事務調査について

常任委員会の所管事務調査の実施方法については、その一部を別紙のとおり改める。

(1) 改正内容

政策条例提出の場合は、報告書は不要とするが、委員の任期内であれば、政策条例制定後の調査も可能とし、調査終了時に調査報告書を議長に提出するとともに、任期内の本会議で報告する。

＜令和 6 年 10 月 28 日議会運営委員会決定＞

2 緊急時の議会運営マニュアルについて

緊急時においても、議会の機能を停止することなく、適正かつ公正に議会を運営するため、別紙マニュアルにより、柔軟でありながら地方自治の本旨に基づく議会運営を期する。

＜令和 6 年 10 月 28 日議会運営委員会決定＞

目的	緊急時においても、議会の機能を停止することなく、適正かつ公正に議会を運営する	想定する災害等 (災害対策本部 設置基準等)	・震度5弱以上の地震 ・風水害(警戒レベル3:高齢者等避難発令) ・その他議長が議会継続の可否判断が必要と認める災害 (感染症の蔓延)
目標	緊急時の本会議の招集、議案審議・採決に関する手順を明文化することで、議会機能を維持し、緊急を要する議案等の審議が遅れて市政運営に支障を来さないようにする		
効果	緊急時であっても、法に基づく議決事件の審議を優先することで、柔軟でありながら地方自治の適正な議会運営を期することができる		

1 発災時の確認・検討事項

要 件	確認・検討事項	行動マニュアル
議員の安否と市内の被災状況	議員の会議等への参集可否(定足数) 応急マニュアルを踏まえた災害対応(通信環境等含む)	LINWORKSを活用し、自身の安否、周辺の状況を報告、事務局で集約
議案の有無	災害時において緊急に議決が必要な議案の有無	執行部と協議し、議案の取り扱いを確認
市職員の安否	事務局職員の参集(議事運営に必要な人員) 理事者(説明員)の参集 注「本会議」:地方自治法第121条(長その他役員等の出席義務) 「委員会」:調布市議会委員会条例第20条(出席説明の要求)	職員参集システムに回答 執行部と協議し、会議開催の場合の出席可能人数を確認
会議場所等の確保	議会棟(議場、全員協議会室、委員会室等)、市施設の会議室を検討	議会棟の被害状況の確認、他の施設で行う場合の音響システム、通信環境等の使用状況の確認

2 発災時の検討事項

判断する項目	検討事項
会議日程の変更	(1)審議する議案の優先順位 ア 決算審議等を継続審査に付することの可否 イ 緊急を要する議案の採決日・議案の撤回(専決処分・次回会議への議案提出)等の協議 (2)即決・付託の可否 (3)会期の変更など
各種会議開催の検討 (委員会の開催方法)	(1)本会議の追加開催 (2)委員会のオンライン開催を含む日程の変更(オンラインの場合、予算・決算審査時は、2委員会同時開催かつ各委員会2日間を想定※2) (3)議会運営委員会の複数回の開催
審議等の検討	(1)上程時質疑の取扱い【被災状況により中止も】 (2)議員提出議案の取扱い(緊急性など)【被災状況により中止】 (3)代表質問(質問)・一般質問の取扱い【被災状況により中止】 (4)請願・陳情の取扱い【委員会付託せず、本会議で継続】

3 会議等の開催判断について

判断する項目	協議者			執行部協議 の要否	協議及び判断の時期
	議長	議運 委員長	常任 委員長		
本会議の開催	◎	○		○	前段議会運営委員会前日までに
議会運営委員会の開催	◎	◎		○	前日までに
上程時質疑の取扱い	◎	○		○	1 発言通告受付の前日までに 2 前段議会運営委員会前日までに
常任委員会の開催	○		◎	○	1 前段議会運営委員会前日までに 2 委員長会議前日まで
代表質問・一般質問・緊急質問の取扱い	◎	○		○	1 発言通告受付の前日までに 2 前段議会運営委員会前日までに
意見書・決議の取扱い	◎	○			1 前段議会運営委員会前日までに 2 後段議会運営委員会前日までに
請願・陳情の取扱い	◎	○			前段議会運営委員会前日までに

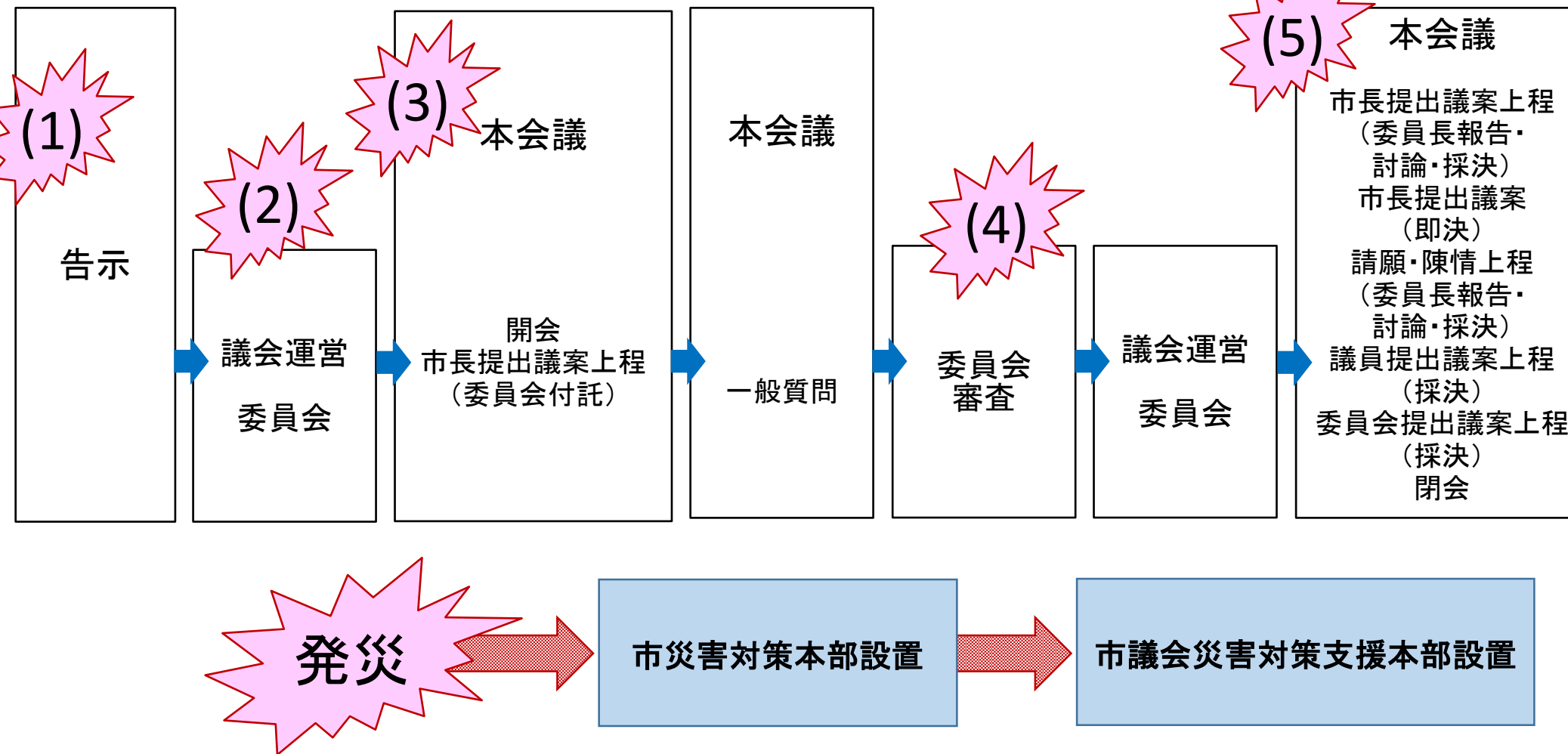
◎注意事項

- 議会の招集告示後、当該招集に係る開会の日に会議を開くことが災害その他やむを得ない事由により困難であると認めるときは、当該招集に係る開会の日の変更をすることができる。
(地方自治法第101条第8項)
- 本会議(第1日)に議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開けない(地方自治法第103条)ため、会期日程(会議規則第4条)が決定できないことから、次の日以降に会議を開くことができず流会となる。
- 本会議(第1日)に執行部(説明員)が出席できない場合でも、定足数を満たしていれば、流会を避けるため、会期日程の決定のみの議決も可能。

凡例 ◎ 主たる協議者及び決定権者
○ 従たる協議者

判断の時期は、上記表のとおりだが、災害発生等の状況により、変更できるものとする。
開催の選択肢として①通常どおりの開催②一部変更とした変則開催③開催不可

4 発災時期によるパターン



【発災時期パターン】番号に対応

- (1) 告示前
- (2) 告示後から開会前日
- (3) 開会后本会議中
- (4) 委員会審査中
- (5) 最終日

※上記、災害発生時期により、日程を調整

議案審議のみで会期を最短の日程とした場合（7日間＋休会日）

- 1 開会（議案上程・委員会付託・討論・採決：1日間）※1
- 2 オンライン開催の場合、委員会（4日間：1日2委員会ずつ）※2
- 3 議会運営委員会（1日間）※3
- 4 閉会（採決：1日間）

※1 当初予算の議案審議（第1回定例会）・決算認定の議案審議（第2回定例会）の場合は、開会日に、当該議案を除き、上程後、休憩中委員会審査、終了後に採決を想定。また、第2回及び第4回定例会は会期1日間とすることも検討。

※2 4委員会同時開催の環境整備が整うまでの間

※3 本会議の開催のための休会日等は、議会運営委員会で協議

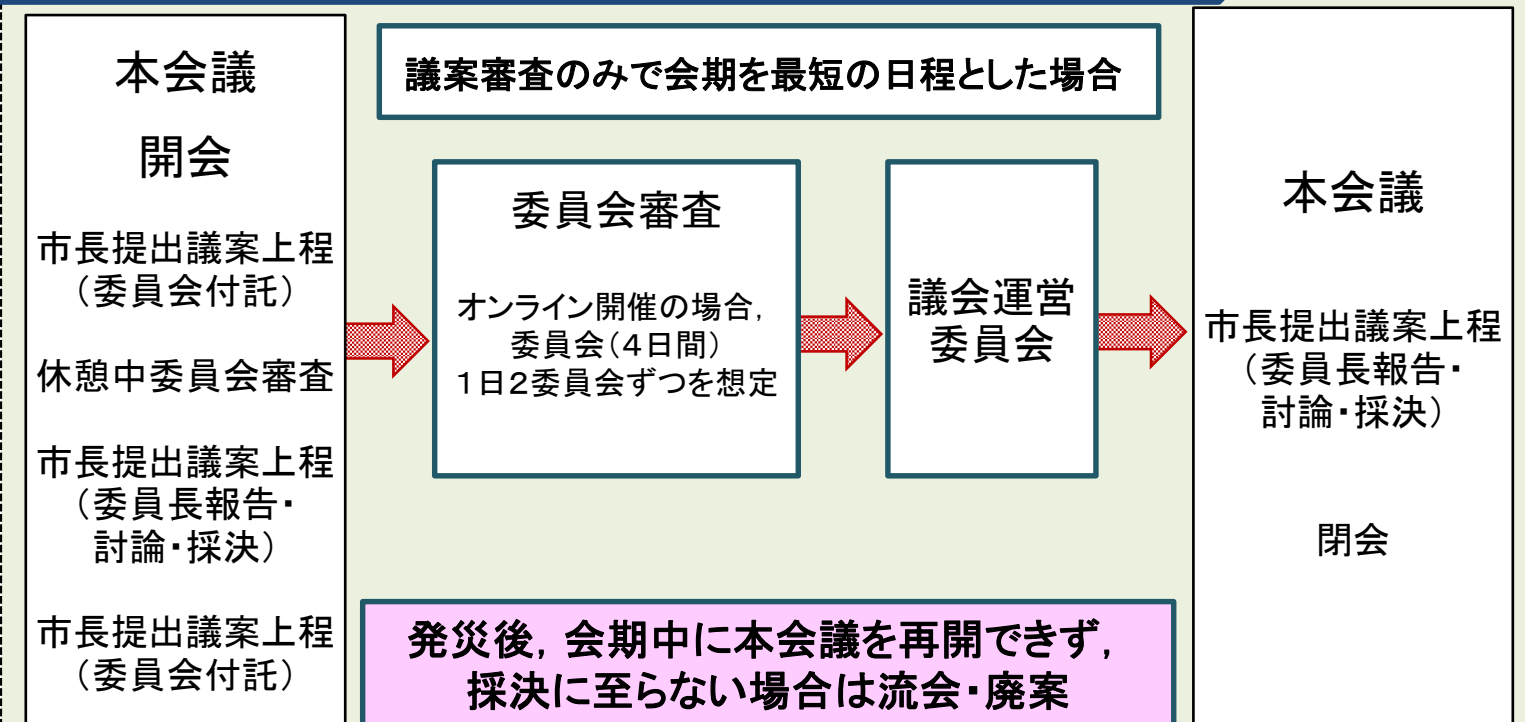
(1) 告示前

- 1 招集日等の変更について協議・検討
定例会開催の可否、会議日程の変更、各種会議開催の検討（委員会の開催方法）、審議等の検討、執行部の本会議等への出席の可否、議会棟が使用できない場合の代替場所、臨時会及び次回定例会の日程などについて確認・協議・検討

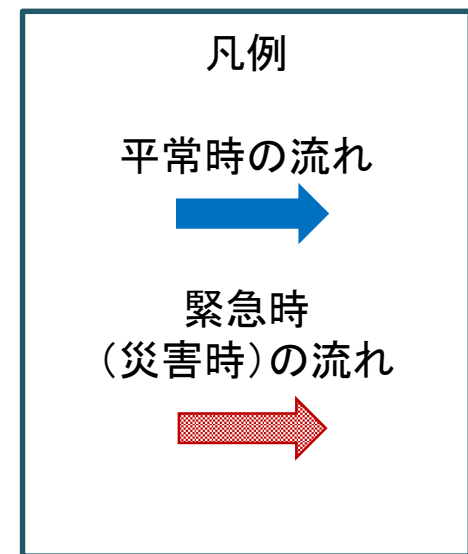
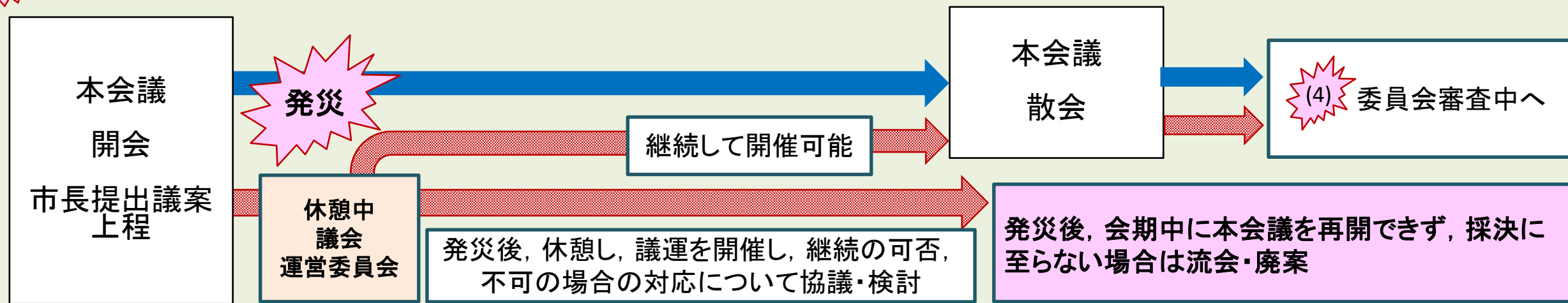
(2) 告示後から開会前日

- 1 地方自治法第101条第8項に基づく招集日の変更
災害状況を勘案し、定例会開催の可否（定例会の招集日の変更含む）、会議日程の変更、各種会議開催の検討（委員会の開催方法）、審議等の検討、執行部の本会議等への出席の可否、議会棟が使用できない場合の代替場所、臨時会及び次回定例会の日程などについて確認・協議・検討

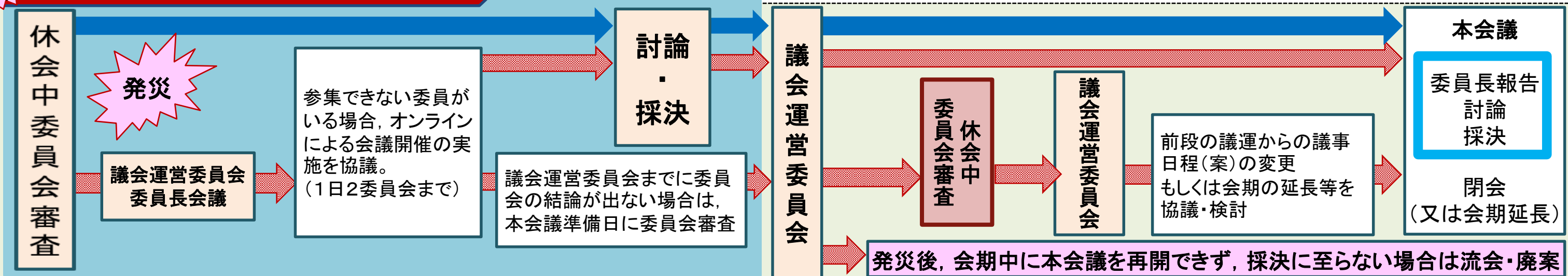
緊急時の最短日程の例（第1回及び第3回定例会）



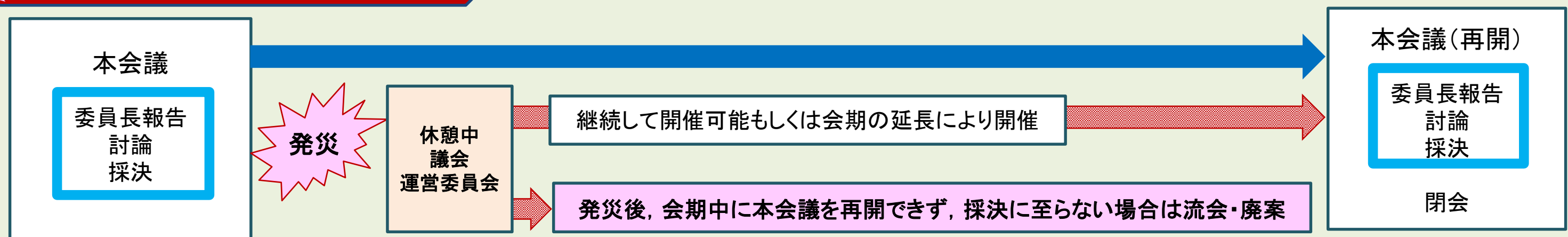
(3) 開会後本会議中



(4) 委員会審査中



(5) 最終日



5 流会・廃案になった場合の想定される対応

- 1 次回定例会に再度議案送付を受け、審議する。
- 2 臨時会を開催し、再度議案送付を受け、審議する。
- 3 特に緊急を要するため議会（上記2）を招集する時間的余裕がないことが明らかである場合（地方自治法第179条），可能な範囲で議会運営委員会を開催し，緊急を要する議案に限り，市長の専決処分により処理し，次回定例会で報告を受けその承認について審議する。（地方自治法第179条第2項）

大規模災害発生時応急対応マニュアル，調布市議会災害 対策支援本部要綱の一部改正及び先例・申し合わせ事項 について

1 大規模災害発生時応急対応マニュアルについて

地震や風水害による災害が発生した場合に，調布市議会が調布市災害対策本部と連携し，迅速かつ的確に地域の支援に対処できるよう調布市議会災害対策支援本部要綱を補完するものとして別紙マニュアルを整備した。

＜令和 6 年 1 2 月 1 3 日議会運営委員会決定＞

2 調布市議会災害対策支援本部要綱の一部改正について

調布市議会災害対策支援本部要綱については，その一部を別紙のとおり改める。

＜令和 6 年 1 2 月 1 3 日議会運営委員会決定＞

(1) 改正内容

ア 第 4 構成 第 2 項

本部長は，議長をもって充てる。ただし，一般選挙後，議長が選任されるまでの間は，議会事務局長をもって充てる。

イ 第 8 招集等 第 2 項

本部長は，必要があると認めたときは，オンライン（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法をいう。）により，会議を開くことができる。

3 先例・申し合わせの変更について

(1) 補助資料のモニターへの表示

セキュリティ強化のため、データの提出方法に USB メモリは利用しないこととする。

＜令和 6 年 1 2 月 1 3 日議会運営委員会決定＞

本マニュアルは、地震や風水害による災害が発生した場合に調布市議会が調布市災害対策本部（以下、災対本部という。）と連携し迅速かつ的確に地域の支援に対処できるよう調布市議会災害対策支援本部要綱（平成24年5月21日議会要綱第1号）を補完するものである。 ※議員とは本部長、副本部長、本部員をいう。

1 調布市議会災害対策支援本部（以下支援本部という。）における基本原則

- ①支援本部は災害の状況に応じ、必要な体制をとりながら災対本部が行う災害対応に最大限の協力をする。
- ②本部員は、会議への参加の求めがあるまでは、地域の一員（消防団や自治会等）として救援・復旧活動等の支援を率先して行う。
- ③議員は災対本部を含む執行機関の災害対応の妨げとならないよう、直接、災対本部に個別の意見や要望はせず、情報提供は全て調布市災害対策支援本部を介すること。

2 支援本部の設置

災害時に災対本部が設置されたときは、市議会として、これと連携するため、支援本部を置くことができる。

- 【 災対本部設置の可能性がある目安 】
- 震災 市域において、震度5弱以上の地震が発生した場合
- 風水害 大型台風の接近等により大雨警報、洪水警報、氾濫警戒情報、土砂災害警戒情報が発令され、市から警戒レベル3高齢者避難や警戒レベル4避難指示が発令される場合

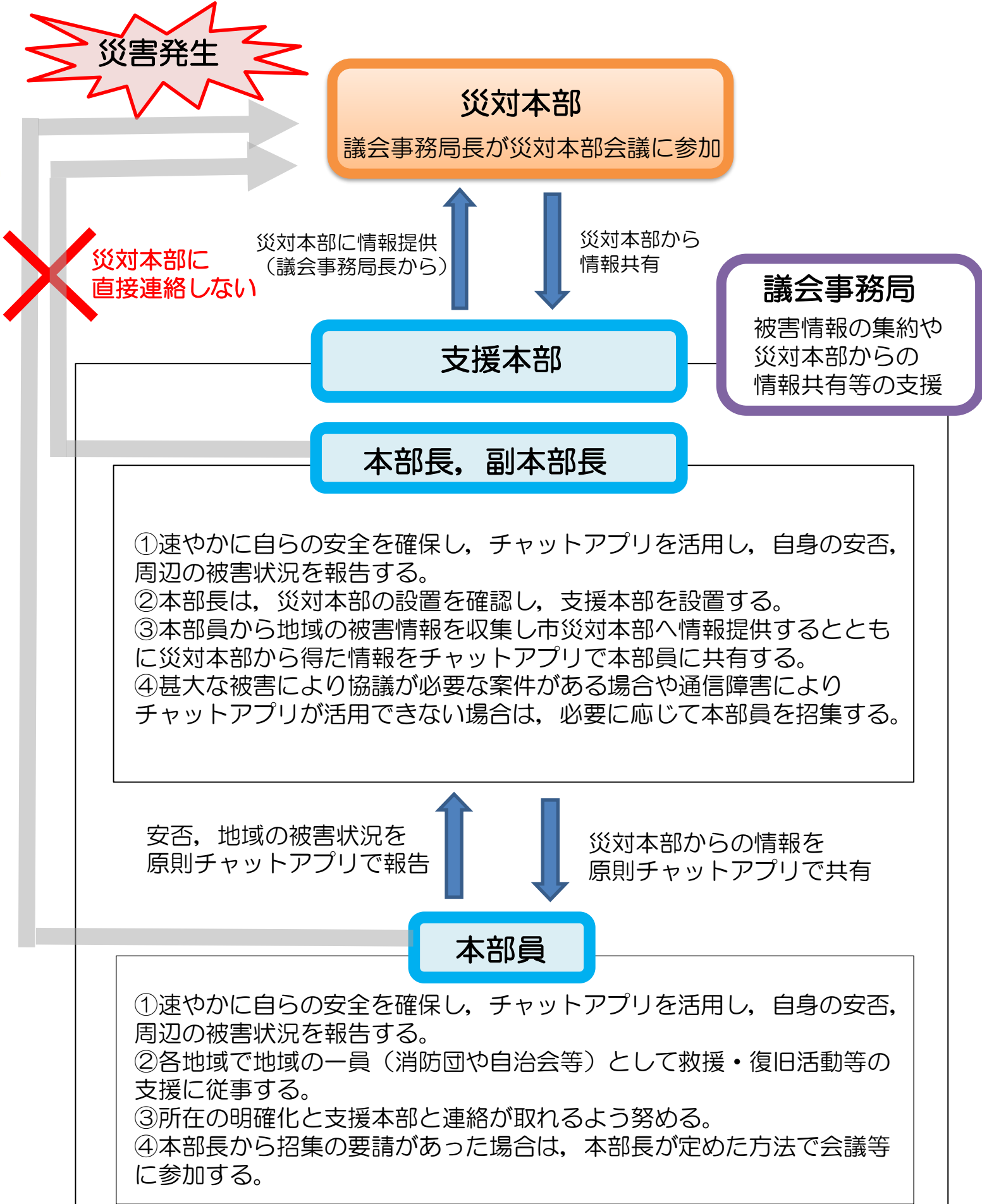
3 連絡手段・内容

- 連絡手段
議員からの安否確認及び本部への情報提供は、原則としてチャットアプリを用いるものとする。災害の状況により通信障害等が生じている場合は、適宜、電話・FAX・災害伝言ダイヤル等の活用を図ること。
 - 内容
 - ①議員及び家族の安否状況
 - ②議員の所在地
 - ③議員の居宅の被災状況
 - ④議員の参集の可否と参集可能な時期
 - ⑤今後の議員との連絡方法
 - ⑥地域の被災状況
- ※支援本部で集約し災対本部へ適宜提供する。ただし、報告内容への個別回答はしない。
- ＜ ⑥地域の被災状況の報告内容 ＞
道路閉塞、河川の氾濫、冠水等迅速な災害対策に支障が生じるような被害（報告例）
「小島町〇ー△ー□先の〇〇通りで家屋倒壊により道路閉塞あり」
「染地〇ー△ー□付近において冠水発生、〇〇アパートにおいて床上浸水あり」

4 注意事項

- ・職員や避難所に直接、要望・指示・情報提供等をせず、必ず支援本部を介すること。また、災対本部に回答は求めないこと。
- ・不確実な情報を発信しないこと（特にSNSに注意）。
- ・所在の明確化と常に支援本部と連絡がとれるように努めること。
- ・危険な場所に立ち入らないこと。

5 災害発生時のフロー（応急対応）



議会改革の取組「議会基本条例の検証について」

調布市議会では、議会基本条例制定から10年が経過し、近年の地方自治法の改正や、時代の変遷によるニーズに合った運営方法の検証や見直しが必要であるとの認識から、議会運営委員会において検証と協議を進めてきました。主な改革事項は以下のとおりです。

大規模災害時等にオンラインによる委員会等の開催を可能に

会議規則、委員会条例を改正

大規模災害時等にもオンライン出席による委員会等の開催を可能とするため、例規等の整備をしました。

災害対策としての各種マニュアルの整備について

調布市議会災害対策支援本部要綱を改正

要綱の改正に加え、要綱に基づく大規模災害発生時応急対応マニュアルのほか、緊急時（災害・感染症の蔓延等）の議会運営マニュアルを整備し、緊急時における議会の対応について確認しました。

議員研修

テーマ：議員のコンプライアンスについて

実施日：令和7年4月10日

講師：元全国都道府県議会議長会
事務局次長
内田 一夫 氏

兼職・兼業の禁止、請負禁止の緩和、政務活動費、SNSの活用、ハラスメントの防止など多岐にわたる内容について講義いただき、地方自治法の改正など制度理解に努めるとともに、議員としての責務について改めて確認しました。

市民の負託に応え、市議会の使命を果たすため、引き続き社会状況の変化に適応した議会の在り方について常に議論し、議会改革を継続的に推進するよう努めてまいります。引き続き、議会活動に御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

市民参加及び広報広聴機能の拡充について

議会報告会の在り方について

SNS等の媒体を活用した広報や夜間時間帯での開催等、市民参加推進や広聴機能の拡充に努めました。

調布市生涯学習出前講座を実施

申請のあった放課後子供教室事業あそびバ・学童の児童を対象に〇×ゲームや模擬投票を行い、議員自らが市議会の仕組みや議員の仕事について、説明しました。（7回実施）

政治倫理について

ハラスメント対策についての研修やSNSの使用についての協議を実施し、日頃から責任感を持って議員の品位を保持していくことを確認しました。

その他の改革事項

議会のバリアフリー化

- 傍聴者への手話通訳・要約筆記の拡充
- 議場内への字幕モニターの設置、本会議中継映像字幕表示（7年度予定）



災害時オンライン訓練の様子

6 その他の議会改革事項

諮問事項に加え，下記事項についても協議・決定した。

1 手話通訳・要約筆記の実施	(1) 令和6年第3回定例会以降，委員会審査時においても手話通訳を実施。 【令和6年9月9日議会運営委員会決定】 (2) 本会議及び委員会における手話通訳・要約筆記の一部変更。 【令和6年9月19日議会運営委員会決定】
2 議会のバリアフリー化	聴覚障害者等にも傍聴しやすい議会を目指すため，議場へのA I 字幕モニター設置に加え，本会議の中継映像に字幕を表示するための新年度予算を計上。
3 常任委員会における所管事務調査について	常任委員会の所管事務調査の実施方法の一部変更（条例提出後，引き続き調査を行う）。 【令和6年10月28日議会運営委員会決定】 常任委員会の所管事務調査の実施方法の一部変更（委員会提出議案提案説明時の時間制限の撤廃）。 【令和6年11月27日議会運営委員会決定】
4 委員会等審査時における電子機器の使用について（令和6年第3回定例会以降）	令和6年第3回定例会以降の議場で開催される会議を除き，委員会等の審査時に，議員においては貸与されているタブレット端末でのキーボードの使用を許可し，理事者においてはキーボードの使用に加え，貸与されているノートパソコンの持ち込みを許可する議会運営の試行実施を決定。 【令和6年8月30日議会運営委員会決定】 令和7年第2回定例会以降，試行実施を本格実施に改め，議場での審査時にも適用することに加え，携帯電話端末等の持ち込みを許可することをあわせて決定。 【令和7年5月12日議会運営委員会決定】
5 調布市議会傍聴規則及び調布市議会委員会傍聴規程の一部改正について	調布市議会傍聴規則の一部改正については，委員会提出議案として提出することを決定し，調布市議会委員会傍聴規程の一部改正については，傍聴規則の一部改正議決後に制定することを決定。 【令和7年5月12日議会運営委員会決定】 委員会提出議案として，第2回定例会に付議することを決定。 【令和7年5月28日議会運営委員会決定】
6 議会の委任による専決処分について（地方自治法第180条の規定に基づく専決処分事項の指定についての一部改正）	支払督促に係る訴えの提起を専決処分事項の指定に追加することについて，市長から依頼があり，委員会提出議案として提出することを決定。 【令和7年5月12日議会運営委員会決定】

--	--

手話通訳・要約筆記の実施について

- 1 令和 6 年第 3 回定例会以降，委員会審査時においても手話通訳を実施
＜令和 6 年 9 月 9 日議会運営委員会決定＞

- 2 傍聴者への手話通訳・要約筆記の実施
本会議及び委員会における手話通訳・要約筆記については，別紙のと
おり実施
＜令和 6 年 9 月 1 9 日議会運営委員会決定＞

議会改革検討代表者会議での検討・協議結果（平成24年4月27日）

- 【提案内容】
予約制手話通訳・要約筆記
- 【合意内容】
手話通訳・要約筆記は、予約制を基本とし、傍聴ができるよう予算化を図り実施していく。
平成25年度予算
手話通訳者派遣委託料 4,200円×2時間×2人×4回＝67,200円
要約筆記者派遣委託料 3,000円×2時間×2人×1回＝12,000円

議会運営委員会での決定事項（平成25年8月29日）

平成25年第3回定例会から申込制（傍聴希望日の3日前まで）により本会議において実施。
【実施場所】
手話通訳：傍聴者は一般傍聴席1列目、通訳者は傍聴者前の報道傍聴席に起立して行う。
要約筆記：傍聴者は一般傍聴席、筆記者は傍聴者の隣に着席して行う。

議会運営委員会での決定事項（令和6年9月9日）

手話通訳を委員会審査時においても実施。

今後の実施内容

下線部変更箇所

		手話通訳		要約筆記	
		本会議	委員会	本会議	委員会
開始日		平成25年第3回定例会	<u>令和6年第3回定例会</u>	平成25年第3回定例会	<u>令和6年第3回定例会</u>
申込期限		傍聴希望日の3日前（土・日曜日及び祝日を除く）の午後4時まで	<u>傍聴希望日の3日前（土・日曜日及び祝日を除く）の午後4時まで</u>	傍聴希望日の3日前（土・日曜日及び祝日を除く）の午後4時まで	<u>傍聴希望日の3日前（土・日曜日及び祝日を除く）の午後4時まで</u>
実施場所	傍聴者	議長判断による例）通訳を確認しやすい傍聴席	<u>委員長判断による</u>	議長判断による例）報道傍聴席	<u>委員長判断による</u>
	手話通訳者 要約筆記者	議長判断による例）報道傍聴席に起立して・速記者席横	<u>委員長判断による例）傍聴者が確認しやすい場所</u>	議長判断による例）報道傍聴席（傍聴者の隣に着席）	<u>委員長判断による例）傍聴者隣に着席し、学校机サイズの机を設置して</u>
実施方法		—	—	<u>手書きによる筆記に加え、パソコンによる筆記も可とする。</u> ※電源の確保が必須	<u>手書きによる筆記に加え、パソコンによる筆記も可とする。</u> ※電源の確保が必須
その他		—	<u>委員長が、可能な範囲で審査順序の変更や傍聴可能人数について、総合的に判断する。</u>	—	<u>委員長が、可能な範囲で審査順序の変更や傍聴可能人数について、総合的に判断する。</u>

※日程の変更や手話通訳者及び要約筆記者の確保ができないことなどの理由により、実施できない場合あり。

これまでの実績

時期	内容
平成25年第3回定例会	9月5日（手話通訳者2人） 一般質問
平成26年第1回定例会	3月10日（要約筆記） 一般質問
平成26年第3回定例会	9月24日（手話通訳者2人） 議員提出議案
平成29年第4回定例会	12月4日（手話通訳者2人） 一般質問
令和4年第1回定例会	3月24日（手話通訳者 午前2人 午後2人） 陳情・委員会提出議案
令和6年第3回定例会	9月12日（手話通訳者 2人） 厚生委員会 市長提出議案

常任委員会における所管事務調査について

1 常任委員会における所管事務調査について

常任委員会の所管事務調査の実施方法については，その一部を別紙のとおり改める。

(1) 改正内容

所管事務調査による委員会提出議案については，意見書・決議以外の議案と同様に，上程時の提案理由の説明時間に制限を設けないこととする。

＜令和 6 年 11 月 27 日議会運営委員会決定＞

令和元年 11 月 21 日
議会運営委員会決定

令和 6 年 10 月 28 日
議会運営委員会決定

令和 6 年 11 月 27 日
議会運営委員会決定

「常任委員会における所管事務調査について」

常任委員会の所管事務調査実施方法（改正版）

1 所管事務調査の実施について

委員間での協議等により所管事務調査を実施する場合は、委員会において全会一致で決定するものとし、下記の流れによって行う。

- (1) 調査項目（テーマ）については、委員会で協議のうえ決定する。
- (2) 実際の調査については、理事者説明、行政視察、委員間協議等を行う。
- (3) 調査については、委員の任期（2年）内に終える。
- (4) 調査終了時には、調査報告書を議長に提出し、任期内の本会議で報告する。

ただし、政策条例提出の場合は、報告書は不要とするが、委員の任期内であれば、政策条例制定後の調査も可能とし、調査終了時に調査報告書を議長に提出するとともに、任期内の本会議で報告する。

2 調査実施スケジュール（政策条例以外）

時 期	内 容
定例会（委員会）	●調査項目（テーマ）の決定 議題：所管事務調査の協議について ・所管事務調査項目（テーマ）協議，決定 ・所管事務調査通知書，閉会中継続調査申出書を議長に提出
最終日（本会議）	・閉会中における特定事件継続調査について議決
閉会中（委員会等） ※定例会中の委員会でも調査可	●所管事務調査の実施 ・理事者説明 ・関係団体等との意見交換（必要に応じ委員派遣議決） ・行政視察 ・委員間協議 ・調査報告書作成に向けた協議，取りまとめ，作成

定例会（本会議）	●調査結果 ・調査報告書の提出→本会議で委員長報告
定例会終了後	●調査報告書を市長へ提出

3 調査実施スケジュール（政策条例）

政策条例（委員会提出議案）の提出にあたり、内容によってパブリック・コメント（以下「パブコメ」という）を実施する場合は、調布市パブリック・コメント手続条例に準じて行い、以下の提出スケジュール等を基本とする。

なお、パブコメ実施における意見募集の用紙配架やHP・市報への掲載等は事務局が行い、議会の考え方作成等については、委員長によるものとする。

〈提出スケジュール等〉

時 期		内 容	
定例会（委員会）		●調査項目（テーマ：政策条例）の決定 議題：所管事務調査の協議について ・所管事務調査項目（テーマ）協議，決定 ・所管事務調査通知書，閉会中継続調査申出書を議長に提出	
最終日（本会議）		・閉会中における特定事件継続調査について議決	
閉会中（委員会等） ※定例会中の委員会でも調査可		●所管事務調査の実施 ・理事者説明 ・関係団体等との意見交換（必要に応じ委員派遣議決） ・行政視察 ・委員間協議 ・政策条例提出に向けた協議，条例案等作成 ※委員会提出議案として提出に向けた諸手続 （委員長判断により，全議員説明会などで，情報共有）	
時 期		策定手続等	広 報 等
パ ブ コ メ 実 施 の 場 合	閉会中（委員会） 又は 定例会（委員会）	【パブコメ実施に向けて】 ●条例案等提出スケジュールを協議 ◎委員長から議長へ条例案等提出スケジュールなどを報告	
		●議会運営委員会で，条例案等提出スケジュールなどを報告	
		【パブコメ実施→議会の考え方作成】 ○パブコメ実施準備	
		○パブコメ開始（30日間）	・市報，（市議会だより）掲載 ・HP ・公共施設に資料等配架

	○パブコメ結果（議会の考え方）作成・条例案調整	
	◎委員長から議長へパブコメ結果等報告 →各会派幹事長へ送付	
	【パブコメ結果公表】 ○パブコメ結果（議会の考え方）公表	・HP
閉会中（委員会）	●前段議会運営委員会に条例案提出	・HPの議案ページへの掲載
定例会（本会議）	（後段議会運営委員会 3 時間前までに質疑通告）	
	●最終日議決（提案理由説明・質疑・討論は議席） ※条例制定後の調査も可。 （例：逐条解説の作成等）→改めて議長へ報告	
定例会（臨時会）	【条例制定後の調査】 ●調査結果 ・調査報告書の提出→本会議で委員長報告 ○提出時期 改選前：第 1 回定例会（もしくは臨時会）までに 役選前：第 2 回定例会開会日までに	・HP に報告書掲載
本会議終了後	●調査報告書を市長へ提出	

令和 6 年第 3 回定例会以降の議会運営について

1 委員会等審査時における電子機器の使用について（令和 6 年第 3 回定例会以降）

令和 6 年第 3 回定例会以降の議場で開催される会議を除き，委員会等の審査時に，議員においては貸与されているタブレット端末でのキーボードの使用を許可し，理事者においてはキーボードの使用に加え，貸与されているノートパソコンの持ち込みを許可する議会運営の試行実施を決定。

＜令和 6 年 8 月 3 0 日議会運営委員会決定＞

今後の会議時における電子機器等の使用について

- 1 令和 6 年第 3 回定例会以降，試行実施してきた委員会等審査時における電子機器の使用に加え，内容を一部改めることを決定。

- (1) 理事者

災害時等の対応強化及びノートパソコンの使用による働き方改革の推進を目的として，貸与されているノートパソコンを議場で使用することに加え，携帯電話等の持ち込みを許可することを決定。

- (2) 議員

災害時等の対応強化を目的として，貸与されているタブレット端末のキーボードを議場で使用することに加え，携帯電話等の持ち込みを許可することを決定。

傍聴者も含め，全ての電子機器等は電源を切らなくても音を発しない状態にしたうえで，使用することを条件とする。

なお，携帯電話端末（スマホ等）の持ち込みを可能とする変更は，災害時等の対応強化によることを目的としていることに加え，調布市議会会議規則第 111 条の規定により，「何人も，会議中は，参考のためにするもののほか，新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。」とされていることに十分に留意した上で，使用すること。

＜令和 7 年 5 月 12 日議会運営委員会決定＞

今後の電子機器等の使用について

1 理事者

(1) 変更理由

災害時等の対応強化及びノートパソコンの使用による働き方改革の推進による。

(2) 今後の取扱い

電子機器等	新		旧	
	議場	委員会室	議場	委員会室
携帯電話端末 (スマホ等)	○	○	×	×
その他音を発する機器 (タブレット端末やノートPC等)	○ ※貸与品のみ	○ ※貸与品のみ	×	○ ※貸与品のみ

2 議員

(1) 変更理由

災害時等の対応強化による。

(2) 今後の取扱い

電子機器等	新		旧	
	議場	委員会室	議場	委員会室
携帯電話端末 (スマホ等)	○	○	×	—
その他音を発する機器 (タブレット端末やノートPC等)	○ ※貸与品及び キーボード	○ ※貸与品及び キーボード	×	○ ※貸与品及び キーボード

(参考)

1 傍聴者

(1) 変更理由

調布市議会傍聴規則及び調布市議会委員会傍聴規程の一部改正案による。

(2) 今後の取扱い

電子機器等	新		旧	
	議場	委員会室	議場	委員会室
携帯電話端末 (スマホ等)	○	○	×	—
			※電源を切った状態	※電源を切った状態
その他音を発する機器 (タブレット端末やノートPC等)	○	○	×	×

(補足)

今後全ての電子機器等は、電源を切らなくても音を発しない状態であれば使用が可能とする。

7 検討経過

幹事長会議 令和 5 年 8 月 31 日	日程	議会改革等に関する協議事項について
	内容	議長から議会改革等に関する協議事項について説明があり了承。なお、議会基本条例に関する件は議会運営委員会の協議とする。
	資料	① 議会改革等に関する協議事項
議会運営委員会 令和 5 年 9 月 20 日	日程	議会改革等に関する協議事項について (1) 調布市議会基本条例の検証について
	内容	議長から、今後調布市議会基本条例の検証について協議する旨の発言があった。 条例の確認のための研修等の実施について了承。
	資料	② 議会改革等に関する協議事項（議長提案）
調布市議会基本条例勉強会 令和 5 年 10 月 3 日	日程	調布市議会基本条例について
	内容	条例制定の背景、制定の経過、条例の概要などについての理解を深める機会を設けた。
	資料	③ 調布市議会基本条例について
議会運営委員会 令和 5 年 10 月 10 日	日程	調布市議会基本条例の検証について
	内容	議長から、基本条例の検討事項として第 3 条、第 5 条、第 8 条、第 12 条、第 19 条について重点的に検討していきたい旨の提案があり、事務局から補足説明。
	資料	④ 調布市議会基本条例検証報告書(平成 31 年 2 月発行)における課題等一覧表
議会運営委員会 令和 5 年 10 月 27 日	日程	調布市議会基本条例の検証について
	内容	議長の提案事項 5 項目について、継続協議していくことを全会一致で決定。
	資料	無し
議会運営委員会 令和 5 年 11 月 13 日	日程	調布市議会基本条例の検証について
	内容	今後の協議の進め方について、今回の会議で検証シートに基づき会派からの意見等を受け、その次の会議から条文の順序により検証を開始、各条の協議の進捗状況に応じて同時進行で協議を進めていくことを決定。 第 3 条及び第 8 条は、密接にかかわる事項であるため、一つの課題として取り組むことを決定。 近年の主立った地方自治法改正の概要について説明。
	資料	⑤ 調布市議会基本条例検証シート(会派回答用)、⑥ 地方自治法改正概要(R5.11.13 議会運営委員会資料)
議会運営委員会 令和 5 年 11 月 28 日	日程	調布市議会基本条例の検証について
	内容	会派持ち帰り分の検証シートに基づき会派の意見を確認し、次回以降の会議で順次条文の検証を行うことを決定。
	資料	⑦ 調布市議会基本条例検証シート（R5.11.28）

議会運営委員会 令和 5 年 12 月 14 日	日程	調布市議会基本条例の検証について
	内容	委員長から、今後の協議の進め方及び本日の協議の進め方並びに本件は議決事項ではないことから、全会派の合意が図られた上で協議を進めていきたい旨、委員長から発言があり、了承。 委員長から基本条例第 3 条及び第 8 条の検証において、広報・広聴に関するもの及び議会報告会の開催に関するものについては、市民への議会報告実行委員会での協議としてはどうかとの提案があり、会派持ち帰りとなった。 基本条例第 5 条の検証は、事務局の説明後ハラスメント対策の研修を任意で、全議員を対象とした全国市議会議長会の推奨する研修動画を全員協議会室で視聴することを提案し了承。
	資料	7, 8 調布市議会基本条例検証シートの仕分け結果, 9 全国市議会議長会通知（ハラスメント防止研修）, 10 政治分野におけるハラスメントの防止について
議会運営委員会 令和 6 年 1 月 9 日	日程	調布市議会基本条例の検証について
	内容	ハラスメント研修の実施について 2 月 9 日（金）午後 2 時から全員協議会室で 30 分程度の動画を視聴後、簡単な意見交換を行うこととした。 議会報告会の在り方や開催方法については、幹事長会議を通じて市民への議会報告実行委員会に依頼することに決定し、次回開催予定の幹事長会議に、委員長から依頼することを了承。
	資料	11 検証の振り返りと本日の協議内容, 12 請願・陳情提出者説明の推移, 13 請願・陳情の提出者説明の運用に関する陳情, 14 平成 27 年陳情第 7 号, 15 平成 27 年陳情第 10 号, 16 平成 27 年陳情第 11 号, 17 平成 28 年陳情第 60 号, 18 第 5 条オンラインに関するもの・第 12 条災害対策に関するもの
幹事長会議 令和 6 年 1 月 23 日	日程	幹事長会議における協議の依頼について
	内容	議長から諮問のあった「調布市議会基本条例第 3 条及び第 8 条の検証項目である広報・広聴及び議会報告会の開催に関する課題の整理について」市民への議会報告実行委員会での協議を幹事長会議に依頼することを決定し、委員長から議長宛てに依頼文書を送付。本件の了承後、議長から市民への議会報告実行委員長に依頼する予定である旨の報告があり、了承。
	資料	19 幹事長会議における協議の依頼について（写） 【参考】20 市民へ議会の報告実行委員会における協議の依頼について
議会運営委員会 令和 6 年 1 月 23 日	日程	調布市議会基本条例の検証について
	内容	基本条例第 8 条の、陳情提出者説明に関する項目について、会派持ち帰りの意見を確認した。 第 5 条及び第 12 条の災害対策を含むオンラインの検討について、会派持ち帰りの意見を確認。

	資料	21 検証の振り返りと本日の協議内容, 22 第5条・第12条（検討課題・手順）, 18, 23 調布市議会災害対策支援本部要綱, 24 令和元年台風第19号に係る調布市議会災害対策支援本部活動等報告書
議員研修 令和6年2月9日	日程	ハラスメント研修
	内容	総務省提供動画を視聴・意見交換（全員協議会室）
	資料	10
議会運営委員会 令和6年2月22日	日程	1 第8条 陳情提出者説明について 2 第5条及び第12条 災害対策を含むオンラインの検討について (1) 災害に関する項目 (2) 例規の整備を含むオンライン会議の協議に関する項目 3 第19条 (1) ハラスメント対策について
	内容	1 説明時間は原則5分とすることを全会一致で確認し、先例・申し合わせ事項に記載することを決定。議事録の作成については、継続協議。 2 (1) 行動マニュアルについては全会派一致で作成を決定。会派で参考事例の調査を依頼。 3 (1) 研修後のアンケート結果をラインワークスで送付している旨案内し、結果の概要を確認した。
	資料	25 検証の振り返りと本日の協議内容, 26 第5条オンラインに関するもの・第12条災害対策に関するもの, 18
幹事長会議 令和6年3月19日	日程	議会報告会について
	内容	市民への議会報告実行委員長から第18回の議会報告会の実施内容について報告。 実施日時：令和6年5月12日、午後2時から4時 場所：文化会館たづくり12階大会議場 内容：前回と同様議長、常任委員長からの報告、広聴、最後のまとめの構成で行う。
	資料	無し
議会運営委員会 令和6年3月29日	日程	1 第5条及び第12条 災害対策を含むオンラインの検討について (1) 災害に関する項目 (2) 例規の整備を含むオンライン会議の協議に関する項目 2 第19条 政治倫理について (1) ハラスメント対策について (2) SNSの発信について
	内容	1 (1) 会派から他市議会の参考事例紹介。災害時の行動マニュアルの案文を正・副委員長に一任。 (2) オンライン会議を体験した上で、検討することとする。 2 (1) ハラスメントに対する議員の共通理解のため、勉強会や研修の機会を設けることを要望する意見が多

		く、研修方法等の方向性を正・副委員長で検討し、議員の意識改革から取り組むこととした。 (2) ルールを明文化しないことを全会一致で決定し、今回の議論の内容を会派に持ち帰り、会派内で情報共有をすることとなった。
	資料	[27] 調布市議会における先例・申合せ事項新旧対照表（令和6年2月22日決定）、[28] 検証の振り返りと本日の協議内容、 チャレンジ調布：[29] 浜松市議会大規模災害対応行動マニュアル、[30] 浜松市議会災害対策本部設置時の対応（イメージ図） 自民・維新の会：[31] 流山市議会災害対応マニュアル、公明党：[32] 西宮市議会BCP（業務継続計画）、日本共産党：[33] 国分寺市議会災害対応マニュアル、生活者ネットワーク：[34] 鯖江市議会緊急時業務継続計画、[35] 大津市議会BCP（業務継続計画）、[36] 大津市議会BCP携帯ハンドブック、[37] 大津市議会BCP（業務継続計画）（素案）、[38] 取手市議会感染症対応規程、[39] 議会災害対応マニュアル議会BCP（御殿場市議会）、れいわ新選組調布：[40] 仙台市議会災害対応マニュアル（議会BCP）、 調布ミライ政策会議：[41] 大津市議会だより（議会活動のデジタル化を推進しています）、[42] 大津市議会BCP（業務継続計画）、[43] 取手市議会委員会条例の一部を改正する条例について（令和4年2月15日）、[44] 災害発生時における市議会及び議員の行動について（上越市議会） ※他市参考資料は、デジタル版のみ全文添付
議会運営委員会 （平場） 令和6年4月26日	日程	オンライン会議体験会
	内容	議会運営委員長及び正副議長を除き、各委員会室に1人ずつ移動し、全員協議会室と委員会室に別れて、オンラインの会議を3交代で体験会を実施。 実施後、参加者から意見聴取をした。
	資料	無し
議会運営委員会 令和6年5月30日	日程	1 第19条 (1) ハラスメント研修 2 第5条及び第12条 災害対策を含むオンラインの検討 (1) 例規の整備を含むオンライン会議の協議に関する項目 (2) 災害に関する項目
	内容	1 (1) 議会運営委員会での協議内容を踏まえ、正・副議長において、令和6年度以降の研修の実施の検討を依頼した。 2 (1) オンライン会議の感想含め、例規の整備を進めることについて協議。 (2) 議長から、要綱制定時とは環境が大きく変化してきていることを踏まえ、現状にあわせた要綱見直しの検討の協議について発言があり、核会派持ち帰り協議することとなった。

	資料	45 検証の振り返りと本日の協議内容, 46 時系列に見る基本的行動パターン（夜間・休日に発災した場合）, 47 時系列に見る基本的行動パターン（大津市議会）, 48 時系列に見る基本的行動パターン（豊島区議会）
幹事長会議 令和 6 年 6 月 14 日	日程	1 調布市議会議員災害時安否状況確認訓練について 2 調布市議会議員研修について
	内容	1 7月17日にオンライン会議体験会, 10月11日に災害時安否状況確認等訓練を想定したオンライン会議を実施。 2 議員研修のテーマを募集。全国市議会議長会より「市議会におけるハラスメント防止研修動画の掲載について」案内があり議員研修として取り組むことを確認。
	資料	49 市災害時安否状況確認訓練を想定したオンライン会議体験（1回目）, 50 市議会におけるハラスメント防止研修動画の掲載について
議会運営委員会 令和 6 年 6 月 14 日	日程	1 第 5 条及び第12条 災害対策を含むオンラインの検討 (1) 例規の整備を含むオンライン会議の協議に関する項目 (2) 災害に関する項目 2 第 5 条 議会運営に関するもの (1) 一般会計決算総括質疑の検討について
	内容	1 (1) 参集が困難な場合の例規の整備については, 有事を想定した規定とし, 平時については今後, 必要性が生じた際に改めて議論することと決定。 (2) 要綱の見直しの案文を含め, 災害時行動マニュアルの案の作成を正・副委員長に一任。 2 (1) 令和 6 年第 3 回定例会においても実施しないこと及び令和 7 年の第 3 回定例会では, 次の役員構成の中で, 必要に応じて検討することを決定。
	資料	51 検証の振り返りと本日の協議内容, 18, 11, 52 例規の整備が必要な検討事項（特例としてオンライン会議を開会する条件等）・【参考】委員会条例オンライン会議の規定例（フェーズに応じた会議の開会方法等の特例措置の実施要件）
災害時安否確認訓練（オンライン） に向けての練習会 （1 回目） 令和 6 年 7 月 17 日	日程	災害時安否状況確認訓練を想定したオンライン会議体験
	内容	3 グループに分かれ, オンライン会議訓練を実施
	資料	53 災害時安否状況確認訓練を想定したオンライン会議体験（1回目）グループ
幹事長会議 令和 6 年 8 月 30 日	日程	調布市生涯学習出前講座について
	内容	議長から全 5 回実施した出前講座について報告。今後, 他の施設から依頼があった場合には各会派幹事長に相談し, 積極的に取り組みたい旨の発言あり。
	資料	54 調布市生涯学習出前講座の実施報告
議会運営委員会 令和 6 年 8 月 30 日	日程	1 第 5 条及び第12条 災害対策を含むオンラインの検討 (1) 災害に関する項目

		ア 大規模災害発生時応急対応及び緊急時の議会運営マニュアルについて イ 調布市議会災害対策支援本部要綱の一部改正について (2) 例規の整備を含むオンライン会議の協議に関する項目
	内容	1 (1) ア 委員長からこれまでの議会の対応の課題について補足説明，議長から直近で設置された災害対策支援本部の活動等について所感を述べる発言があった。 (2) 標準市議会会議規則，標準市議会委員会条例の改正の概要について説明。
	資料	[55] 大規模災害時応急対応マニュアル（案），[56] 緊急時（災害・感染症の蔓延等）の議会運営マニュアル（案），[57] 調布市議会災害対策支援本部要綱の一部を改正する要綱・新旧対照表，[58] 調布市議会会議規則改正案・新旧対照表，[59] 調布市議会委員会条例改正案・新旧対照表，[60] 令和5年度標準市議会会議規則及び標準市議会委員会条例一部改正に関する報告書（改訂（8月6日現在）），[61] 標準市議会会議規則，標準市議会委員会条例の改正について（概要）
議会運営委員会 令和6年9月19日	日程	1 第5条及び第12条 災害対策を含むオンラインの検討 (1) 例規の整備を含むオンライン会議の協議に関する項目
	内容	1 (1) 正・副委員長が提案した案文で委員会提出議案の準備を進めることで全会派一致で決定。 運用方法については，要綱として定めること及び会議規則で議長が定めるとされている規程整備も行い，案文の作成を正・副委員長に一任。
	資料	[54]
災害時安否確認訓練（オンライン） に向けての練習会（2回目） 令和6年9月25日	日程	オンライン練習会（2回目）
	内容	第1回に参加できなかった議員中心にオンライン会議訓練を実施
	資料	[62] 【別紙1】実施要領（オンライン会議2回目）
災害時安否確認訓練（オンライン） 令和6年10月11日	日程	1 災害時安否状況確認訓練（ラインワークス） 2 被害状況等報告訓練（オンライン）
	内容	大規模災害時を想定し，従来の安否状況確認訓練を行うとともに，被害状況報告についてはオンラインで行った。
	資料	[63] 訓練の実施について
議会運営委員会 令和6年10月28日	日程	1 第5条及び第12条 災害対策を含むオンラインの検討 (1) 災害に関する項目 ア 大規模災害発生時応急対応及び緊急時の議会運営マニュアルについて イ 調布市議会災害対策支援本部要綱の一部改正について

	内容	1 (1) 大規模災害発生時応急対応については、役員会の設置は見送り、修正案を正・副委員長に一任。緊急時の議会運営マニュアルについては案文とおり決定。 (2) 大規模災害発生時応急対応と同様に役員会の設置は見送り、修正案を正・副委員長に一任。
	資料	64 検証の振り返りと本日の協議内容
議会運営委員会 令和 6 年 11 月 27 日	日程	1 第 5 条及び第12条 災害対策を含むオンラインの検討 (1) 例規の整備を含むオンライン会議の協議に関する項目 ア 調布市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程（案）及び調布市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程（案）について イ 調布市議会オンラインによる方法を活用した委員会開催に関する要綱（案）について 2 第19条 政治倫理 (1) 議員の請負に関する項目
	内容	1 (1)ア 提案した概要資料により、協議が整い次第、要綱案を作成、提案することを決定。 2 (1) 勉強会や研修など、議会として共通の制度理解を図ることについて委員から発言があり、請負に関する制度理解促進のための研修等の実施については、正・副議長に検討を依頼することを決定。
	資料	65 検証の振り返りと本日の協議内容、66 会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程(案)及び委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程(案)の概要、67 調布市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程(案)、68 調布市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程(案)、69 常任委員会等のオンライン開催（開催方法の特例）、70 オンラインによる方法を活用した委員会等開催までの流れ（要綱(案)の概要）、71 請負の範囲の明確化と要件の緩和について
議会運営委員会 令和 6 年 12 月 13 日	日程	1 第 5 条及び第12条 災害対策を含むオンラインの検討 (1) 災害に関する項目 ア 大規模災害発生時応急対応マニュアルについて イ 調布市議会災害対策支援本部要綱の一部改正について (2) 例規の整備を含むオンライン会議の協議に関する項目 ア 調布市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程（案）及び調布市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程（案）について イ 調布市議会オンラインによる方法を活用した委員会開催に関する要綱（案）について
	内容	1 (1)ア、イ 決定。 (2)ア 決定。 本 2 件の規程は、会議規則及び委員会条例の一部改正の議決後に制定となる旨、委員長から補足。 イ 決定。

		要綱案の概要資料をもとに作成する要綱案の案文を正・副委員長に一任。
	資料	72 検証の振り返りと本日の協議内容, 73 大規模災害発生時応急対応マニュアル(案), 74 調布市議会災害対策支援本部要綱の一部を改正する要綱・新旧対照表
議会運営委員会 令和 7 年 1 月 20 日	日程	1 第 5 条及び第12条 災害対策を含むオンラインの検討 (1) 例規の整備を含むオンライン会議の協議に関する項目 ア 調布市議会会議規則及び調布市議会委員会条例の一部改正について イ 調布市議会オンラインによる方法を活用した委員会開催に関する要綱(案)について
	内容	1 (1) ア, イは, 持ち帰り協議とし, 次回以降議題とする旨, 委員長から案内。
	資料	75 委員会提出議案・調布市議会会議規則の一部を改正する規則(案), 76 調布市議会会議規則の一部を改正する規則(案)新旧対照表, 77 委員会提出議案・調布市議会委員会条例の一部を改正する条例(案), 78 調布市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表, 79 調布市議会オンラインによる方法を活用した委員会開催に関する要綱(案)
議会運営委員会 令和 7 年 1 月 27 日	日程	1 第 5 条及び第12条 災害対策を含むオンラインの検討 (1) 例規の整備を含むオンライン会議の協議に関する項目 ア 調布市議会会議規則及び調布市議会委員会条例の一部改正について イ 調布市議会オンラインによる方法を活用した委員会開催に関する要綱(案)について
	内容	1 (1) ア, イ 決定。
	資料	無し
幹事長会議 令和 7 年 2 月 26 日	日程	1 市民への議会報告実行委員会の協議結果等について 2 議員研修について 3 調布市生涯学習出前講座について
	内容	1 市民への議会報告実行委員長から依頼されていた協議結果の報告があった。 2 議員の責務, 兼職・兼業の禁止, 請負禁止の緩和, 政務活動費など「議員のコンプライアンスについて」として元全国都道府県議長会事務局次長内田一夫氏を講師に4月10日に実施することを決定。 3 議長から, 令和 7 年 1 月 15 日と 2 月 5 日に実施した 2 回目の出前講座の報告があった。
	資料	80 市民への議会報告実行委員会における協議について(報告), 81 議員研修について, 82 調布市生涯学習出前講座(令和 7 年 1 月, 2 月)の実施報告
議会運営委員会 令和 7 年 2 月 26 日	日程	1 第 3 条及び第 8 条 (1) 広報広聴及び議会報告会の開催に関する協議事項 2 第 5 条及び第12条

		災害対策を含むオンラインの検討 (1) 例規の整備を含むオンライン会議の協議に関する項目 ア 調布市議会全員協議会要綱及び調布市議会広報委員会要綱の一部改正について
	内容	1 (1) 幹事長会議で了承された市民への議会報告実行委員会での協議結果について議長から報告・了承。 2 (1) 本2件の要綱については、改正せずに各会議がオンライン開催できる旨の説明があり、了承。
	資料	80, 83 委員会提出議案・調布市議会会議規則の一部を改正する規則, 84 委員会提出議案・調布市議会委員会条例の一部を改正する条例
本会議 令和7年2月28日	日程	委員会提出議案第2号 調布市議会委員会条例の一部を改正する条例 委員会提出議案第1号 調布市議会会議規則の一部を改正する規則
	内容	会議の冒頭にそれぞれ上程、満場一致で可決。
	資料	83, 84
議会運営委員会 令和7年3月24日	日程	第5条及び第12条 1 例規の整備を含む オンライン会議の協議に関する項目 (1) 先例・申し合わせ事項について
	内容	1 (1) 大規模災害時等に幹事長会議をオンラインで開催できること、オブザーバーは委員外議員の規定によることを決定。
	資料	85 先例・申し合わせ事項新旧対照表
議会運営委員会 令和7年3月31日	日程	未検証項目の振り返りについて
	内容	未検証項目の課題や協議に至らない課題については、次の役員構成の中で必要に応じて協議いただくことを決定。
	資料	無し
議会研修 令和7年4月10日	日程	議員のコンプライアンス（議員の責務、兼職・兼業の禁止、請負禁止の緩和、政務活動費等）について
	内容	議員の責務、兼職・兼業の禁止、請負禁止の緩和、政務活動費等について理解を深めた。
	資料	著作権の関係により、資料添付せず。
議会運営委員会 令和7年4月16日	日程	第19条 政治倫理 1 議員の請負に関する項目について
	内容	請負状況の公表についての、例規等を整備することの可否及び議員個人による請負状況の透明性を確保するための取組として、各議員の請負状況の確認を毎年1回、定期的に行うことについて持ち帰り協議とする旨、委員長から案内。
	資料	無し
議会運営委員会 令和7年5月12日	日程	第19条 政治倫理 1 議員の請負に関する項目について

	内容	引き続き協議することを決定。
	資料	無し
災害時安否確認訓練（オンライン） 令和 7 年 5 月 15 日	日程	1 災害時安否状況確認訓練（ラインワークス） 2 被害状況等報告訓練（オンライン）
	内容	大規模災害時を想定し，従来の安否状況確認訓練を行うとともに，被害状況報告についてはオンラインで行った。
	資料	86 令和 7 年度第 1 回調布市議会議員災害時安否状況確認訓練実施要領
議会運営委員会 令和 7 年 5 月 28 日	日程	
	内容	
	資料	



災害対策訓練の様子

種別	議会基本条例検証項目		令和 5 年								令和 6 年												
	条文	内容	8月31日	9月20日	10月3日	10月10日	10月27日	11月13日	11月28日	12月14日	1月9日	1月23日	2月9日	2月22日	3月19日	3月29日	4月26日	5月30日	6月14日	7月17日	8月30日	9月9日	9月19日
幹事長会議			基本条例の確認と検証を提起									議会報告実行委員会へ依頼することを了承		文教委員会所管事務調査の中間報告・全議員説明会について	議会報告実行委員長から報告 第18回議会報告会の実施内容				ハラスメント防止研修 全国市議会議長会動画の視聴を決定		調布市生涯学習出前講座の実施について報告		
研修等					議会基本条例勉強会							ハラスメント研修 総務省動画視聴							オンライン会議訓練を実施				
議会運営委員会	議長発言			基本条例の確認と検証を提起 研修を決定		5項目の検討事項を提起	5項目の継続協議を決定	検証シート作成依頼	検証シート協議を確認														
	第3条 第8条	広報・広聴に関するもの								協議	議会報告実行委員会に依頼【決定】												
		議会報告会の開催に関するもの								協議											出前講座について検証シートに追加【了承】		出前講座報告
		陳情提出者説明に関するもの									協議【会派持ち帰り】	協議【会派持ち帰り】		説明時間は原則5分【合意】 （議事録作成は継続協議）		先例・申し合わせ事項を確認							
	第5条	オンラインに関するもの									協議【会派持ち帰り】	協議【会派持ち帰り】					(平場)オンライン会議体験会	協議	協議		協議		協議 委員会提出議案とすることを決定
		議会運営に関するもの																	一般会計決算総括質疑について令和6年は実施しない【決定】		協議		協議
	第12条	災害対策に関するもの									協議【会派持ち帰り】	協議【会派持ち帰り】		協議【災害時行動マニュアル作成を決定】		協議 他市議会参考事例紹介		協議	協議		協議		協議
		地方自治法改正に関するもの							説明												協議 会議規則・委員会条例改正(案)説明		協議
	第19条	政治倫理に関するもの								協議 ハラスメント研修の実施を了承	協議			協議 2月9日研修のアンケート結果を共有		協議 SNSのルール明文化をしないことを決定		協議					
	その他の事項																			委員会中タブレットのキーボード、理事者のPC持込可【試行決定】	委員会における傍聴者への手話通訳の実施について【決定】	傍聴者への手話通訳・要約筆記の実施について【決定】 所管事務調査改正【継続協議】	

議会基本条例検証項目							令和 6 年		令和 7 年										
	条文	内容	9月25日	10月11日	10月28日	11月27日	12月13日	1月20日	1月27日	2月26日	2月28日	3月24日	3月31日	4月10日	4月16日	5月12日	5月15日	5月28日	
幹事 長 会 議										市民への議会報告実行委員長から協議結果の報告 「議員のコンプライアンスについて」研修することを決定 調布市生涯学習出前講座の実施について報告									
	研修等		オンライン 会議訓練を 実施	災害時安否確認訓練（オンライン）										「議員のコンプライアンスについて」 講師：内田一夫氏			災害時安否確認訓練（オンライン）		
議会 運 営 委 員 会	議長発言																		
	第3条 第8条	広報・広聴に関するもの								幹事長会議での市民への議会報告実行委員会へ協議結果の報告を，議長から報告，了承									
		議会報告会の開催に関するもの																	
		陳情提出者説明に関するもの																	
	第5条	オンラインに関するもの				協議 会議規則・委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程 【決定】 オンラインによる方法を活用した委員会開催に関する要綱(案) 概要を説明	会議規則・委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程 【決定】 オンラインによる方法を活用した委員会開催に関する要綱(案) 概要に基づき例規を整備することを決定	オンラインによる方法を活用した委員会開催に関する要綱(案) 概要を説明 【会派持ち帰り】	会議規則・委員会条例の改正案の取扱い 【決定】 オンラインによる方法を活用した委員会開催に関する要綱（案）を委員会条例議決後に制定 【決定】	会議規則・委員会条例の改正議案 【決定】 調布市議会全員協議会要綱及び調布市議会広報委員会要綱について改正不要を了承		大規模災害時等に幹事長会議をオンラインで開催できること，オブザーバーは委員外議員の規定による 【決定】	未検証項目の課題や協議に至らない課題については，次回の役員構成の中で必要に応じて協議 【決定】		請負状況の公表についての例規等を整備，議員個人による請負状況の透明性を確保するための取組 【協議】	協議		請負状況の公表についての例規等の整備は，他団体の同項を注視し検討。各議員の請負状況の確認は正副に依頼【決定】 検証結果を報告書として取りまとめ，報告書の提出をもって，調布市議会基本条例の検証について完了【決定】	
		議会運営に関するもの			協議	協議													
	第12条	災害対策に関するもの			協議 緊急時の議会運営マニュアル【決定】 災害対策支援本部の役員会設置見送り 【決定】	協議	大規模災害発生時応急対応マニュアル 災害対先支援本部要綱一部改正 【決定】												
		地方自治法改正に関するもの				協議		会議規則・委員会条例改正（案）説明											
	第19条	政治倫理に関するもの				協議 請負に関する制度理解促進のための研修等の実施について正・副議長に依頼する 【決定】													
	その他の事項				所管事務調査条例提出後も引き続き事務調査を行う場合の手続 【決定】	所管事務調査委員会提出議案の提案理由説明に時間制限を設けない 【決定】					【本会議】 会議規則の一部を改正する規則・委員会条例の一部を改正する条例【議決・公布・施行】								

登 録 番 号
(刊行物番号)

2 0 2 5 - 0 5 7

調布市議会基本条例検証結果報告書

令和 7 年 5 月発行

発 行 調布市議会事務局

〒182-8511 調布市小島町2-35-1

TEL 042-481-7292

印 刷 庁内印刷

本書は、古紙配合の再生紙を使用しています。